

求めつ、一方に於ては伊太利に對し種々の便宜を與ふべきを約束したり。されど、羅馬政府の三國同盟に對する誠意の稀薄となれること既に久しく、特にモロッコ事件この方、彼は奧地利よりも寧ろ佛蘭西に接近せんとしつゝありたるに、更に奧地利がアルバニア公國を樹立して、伊太利をアドリア海より疎隔せんとするを見るに及んでは、始めて己が眞の利益の何たるかを明にすることを得、是を以て三國同盟は全く守勢的なるを以て、明に攻勢的性質を帯びたる事業に参加すること能はざるを口實とし、奧地利の要請を峻拒したり。

一九一三年八月九日、伊太利外相サン・ヂウリアーノの内閣議長ヂオリアッティ宛書信に曰く、「奧地利は獨逸竝に伊太利に對し、彼が塞爾比に對する行動の本意を通告し、之を以て守勢的活動なりとして三國同盟に應援義務の適用を求めたるも、是れ余の同意し難き所なり。吾人は此際、かゝる偶發的行動を以て守勢的行動なりと思惟せず、従つて應援義務の成立し得ざるものたるを明言するを要す」と。ヂオリアッティは之に答へて曰く、「奧地利にして塞爾比に反對して行動するものとせば、吾人に應援義務の存在せざるは明なり。是れ蓋し奧地利が私利の爲に營む所の活動なればなり。何者も攻撃を企らむ者なき場合に於て、守勢と謂ふが如き事あるべからず。須く正式に之を奧地利に告げざるべからず。又獨逸をして奧地利の斯かる冒險を思ひ止まらしめざるべからず」と。

斯くして奧國は其何れの同盟國よりも援助を得ること能はざりしを以て、一時之を思ひ止まりたる

も、彼は決して永久に之を斷念したるにはあらざりしかば、翌年に至りて彼が禍心は又もや露白し來りたり。此間伯林政府も亦、前年伊太利の深慮によりて防止し得たりし大戦争を曾て其念頭より逸せず、之が再發の機會を待ちたり。彼は單に一塞爾比に止まらずして、總ての強國を此の畏るべき大戦争に誘致し、特に之を以て佛蘭西撃滅の好機となさんことを其の最大の目的とし、獨逸のフリドマン(Friedmann)と稱する一論客は、「余若し皇帝たらば」と題する一論文に於て述べて曰く、「ハブスブルグ王家は獨逸に味方せん。然らずんば彼は滅亡の外あらざるなり。思ふに一八六六年の同胞殺戮戦は、獨逸帝國の基礎を固めんとする上に於て必須なりしなり。白耳義や和蘭の小國は其國家の小なるが爲に生存の權利をさへも失へるなり。何となれば苟も國家にして獨立の權利を主張せんとする、手に劍を執つて自ら其權利を防護せざるべからざればなり。獨逸國民にして戦勝を博せんか、佛蘭西の威嚇は長へに之を斷つを得べく、佛蘭西は到底之を亡さざるべからず。佛蘭西の崩壞に一掬の涙を捧げざるの獨逸人はなからんも、されど彼等は寧ろ憐憫の情を以てヂョルヂュ・ダンダンよ、是れ汝の欲する所にあらずやと言ふべきのみ」云々と。

第二節 獨逸は闘はんことを欲したり

かくて獨逸は、執拗にも絶えず間接に佛蘭西に挑みて之を激憤せしめ、之をして假令、勝算なき迄も

武器を執つて攻撃的態度に出づるの止むなきに至らしめたり。此間の事情を知らんと欲せば、一九一三年に於て起れる多くの事件に於て、如何に佛蘭西をして忿激せしめんとて獨逸の企圖の露白せられつゝあるかを回想せざるべからず。第一に四月三日、一箇のツラペリン式飛行船の三名の獨逸士官と一名の下士とを載せて佛蘭西のリネヴィール(Lunéville)に着陸したる事あり、佛蘭西政府の寛大なる處置に出でて之を釋放せしに拘らず、伯林政府は之に向つて嫌味がましき抗議を提したり。十日の後ナンシーの一酒舗に於て、此屋の會衆と獨逸人顧客との間に争論起り、後者は侮辱を被りたる氣味なりしかば、伯林政府は又もや直に之に對して抗議を申出で、四月十五日、外相フォン・ヤーグー(Von Jagow)は帝國議會に於て陳述して曰く、「若し斯かる報道にして眞實ならんには、悲しむべき結果を生ぜん。こは宰相の議會に於ける過日の陳述にも見ゆる如く、排外的運動の今や民心を支配し、漸く險惡に赴きつゝあるを示すものなり。巴里駐劄獨逸大使は巴里政府に之が説明を求め、且、是等の報告にして事實ならば、此場合獨逸人に對する保護の不十分なる事に關して意志を陳述すべきの任を委ねられたり」と。由りて佛蘭西政府はムールト・エ・モザル(Meurthe et Moselle)の知事を轉職せしめて、陳謝する所ありたるに、居ること數日にして(四月二十日)現役將校の指揮せる團體所屬の獨逸少年義勇團員は、制服を着し、樂隊を奏し、國旗を先頭に推し立て、佛蘭西のノヴァン(Novant)に進入し來り、同月二十二日には、二名の獨逸將校の搭乗せる獨逸軍用複葉飛行機は、獨佛國境より五キロメートルな

るアルラクトール(Arrecont)に着陸せり。此頃、獨逸の新聞紙は佛蘭西の外人聯隊に對し、絶えず攻撃を試み、或は同軍隊に屬する獨逸人を除隊せしめんとし、或は獨逸人中の或者は死刑に處せられたりなど虚報をまことしやかに掲げ、斯の如くにして手を換へ品を換へ、益々佛蘭西の憎怨を打ち募らしめたり。佛蘭西の一時、三年兵役法案の難確に苦み、又軍隊騒動に懊惱しつゝありしや、仰々しく此記事を掲載して、寧ろ得意の色ありき。ナティオナル・ツァイトング(National Zeitung)は「獨逸には斯かる騒動の起る氣遣ひなし」と云ひ、モルゲン・ポスト(Morgen Post)は「佛蘭西に於ては三年法案に對する反對運動と非軍國熱とは、自然の理法の避くべからざると同じく増大す」と言ひ放ちたり。最後にアルサス州サヴェルヌ(Saverne)に於けるフォン・フォルストネル中尉(Forschner)の暴言と、竝に同地將校團の人民に對する暴行とは、侵略的排佛傾向の益々獨逸國內に旺盛しつゝあるを示したり(十一月)。

第三節 白耳義中立問題

之を要するに獨逸は佛蘭西を以て防禦の力なきものなりとし、一に之に攻撃を加ふべき好機會の到るを待ちつゝありたるなり。但し彼は此際に於て佛蘭西の一國のみを其相手と爲さん事を欲し、ロバート卿の言ひたりし如く、陸軍を有せざる英國の有力なる援助を佛蘭西に與へんこと思ひも寄らざりし事として、さして英國を恐るゝ所なかりき。英國にては自由黨は久しく政權を握りて軍備の擴張をな

すこと能はず、動もすれば同盟罷工を以て威嚇せる労働黨の主義宣傳と其運動とに煩はされたるが、然るに其一方に於ては愛蘭士問題あり、ウルスターは公然反亂の準備に汲々たりし事とて、佛蘭西の獨逸の威嚇する所となりたらん場合、大なる援助を佛國に與へ得べくも思はれざりしなり。獨逸の恐るる所は、寧ろ數年來陸軍を復興すべく大に努力しつゝありたる露國の方面にありたれど、獨逸は當時露國に於て勢力を占めたる社會黨の運動と、諸民族の權利要求(波蘭、芬蘭及びアルメニアのその如き)の運動との結局、露國を苦しむるに至るべきを期したる外に、露國に於ける最近の軍事的改革の未だ其成果を結ぶに至らず、他日百八十五萬人となるべき露國の現役兵額も、猶未だ百四十萬に過ぎざるを知りて自ら慰むる所ありたり。特に露國の行政の不完全にして、就中其鐵道も不備を極めたれば、(ベトログラード政府は西境に到るべき鐵道の僅に九線を有せしのみなるに、獨逸は此方面に於て二十五線を有したり)中歐二國が數日にして其動員を完了し得るに、露國政府は少くとも三週間を要するの事實も亦、獨逸の見逃さざる所なりき。従て獨逸は露國の動員の完了せざる以前に、遮二無二佛蘭西に侵襲して之を撃破せざるべからずとしたり。かくて一八七一年に於ける如く佛蘭西をして巴里城下の盟に屈服せしむべきの方法は、抵抗力に富める佛蘭西の東境よりして之に攻撃を加ふるにあらすして、國境を北方に迂迴し、白耳義及びルクセンブルグを経由して之に侵入するにあるも、之が爲には一八三一年、一八三九年及び一八六七七年の諸條約に依りて、列強の公然保證せる此等兩國の中立を侵犯せざる

べからざる事となる。然も、條約を以て自國に利益ある間のみ價值を有するものたるに過ぎずと信せるの獨逸に取りては、斯くの如き國際法上の禁制も、何等顧慮するに足らざるものたらんばあらざりき。獨逸政府は以爲く、迅雷耳を蔽ふに違あらざる底の快速なる運動を以て咄嗟に事を決着せしめ、以て歐洲をして既成の事實に對し故障を申出づるの餘裕すらもなきに至らしむべし。かゝらんには全歐洲は既成事實の前に聽従するに至るべきなりと。伯林の政治家は白耳義にして獨逸軍の侵入に抵抗するに至らんか、是れ即ち獨逸をして彼を敵國と看做し、其一部なり全部なりを併合するの口實を作爲するに至らしむる所以のものなりとなし、又アンヴェルヌによりて英國の全海軍を威嚇せん事を望みたり。後に至りては彼等は其白耳義侵入を以て、これ獨逸軍に先だちて他國の之を侵略する途を塞がんに爲に外ならず、白耳義政府が特に英國と結びて獨逸軍の之を侵すに先だち、英國を引き入れて獨逸軍に對抗せしめんとしたるに因るものなりと主張したり。されどこは全然虚構の説にして英國陸軍大佐バーナーデ・ストーン(Bernardiston)と、其後一九一三年に至りて英國公使館附武官ブリヂス(Bridges)との、白耳義參謀總長と公然たる會見を行ひたるは、單に白國の中立の威嚇せらるゝに際しては、英國が武力を以て之に干渉すべきを告げたるに止まり、何等の契約をも取結びたるには非ざりしなり。プロシヤ政府も亦倫敦政府に向つて、白國は其政府の請求による場合に於てのみ英國の援助に同意すべく、苟も條約にして尊重せられん限り、白耳義政府は決して斯の如きの援助を英國に求むるが如き事

なかるべきを正式に通告したり。一九〇九年レオポルド二世 (Leopold II) の後を継ぎたる現白耳義王アルベール一世 (Albert I) は、尙若年にして、嚴肅なる教育を受け、資性沈靜剛毅にして忠誠の念厚く、義務を重んじ、自國の獨立を保全し、其中立の尊嚴を保持せん事を以て第一義と思惟したるが、獨逸のバワリアに出でたる王妃エリザベト (Elizabeth) も、亦王と思想を共にして、決して之を裏切るが如き事なかりき。王と王妃とは何れも一九一四年に於て、白耳義の二人者に期待したりし所を證明したり。然るに獨逸は之に反して、王及び王妃の毅然として白耳義國の爲に其節を完うし得ざるべきを揣摩したり。一九一三年十一月の末の事なりき、駐獨佛國大使デュール・カンボンは、獨逸皇帝が折柄彼を訪問中なりしアルベール王に物語りたりてふ奇怪千萬なる會話を本國政府に通告したり。之によるときは、皇帝の屢々標榜したりし平和思想の今や全く別様の傾向を執るに至りたること、誰憚る所もなく言明せられ、帝は佛蘭西との戦争の避け得べきに非ずして、獨佛の異日必ず干戈を交ふるに至るべきを述べ、尙又、附言して曰く、『朕は陛下が自らコプルグの出なる事を記憶せられん事を望む』と。王は答へて曰く、『朕は、特に朕の白耳義人なる事を記憶すべし』と。ウイヘルムは問うて曰く、『若し朕の軍にして白耳義に侵入せんか、陛下は如何にし給ふか』『朕は朕の義務を果たすべし』と。是に於て列席の參謀總長モルトケは、此斷乎たる返事を耳にして、下の如く述べたり。『今度こそは始末を着くべきの時なり。陛下は今日獨逸の熱血の如何に抑へ難きものあるかを推知し得ざるなり』と。

斯くして一九一三年の末より、獨逸政府は愈々白國の中立を侵害すべきを決したれば、同年四月二十九日、社會黨のレデブール (Ledebour) の獨逸帝國議會に於て、此の點に關する意見をヘーリングゲン (Heeringen) 及びヤーゲーに訊すや、彼等は頗る曖昧なる返答を之に與へたるを以て、不安の念措く能はざるの白耳義は陸軍の改革を策し、戦時の兵額十萬を十七萬五千に増加し、アンヅェルス (Athena) リエージュ (Liège) 及びナミュール (Namur) の諸要塞守備兵を増員する事としたり。幾くもなくして大戦争は勃發したれば、既に久く侵襲の威嚇を被りつゝ、ありたる白耳義の爲には軍隊改革の事、決して徒爾ならざりしなり。

ウイヘルム二世は最後に彼が計畫を實行すべき時機を促進すべく、一九一四年の初めに於て種々畫策する所ありたり。今其一例を擧げて言はんには、彼はニコラス二世の許に密使を特派し、獨逸と結びて英國に當らん事を私かに提議し、露國船舶のダーダネル及びボスフォルス通過を默認する代りに、埃及並にスエズ運河を獨逸に與へんことを申出でたりしに、ニコラスは憤然として拒絶せしかば、カイゼルも亦怒りて他の手段を講ぜんとしたり。當時埃及は、獨逸皇帝が野心の一對象たりしを以て、帝は又ケデーヴ、ヒルミ・パジヤと私かに款を通じ、ヒルミが英國統監キチナーに用金を求めて拒絶せられたるを見るや、君府を経て彼の爲の間接に右資金を調達し、之が代償として、有益なる情報を入手することを得たりき。

されど此等の陰謀も何等の結果を齎すに至らざりしかば、カイゼルも愈々最後の決着に到らんとし、此目的を以て再び塞爾比の征服に取かゝり、一九一四年の半を以てベルグラード政府に大打撃を與ふべき準備を修めたり。彼が此陰謀は、固より奥匈國皇太子との協調の結果に出でたるものにして、その結果幾くもなくして歐洲大戦亂の勃發を見るに至りたり。

第四節 フランツ・フェルディナンド太公竝に

サライエヴァの悲劇

時に奥地利皇帝は八十四歳の高齢に達しけるが、彼の長子たるルードルフ (Rudolf) は是より先、一八八九年、一子なくしてマイエルリング城に悲劇的の最後を遂げたるを以て、帝は己の弟カール・ルードウィヒ (Charles Louis) を之が後繼者となし、その一八九六年を以て歿するに及んで、更に息フランツ・フェルディナンド (Francois-Ferdinand) (一八六三年生) を以て皇太子となしたり。新太子は智能の特に人に抜んづるものなく冷靜にして寡言なりしも、時に感情の興奮するありて、爲に人をして其理性の存在を疑はしむること久しかりき。彼は一九〇〇年、フリードリヒ大女公の侍女たりし、チッタ女伯と尊卑結婚を行ひ、爲に女伯をして曖昧なる地位を奥國の宮中に占むるに至らしめ、ハプスブルグ家の極めて嚴肅なる儀禮によりて、元來皇族ならざる皇太子の配偶者は皇族に加はる事を許されず、其席

次も亦諸大女公の後に列せらるゝに止まりたれば、彼は努めて斯かる事情より脱出せん事を望みたり。二人の結婚せんとするに當りて、フランツ・フェルディナンドは彼等の間に生すべき子女の皇位を繼承するの資格なきを承認し、豫め此等の子女の爲に之を放棄すべきを誓ひ、斯くて大なる屈辱を忍び得たれども、されど、如何にかして曩日の誓約を破棄し、彼の愛子をして皇位に即かしむべき方法を得んことを思念せざる日はなかりき。元來加特力に歸依して羅馬法皇の忠僕たりし彼は、法皇の助力の彼をして此目的を達成せしむる上に強ち無用ならざるべきを信じたるが、彼は又善良の獨逸人なりしかどスラヴ族、特に塞爾比人を惡むこと甚しくして、一九〇八年乃至一九〇九年には塞爾比を撃たんとせしほとなりき。ウィルヘルム二世は是に於てか、彼が此最後の感情に乗じて、己の目的を達せんことを欲したり。

獨逸皇帝と太公との會見は頻次行はれて、フランツ・フェルディナンドは一九〇九年、壯なる親睦的示威運動を以てポツダム (Potsdam) に請ぜられたり。一九一四年に至り彼はカイゼルに對する答禮として、帝をボヘミアのモノビヒト (Konopiště) 城に招受し、二人は六月十二日を以て茲に會見して懇談數日に互りたるが、海軍大臣ティルピッツ (Tirpitz) を始め、獨逸政界に於ける有力なる若干人物も亦來りて之に加はり、重要問題の話頭に上りたるを示したり。會見の詳報に至りては之を窺知するに由なきも、竊に洩れ聞く所に依れば、露國及び奥匈國の領土に更改を加へ、新に二つの國を作り、太公の二子

をして之が君主たらしめん事を議題としたるものゝ如し。其中の一國は波蘭、リトワニア及びポーゼンに跨るものにして、太公の嫡子之を支配すべく、他の一は塞爾比及びアドリア海の東海岸を包括し、ボヘミア、勃牙利及び奥匈國のスラヴ民族居住地を以て成るものたり。而して獨逸帝國は、奥地利中の獨逸人居住地方とトリェストとを併合し、此等の新國家と軍事的並に經濟的同盟を結ぶべしと云ふにありき。

この後幾くもなくして、太公は其久しく企圖したる奥塞間の戦争を近き將來に於て勃發せしめん事を期し、妃帯同にてボスニアに旅行し、遂に夫妻は悲惨なる最期を遂ぐるに至れり。此の旅行は公式には、六月末日を以て此地方に行はるべき演習に臨場せんが爲めなりと稱せられたるも、此の日は恰も塞爾比が、夢寐尙忘るゝこと能はずとせるコッソヴナー戰役 (Kosovo) の記念日たりしなり(一三八九年、塞爾比の土耳其の爲めに大敗せる戰役)。最近に於ける各種の文書にして若し信すべしとせば、太公は一九〇八年の事件この方、ユーゴ・スラヴ族の間に増長し來たれる國民的激情に乘じ、塞爾比の陰謀者が恰も太公の生命を狙へるものゝ如くに伴り、サライェヴォなる探偵の一子たるカプリノウィッチ (Cabrionich) なるものをして、無害の爆烈彈を投ぜしめ、此苦肉の策を以て塞爾比政府を詰るに、其謀殺未遂の非擧を以てし、之に對する辯明を求むるの口實となさんしたりしやも知れず。尤も之に付ては確證なしと雖、唯だ一事、確實にして疑を挾むべからざるは、カプリノウィッチの所謂陰謀の之が

實行の豫定期日より數日前に、奥地利官憲に告訴せられたるに拘らず、警察が之に對して豫防的の警戒手段を講せざりし事なりき。太公夫妻の六月二十八日を以てサライェヴォに到着するや、直に爆烈彈の見舞ふ所となりたりしに、彈は彼等に命中せず、是より一時間の後、夫妻の自動車にて同市の旅館を出で衛戍病院に赴かんとする途次、元とベルグラード中學校の生徒たりしプリンチプ (Princip) なる丁年未滿の一少年の爲め、拳銃を以て近距離より射撃せられ、終に之が爲め夫妻枕を並べて斃れたり。これぞ前記の似而非暗殺者とは何等の關係なき正直正銘の暗殺者にして、兇行者は即時逮捕せられたり。思ふに太公と雖、斯かる複雑なる新事實を豫想したるにあらず。フランツ・ヨーゼフの寵愛薄く、宮廷並にマヂャールの政界に於て數多の敵を有したるフランツ・フェルディナンドは、一部人士の言へるが如くに恰もカプリノウィッチの陰謀と同然なる政敵の毒手に罹りたるものにして、最近に於て皇太子と反目せるブーダ・ペスト政府の總理チヌツァ伯 (Tisza) こそ、之が眞の教唆者にてありたるか。這般の事、之を確證するに由なしとは雖、茲に驚くべきはカプリノウィッチも、プリンチプも共に死刑に處せられず、彼等の後に法廷に引致せられたる他の若干塞爾比人中の五名のみが共謀者として死刑の宣告を受けたるに、彼等が同一の被告事件に於て各二十ヶ年の禁錮に處せられたるの一事にあるなり(一九一四年十月二十八日)。

第五節 獨逸の共犯

皇太子の死は生々彼を嫌忌せるフランツ・ヨーゼフ老帝の一慰安たらざるを得ざりしかど、皇帝はさあらの態にて相當に哀傷の綿々たるを示し、初めの程は尙未だ復讐に意あるを表明するに至らざりき。帝の第一に着手せる事は、サライェヴォ事件の第一責任を塞爾比政府に歸するの事にあらず、奥地利の新聞紙の塞爾比政府を威嚇し、又ボスニアに於て警察の煽動する所となれる人民の塞爾比人に暴行を加へたるを見たる皇帝は、却て『過てる小數者の迷妄』を悲しみたりき。從て平和の危うせらるゝが如き様なかりしを以て、君府駐在奥國大使バルラウイチニ(Pallavicini)は、六月三十日『奥塞間の關係は輒近に於て大に改善せられたり』と公言し、維納なる外務省の一課長マッヒオ(Macchio)男は、七月四日塞爾比公使ヨウノウイチ(Tovranovich)に告げて『何人も塞爾比國、塞爾比全國民に非難を加ふるが如きことなし。吾人は唯だ汎塞爾比的大計畫を持って之を實現せんとしつゝ、あるの徒を非とするものたるのみ』と言ひたるほどなりき。同日、佛蘭西大使館參事官マンヌヴィル(Manneville)の伯林より内閣議長ヴィヴィニ(Viviani)に宛てたる書信に曰く、『獨逸政府は、奥塞兩政府間に起るべき緊張せる關係に關し、一部獨逸新聞紙の懐くが如き不安の念を有する事なきが如し。或は尠くとも不安の色を示す事を欲せざるなり』と。

獨逸が不安の色を現はす事を欲せずと云ふ方は前者よりは事實たるに近し。實際太公夫妻の横死の報あるや、ベルグラード政府は直に之を遺憾とする旨を言明し、且、共犯者の發覺次第之を引渡すべきを約束したるにも拘らず、獨逸竝に奥地利の多くの新聞紙は、太公暗殺の眞の發頭人は塞爾比政府なり、塞爾比政府は右に關して自ら辯明の責任を有するものなりと繰り返し、七月初旬、ミリテリッシュ・ルンドシヤウ(Militärische Rundschau)の如きは、論じて曰く、『好機は到來したり。吾人にして開戦の決心を固むる事なからんか、一年乃至三年以内に於て吾人は吾人に取りて一層に不利なる事情の下に戦はざるを得ざるに至らん。今日こそは吾人が進んで開戦すべき絶好の時機なれ。露國の準備猶未だ充實せず。吾人は武力に於ても、精神上の諸要素と正義の情とに於ても、正に優勢の地位に在り。從て早晚戦はざるべからざるの日到來するものとせば、之を開始するに如かず。吾人の威信、吾人の大國たるの地位及び吾人の名譽は危地に瀕せんとす。是れ吾人の死生存亡に關するの大事件なり』と。

是等の激論は果して立ち所に其効果を奏し、七月中旬に至りては、塞爾比に向つて最後通牒を發し、直に戦争を開始せんとす方針の奥國政府の決する所となりたるは確實なるが如く、露國は公然塞爾比に味方すべきを聲明し、又佛蘭西は露國に對する盟約を重んじて之を放棄するが如きことなきは敢て之を豫想するに難からざりしを以て、彼等は寧ろ好んで歐洲大戰の禍亂を迎へたる次第なりしなり。

維納の最後通牒は、終に兩國の國交をして破綻せしめたるが、此後、獨逸政府は自ら全く該通牒を關

知せず、其塞爾比に向つて發送せられたる後に於て初めて之れあるを承知したりとし、屢々此説を唱道したるも、こは全く事實に反するものゝ如し。デーリ・テレグラフの通信員ディロン(Dillon)の通信する所によれば、通牒は豫め獨逸皇帝の許に電告せられたるに、皇帝は該條約を一層に嚴にして、之が猶豫時間を四十八時間に定めたりとあり。こは兎も角もとして、一九一四年の黃書に之を徵するも、七月二十三日、即ち該通告のベルグラード政府に發送せらるゝの日に先だちて、ミュンヘンにては之を承知し居りたる證據あり、又白書による時は、該通牒附屬の奧地利政府の解明書は已に時を同じうして巴里、倫敦及び聖彼得斯堡の三都に知られ居りたるを明にすべし。然るを獨り伯林みの之を承知せざる理由あるべしや。尙又是より數日の後、維納駐在英國大使ブンゼン(Bunzen)は、エドワード・グレー宛電報に言て曰く、「余は、獨逸大使が奧國の對塞國最後通牒の本文を豫め了知せる事を内々聞知せり」と。而して七月二十一日、伯林駐在佛國大使は、獨逸政府が動員の豫告を與へたりとの證據を得たり。

此最後通牒は、塞爾比の承諾し難きものなりけるが、こは寧ろ奧國政治家の希望する所にてありたるなり。吾人はベルグラード駐在奧國公使ギースル(Giesl)男の通信中に於て這間の消息を明にすることを得。曰く、「吾人は塞爾比と決算せざるべからず。我等の國家が大國たるの地位を保持せんが爲には、否大國として生存せんが爲には戦争は避くべからず。吾人にして若し速に吾人の隣國との關係を明ならしむることなからんか、吾人は早晚免れ難き戦争の吾人に齎すべき難局に關して責任を負はざるべからず。吾人にして多くの要求を一束して——何となればオーゲアス(Aegias)の厥よりして汎塞爾比運動を一掃せん事、此結束に頼るの外あらざるべければなり——之を提示するの決心だにあらば、吾人は吾人の行動より生ずる總ての結果を顧慮し、且、吾人の要求を貫徹せんとする確乎たる意志を最初より有せざるべからず。姑息の手段や、曠日彌久の談判に由りて、不得要領なる妥協を窺ち得んとするが如きは、塞爾比に於ける奧地利の名譽と、歐洲に於ける奧地利の地位とに大打撃を與ふるものなりと言ふべきなり。」

斯かる意向は、獨逸の態度の漸くにして戦争に傾くに伴れて一層に激越となり、當時獨逸に於ては、『獨逸の運命を決すべし危機』(Des Deutschen Reiches Schicksalsstunde)と題する小冊子は旺んに愛讀せられて、版を重ねること十四回に及び、フロベニウス(Frobenius)なるもの之が著者として掲げられしも、實は獨逸皇太子の手に成れりとの事なりき(兎も角も、此書は皇太子の熱稱する所となりたり)。著者は此中に於て新獨逸が今日まで頗る謙抑の態度を持したるは、是れ自ら辱むるの甚しきものにして、今や獨逸は、舊來の方針を一變すべき時機に際會しつゝあり。世人は必ずや獨逸の勝利の前に屈伏するに至るべし。從て獨逸に取りて開戦の好都合なる事未だ曾て今日の如きはなし。未だ三年兵役制を實行するの時を有せざるの佛蘭西は、下士官に缺乏し、其軍隊の不完全なるを免れざるものあり。露國も亦改革の途上に在りて、其鐵道も砲兵も造兵廠も皆缺陷を免れざるに、獨逸は之に反して、現役兵

は完備し、造兵廠は充實し、敵に大なる打撃を與へ得べき砲兵材料の豊富なる形數の實に驚くべきものあり、スバンダウ(Spandau)の藏庫には五億フランの貯藏金貨あり、其財政上の動員も何等遠算を生ぜざるべく、要するに敵の不備なるに味方の準備は整ひたり、好機逸すべきにあらずと説きたり。

埃匈國參謀總長の列席したる内閣會議の維納に開かれたる後、七月九日を以てベルヒトールド伯はフランツ・ヨーゼフ老帝をイシュル(Ischl)に訪ひ、爾來埃匈は頻りに南方に其の軍隊を集中したり。十日維納發行のノイエ・フライエ・ブレッセ(Neue Freie Presse)紙は、サライェヴォ事件審査の結果、塞爾比將校の太公の暗殺者と共謀し居りたること暴露したれば、塞爾比たるもの宜しく該犯人を處刑するのみならず、將來汎塞爾比運動が兩國の關係を擾亂することなきの保證を與へざるべからずと論じ、ドイツ・フォルクスブラット(Daidsche Volksblatt)は又、埃國政府の埃匈國警察官をして、ベルグラードに於ける審問に與からしめんことを要求するに至るべきを報道したり。

然るに七月中旬に至りては、ノイエ・フライエ・ブレッセ紙は、彼が十日の紙上に掲げたる意見を變更して曰く、『吾人は武力を以て塞爾比と吾人との問題を解決せざるべからず。平和的手段に依りて之を解決せんとするも、そは明に不可能なり。而して今後何れは干戈に訴へざるべからざるものとせば、即刻之を解決せんことを以て一層に可なりとす』と。

然るに此の後數日にして、維納及び伯林の兩政府は努めて騒然たる物情を沈靜ならしめんとしたる

を以て、政界は却て是れまでよりも平寧に歸したるが如く、佛蘭西共和國大統領と内閣議長グイヴィアニとは露帝と會談すべく發足し、塞爾比内閣議長バシッチは選舉區巡訪の途にあり、塞爾比陸軍の首腦たるプトニク(Poinik)將軍は海水浴場に在り、シヤニコ(Schabeko)イズヴォルスキー、スウールベイエフ(Swoboda)等、維納、巴里並に伯林駐箭の露國大使は何れも賜暇中にして、而して又ベルグラード駐箭佛蘭西公使デコス(Ducos)は樂餌に親しみつゝありき。然るに獨り獨埃の諸大公使は一人として其任地を離れたるものなかりしなり。是れ抑も何が故なりしぞ。

第六節 埃匈の最後通牒と塞爾比の回答

一九一四年七月二十三日、ベルグラード駐在埃國公使ギール男は、維納政府の數週日來極秘裡に作製したる最後通牒を塞爾比政府に送達したり。此の記憶すべき通牒の文面は稍詳に之を摘録するの要あり。該通牒は其劈頭第一に、ベルグラード政府が、爾後、埃國政府と善隣の關係を存せしむる事を約束すと云へる一九〇九年三月三十一日の塞國の言明を本文のまゝ、掲出し、次に『埃匈國より其若干領土を分離』せんとする顛覆運動と、數年來二元國の諸地方に於て幾多の殺傷事件を惹起したる恐怖的プロパガンダとの塞爾比國內に存するを確言し、塞爾比政府の當に此等の殺傷を禁遏せざるのみならず、寧ろ其教育や、出版物や、結社やに依りて斯かる罪惡を獎勵したるを責め、太公夫妻暗殺の陰謀のべ

ルグラードに於て企てられたる事『暗殺者の陳述と告白』に照して明白にして、彼等の使用したる武器及び爆烈弾はナロドナ・オドブラナ(Narodna Odbrana)と稱する結社に屬する塞爾比の將校及び官吏の彼等をしてボスニアの國境を侵さしむべく之に供給したる所なる旨を述べたり。

此等の斷言に次いで『埃匈國政府は勘忍の緒切れたりとし、仍つて先づ塞爾比政府が七月二十六日以後の官報に於て次の如き意味の告知を爲さん事を要求したり。

『塞爾比王國政府は、結局埃匈國より其領土の一部を分離せん事を期するなる一切の傾向、即ち埃匈國反對のプロバガンダを非とし、該罪行の齎せる不幸なる結果を衷心より悲むものなり。王國政府は塞爾比の將校及び官吏が上述のプロバガンダに關與し、而して之に依り、王國政府が一九〇九年三月三十一日の宣言に於て嚴正に約束したる善隣の關係を危うするに至らしめたるを遺憾とす。王國政府は埃匈國の何れの地方たるを問はず、其運命を左右せんとすなる一切の思想なり企圖なりを否認し、又は排斥するものにして、王國の將校、官吏及び全國民に向つて、正式に下の事を通告するを義務なりと思惟するものなり。曰く、王國政府は爾今彼が全力を擧げて防止抑制せんとする斯の如き暴行に出づるの徒に對し、寸毫も假借する所なかるべしと。』

該宣言は之を軍隊の行事の中に加へ、且又、軍隊の公報中にも公表すべしとの事なり。加之、維納政府は、塞爾比政府が次の各項を正式に承認せん事を要求したり。

- (一) 反埃的出版物を抑壓するの手段を講ずる事。
- (二) ナロドナ・オドブラナ及び他の同種の結社を即時解散せしむる事。
- (三) 教授機關及び教育的團體より反埃國のプロバガンダを助くべき悞れある者を悉く排除する事。
- (四) 帝國政府の排斥せる者を軍隊及び行政廳に雇せざる事。
- (五) 埃匈國の領土保全を危うすべき顛覆運動を抑壓せんが爲め、帝國及王國の諸政廳の塞爾比に於て協力する事に同意する事。
- (六) 六月二十八日事件の共謀者にして塞爾比領土内にあるものに對し、裁判上の審問を行ひ、而して帝國及王國政府の委任を受けたる機關をして該審問に與からしむる事。
- (七) サライエヴォの豫審廷によりてヴォエア・タンコジッチ(Voia Tankositch)及びミラン・チガノヴィッチ(Milan Ciganovitch)の關係者たること明なれば之を拘引すべき事。
- (八) 埃匈國々境を超えて兵器及び爆烈弾を輸入する事を禁じ、六月二十八日の暴行者及び其共犯者の該國境通過の便を計りし者を嚴罰する事。
- (九) 埃匈國に對する六月二十八日の兇行後、塞爾比の高官は『不都合なる』言論を取てしたれば、右に關し埃匈國政府に陳謝する事。
- (十) 上述各項を實行したることを猶豫なく埃匈國政府に通告する事。

此最後通牒は七月二十三日午後五時を以て送附せられ、その回答期限を四十八時間と定めたり。此所謂最後通牒には、プリンチプ及び徒黨に對する豫審の結果に關し、簡單なる覺書添附せられたるが、該文書には、ベルグラードに於て企らまれたる陰謀の張本人としてプリンチプ、カプリノヴィチ、チガノヴィチ、グラベズ(Grabez)及びタンコジッチの名を列記し、又サライェヴォに於て押收せられたる六箇の爆裂彈及び四箇の拳銃の同地に於て之が携帶者に引渡されたるものなる事、此等の爆裂彈の塞爾比軍隊より出でたるものなる事、チガノヴィチは竊に之をボスニアに持ち來りて、自ら暗殺者に爆裂彈竝にブラウニング拳銃の使用法を教へたるものなる事を斷言せり。

苟も一國の政府にして斯の如くに非理亂暴にして、屈辱的なる降服の勸告を受けたるものは、未だ曾て之あらざる所なり。獨逸宰相は此最後通牒を以て甚だ當然なりと云ひたるも、英國政府は却て之を以て恐怖すべきものなりとしたり。塞爾比の自ら以て身に覺えなしと陳辯せるに拘らず、彼の對手國は彼に責むるに當りて謝罪せん事を以てしたりしのみならず、之をして其主權を放棄せしめ、他國の政府之に代りて其行政に關與し、且、司法上の審問に參し、以て自ら塞爾比の國內に之が主權を求使するの任に當らんことを以てせるものなりき。斯くしては塞爾比が公然奥匈國の併合する所とはならずと雖、ボスニア及びヘルツェゴヴィナ同然の從屬國たるに至るべし。斯の如き命令に對し、彼たるもの夫れ果して如何の回答をか與へ得べきぞ。

塞爾比に對する關係の何れの國よりも深厚なる露國は、是まで回避し得たる戦争の尙若干期間之を遅延せしむるを得べきを思惟したりしを以て、中歐列國の此突然の威嚇に接し茫然として自失せざる能はず、戰備未だ完からざる彼の一九一七年乃至一九一八年までは開戦を不利とすべきを覺悟し、よりて先づ塞爾比に對して平和的助言を試み、初めの程は其獨立と名譽とを傷けざる限り出來得るだけ讓歩する所あるべきを説き、英、佛、伊の諸國も亦同様の勸説を試みたりき。知らず憚むべき塞爾比人は是等の勸告に従ひて果して何處まで讓歩せんと欲するか。抑も中歐列國は如何なる犠牲を以て満足せんとするか。彼等の求めんと欲する所は無條件降伏にあらざるか。

最後通牒の發送せられたる後八日間に亙りて、激烈なる談判は行はれたれど、最早その效なく、獨逸の開戦決意は動かし得べくもあらざること明となれり。

第一に露國は、奥國の塞爾比に與へたる最後通牒の回答期限を以て短きに過ぐとし、何程か之を延期せん事を奥國に求むるの要ありとしたるが、同時に英國も亦、奥國の葛藤に就て熟議し、之をして落着を告げしむべく國際會議開催の事に盡力せんことを佛國に求めたり。思ふに佛蘭西とても之れ以上の名案はなかりしならん。されど本案の實行には獨逸の同意を得ざるべからざりしに、伯林政府は最初より斷然一切の協定を不可能なりとし、飽く迄も溫和なる解決を拒絶すべきを揚言し、獨逸外相ヤーゴは、七月二十四日佛蘭西大使デュール・カンボンに向つて、余は昨日まで最後通牒の文面を知ら

ざりきと語り、カンボンをして一驚を喫せしめたり。此際外相は附言して曰く、余の考ふる所を以てすれば、戦争は局部的たるに止まるべく、即ち、當該國たる埃塞間の事たるに止まるべきものにして、何等他國の干渉すべきものにはあらざるなりと。

是に於てか白耳義政府は、前年十一月の當時に於けるが如く、獨逸の白國の中立を侵害すべきを感知したれば、一八三九年の條約調印列強に回章を發して、白耳義が決して拱手して其國境を侵さしむるものにあらざるを言明し、且、次第に應じては列國の之に助力を與へん事を求めたり。

ベルグランド政府は、一方に於ては最後通牒の期限たる七月二十五日午後五時を以て埃匈國政府代表者に交附するに、二十三日の通牒に對する回答を以てしたり。思ふに此回答たる埃匈國政府の期待以上に満足すべきものたりしなり。塞爾比政府は該通牒に指摘せられある事柄の順序に従ひて、先づ第一に、塞爾比が一九〇九年三月三十一日の宣言を嚴守すべきを言明し、個人の示威運動に對する責任は彼の負ふべきものにあらざる事、彼がサライエヴォ事件を默認せりてふ非難は彼の最も意外とする所たる事、苟も塞爾比臣民にして該犯罪に關係を有する事の確證だに存せんか、喜んで之を裁判に附せんとするものなる事、最後に塞爾比政府は明二十六日の官報に於て維納政府が塞爾比政府に與へたる通牒の本文を公布すべき事を言明したり。

最後通牒中に列擧せられたる十箇條の要求に對する塞爾比政府の回答は下の如し。

- (一) 塞爾比政府は、次期議會に一の特別法案を提出し、且、憲法第三十二條を修正して不穩なる出版物を沒收し、新聞紙の非行を抑壓せん事を保證す。
- (二) ナロドナ・オドブラナの罪證なしと雖、政府は之を解散せしめ、又埃匈國排斥の運動を目的とする同種の他の結社をも解散せしむべし。
- (三) 塞爾比政府は、反埃匈國的プロバガンダの證據を提供する場合に於ては、斯かるプロバガンダを醸生せしめんとする一切の事物を塞國の教育界より除斥すべし。
- (四) 埃匈國の領土保全を害するが如き行爲ある將校及び官吏にして其姓名及び所業の塞爾比政府に通告せられたる者は、その何人たるを問はず之を兵役より除斥すべし。
- (五) 塞爾比政府は、其領土内に於て帝國及王國政府の機關の協力を承認すべきを約束すべししてふ要求の意味と範圍とを明白に會得せず。されど政府は國際法の原則及び刑事訴訟法並に善隣の關係に適ふべき一切の協力を容認すべし。
- (六) 塞爾比政府は、六月二十八日の陰謀に關係を有する彼の領土内に於ける總ての人民に關して審問を開始するを義務なりと思惟す。埃匈國當局の代理者が此審問に關與するの件に至つては政府の承認する能はざる所なり。何となれば是れ憲法及び刑事訴訟法を蹂躪するものたればなり。されど具體的事件に於ては件の審問の結果を埃匈國の代表者に通知すべし。

(七) タンゴジッチは拘引せられたり。チガノヴィッチは未だ逮捕せられず。帝國及王國政府は、後日の審問に供せんが爲に、サライエヴォ事件の審問に依りて今日まで蒐集せる犯罪の推測事項及び其證據を知照せられたし。

(八) 塞爾比政府は、武器及び爆彈の國境を越えて不法に輸入せらるゝの途を一層嚴重に取締るべく、又サライエヴォ事件の犯罪者を通過せしめたる官吏を嚴罰に處すべし。

(九) 塞爾比政府は、帝國及王國政府にして兇行の後、其官吏が帝國政府に對して敵意を表明したる事を明にし、之が證據を提供したる場合に於て右に關し陳謝すべし。

(十) 塞爾比政府は、帝國及王國政府をして満足せしめんが爲に執りたる手段を同政府に通告すべし。而して若し該政府にして之に満足せざる時は、之が裁定を海牙の國際裁判所に委するか或は一九〇九年三月三十一日に於ける塞爾比宣言の作製に與りたる列強に委して、平和なる協商を見るに至らん事を欲するものなり。

第七節 最後の談判

是れ確に世人の塞爾比に期待せるよりも以上のものなりしかど、斯の如きの服従を以てして尙且、維納政府をして其の抜かんとする劍を鞘にせしむること能はざりしは、實に世人の意料の外なりしなり。

是を以て七月二十六日、英國政府は飽く迄も會議開催の提議を固執したりしに、同日の塊甸國の諸新聞紙は、早くも頗る好戰的なる論説を掲載し(ライヒスポスト、ノイエス・ウィーネル・ターゲブラット、ベステル・ロイド)、獨逸の新聞紙(特にケルニツェ・ツァイトウング)も亦然りき。中歐列國の政客は、當時大評判なりし『第二十世紀初頭の獨逸』(Deutschland beim Beginn des zwanzigsten Jahrhunderts)なる一小冊子の鼓吹せる強力な野聲を驢呼したるが、恰も之と時を同じうして先きに、諾威海岸を巡遊中なりしウィルヘルム二世は、主戰黨が喝采の裡に伯林に歸還したり。さて又露國に於ては其塞爾比熱は同國に對する同情的運動となるに至りたるに、露國政府は之を抑壓すること能はず、又敢て抑壓せんとも欲せざりければ、巴里駐節の獨逸大使フォン・シェーンは、奧地利の塞爾比に於ける、單に己の安寧を確保せん事を要とするのみ、更に領土を擴大せんとするの野望なきものなれば、佛蘭西は須く露西亞の沈靜に努力せられたき旨を、佛國外相ビアンヴニール・マルタン(Bienvenu-Martin)に求めたるに、マルタンは之に答へて曰く、「佛國は露西亞の沈靜に力を致すべきを以て、獨逸は須く奧地利をして平和的精神に立ち還らしむるやう盡力せられたし」と。然るにシェーンは、伯林政府の訓令によりて、ベルグラードの係争は全然奧塞間の問題なるを以て、何れの國も兩者の間に立ち入るを許さざるものなるを語り。マルタンの主張は佛、英、伊及び獨逸の四大國が同時に維納及び聖彼得斯堡に向つて其の行動を開始すべしと云ふにありたるに、シェーンは此點に關する訓令に接せずとなし、更に佛蘭西に提

議するに、佛蘭西の獨逸と其行動を共にして露國に平和を説くに至らん事を以てしたり。蓋し伯林政府の唯一の希望は、露國政府の勢の驅ける所となりて滔々たる戰渦の中に投入し、斯くて中歐列國をして露國攻撃の口實を得るに至らしめん事に外ならざりき。即ち此際、選ぶべきの道は二つに一つなりき。曰く、佛蘭西は遂に其同盟國を援け、以て獨逸をして歐洲の霸王たる大偉業を成遂せしむるか、將た其言を食みて中立を守り、露佛同盟を裏切るか是れなり。何れの場合に於ても勝利は獨逸のものたるべきが、之をして第二の場合たらしめんか、佛國は全然孤立の地位に陥りて、獨逸の同盟國否寧ろ其從僕となるの止むなきに至るべきなり。

七月二十六日、露國はサゾノフ (Sazonoff) の機關新聞によりて、露國の埃國と談判を開始せんとするものなる事、因つて埃國の其露都駐在代表者スツァバリ (Szapary) に、塞爾比問題處理の爲めサゾノフと商議するの權限を賦與せられん事を埃國に求めたるに、ベルヒトールド伯を動かして該意見を徹せしめんやう露國政府の懇請する所となりし伯林政府は、七月二十七日之に應ぜん事を拒み、同時に埃國政府は獨逸の迫る所となりて、七月二十八日塞國に宣戰を布告し、萬事茲に窮したり。

露國は即時埃國に對して動員したるが、是れぞ豫てより動員の準備に汲々たりし獨逸をして、公然その西部並に東部に於て戰備に従ふべき口實を得しめたる所以のものにして、彼は二十九日よりメッッ、ルクセンブルグ及びヴァーデューの方面に大軍を集中せり。同日ポツダムに大會議あり、此時を以て

佛蘭西攻撃の議は確定したるなり。

七月二十九日夕、ベイトマン・ホルウエヒは英國大使ゴッセン (Goschen) をウイルヘルム・ストラーセに招き、破廉恥にも之に提するに或種の取引を以てし、佛蘭西をして之が代價を支拂はしめんことを試みたり。ゴッセンが彼に質すに其の佛國に對するの意圖を以てするや、彼曰く、獨逸は佛蘭西の大陸に於ける領土を占取せんとするものにあらず。但し佛領植民地に關しては然らずと。彼は英國にして佛蘭西を援助することなくんば、其の代價として之が分け前に與からしむべきを明言し、白耳義の中立に關しては多く明言する所なかりしかど、若し該中立にして他國の威嚇する所となるに至りたらん場合には(後に至りて自ら明なるが如く、彼は實は該中立の威嚇せられん事を欲したりしなり)、獨逸は之を侵犯すべきを告げたり。此等の重要な對話は、即時英國外務省に打電せられたるが、サー・エドワード・グレイは、如何なることあるも、斯かる取引に應ずること能はざる旨を獨逸大使リヒノウスキ (Tichonovski) に通告し、英國内閣は敢て平和の維持に望みを絶つが如きことはなかりしかど、この後二日にして、佛蘭西にして若し戰爭に参加するに至らんには、英國も亦之に加はるべきを言明したり。

七月三十日、獨逸は百尺竿頭一步を進めて、更に總動員の令を下したるが、されど一方に於て英國の態度は固より彼の疑懼する所のものたらずんばあらず。且又、彼には今少しく時機を遷延するの要あ

りければ、埃露間に於て直接に談判を開始すべしてふ議に對し、四日以前に於けるよりも一層に好意的の態度を示すに至り、ベルヒトールドも亦事態の重大なるに聊か畏れを感じたるもの、如く、サゾノフの提議に従はんとしたり。蓋しサゾノフは、原則として塞爾比に取りては極めて嚴酷なる條件に承認を與ふべしと思惟せられたればなり。斯くて該提案に關する談判は、三十日を以て開始せられたれば、世人は尙、全局に互るべき大戦争の回避し得らるゝものと思ひたり。

該談判は三十一日まで繼續したりしに、少しく心氣錯亂の氣味なき能はざるウィルヘルム二世は、英國が實際に於て佛蘭西と其行動を共にする事なかるべしてふヲヒノウスキの誤報に依頼し、又士氣沮喪したる佛蘭西の到底白國よりする突然の襲撃に抵抗すること能はざるべきを信じたれば、直に露國との國交を斷絶し、其船舶を燒却したり。彼がこれまで露帝と交換したる電報には、尙友愛の情調の深へるあり、又彼の露帝に對して用ひたる語の親誼の綿々たるありたれば、彼の相變らず露帝の親友たるを思はしむるものありたるに、同日に至りて彼は突然、大使フォン・プーラタレス (Pourtalas) を通じて露國政府に最後通牒を送り、十二時間以内に露國軍隊の復員を命じ、然らずんば獨逸との確執の免れ得べからざるを通告し、之と同時に前日以来、ベルグラード砲撃中なりし埃地利も亦、其總動員を行ふに至りたり。

第八節 開 戰

されど露國民心の激昂したる、斯かる威嚇に畏怖すべくもあらざりき。露國の内紛は彼をして無力ならしむべしとは、獨帝が數年來の期待なりしかど、這般の鬭争その終を告げ、國會は殆ど滿場一致を以て露帝に同じて開戰を促し、其社會黨は翁然として皇帝の周圍に集まり、結束して獨逸に對し國家を防護すべきを叫び、波蘭人は一層に望ある將來を前途に夢みつゝ、先に彼の獨立を奪ふべく全力を注ぎたりし露西亞政府と其行動を共にしたり。従つて獨逸の通牒に對する露國政府の回答は全然否定的なりければ(八月一日)、ウィルヘルム二世は直に此峻拒に報ゆるに宣戰の布告を以てしたり。

かくて獨逸は露國に向つて攻勢を執りたるが、佛蘭西に對しては果して如何なりしか。

ベートマン・ホルウエヒは已に此前日を以て露獨戰爭に際し、巴里政府が果して中立を守るべきや否やを問ひ合さしめたるも、佛國內閣議長ヴィリアニは、獨逸の係蹄に陥りてナポレオン三世が一八七〇年に於て執りたりし攻勢の轍を履まんことを欲せざりければ、唯だ佛蘭西の獨逸と何等争ふ所なき事、佛蘭西は彼の利害關係上爲さざるを得ざる所のものを爲すのみなる事を答ふるに止めたり。是れ獨逸の満足する能はざる所なりき。彼は時局の切迫せる、最早一刻も猶豫すべきにあらずとし、佛蘭西の自ら攻勢的態度に出でて危地に陥るに至らん事を期し、以爲く、佛蘭西の攻勢的態度は彼をして英

國の同情を失喪するに至らしむべしと。八月一日ファン・シェーンは、再びヴィッリアニと面會せり。佛蘭西政府は同日を以て颶風の襲來を感知して總動員の命令を發せんことを決したりしも、尙戦は起らず、こは常に之を回避することを得べきものなりと宣言したり。

然るに獨逸皇帝は、白國の中立を侵して佛蘭西に突撃を加へ得べき口實を得んが爲め、何とかして『佛蘭西は獨逸を攻撃したり』と言ひ得んことを望みたり。従て八月二日に於て佛蘭西の軍隊の到る處に於て嚴密に守勢を保持し、且、國境より十キロメートル以内に退居すべきの命令さへも受け居りたるに拘らず、獨逸政府は佛蘭西の飛行機が獨逸の領空を飛翔し、特にウェーゼル(Wesel)カールスルーエ(Karlsruhe)ニールンゲン(Nuremberg)の上空を横行したるかの如くに言ひふらし、又佛蘭西兵はシュルフト(Schlucht)を攻撃したりと虚構したり。然るに同日(八月二日)、獨逸の斥候は佛蘭西の境を距ること十キロメートルなるドンシエリ(Donchery)及びバロン(Baron)に侵入して一人の佛兵を殺し、又その馬匹を奪ひ去りたり。

獨逸軍隊が、一八六七年の倫敦會議が嚴格に中立を保証したるルクセンブルグに侵入したるは、同日(八月二日)の事なりき。

獨逸は又直に白國の中立をも侵害したり。蓋し獨逸にして佛蘭西を攻撃せんとする、成るべく速に中立の侵害を決行せざるべからざりしかど、佛蘭西は當時に於て獨逸の大軍の此方面より殺到すべき

を豫想せざりき。然るに八月二日夜、伯林政府はブリュッセル内閣に向つて其意向を述べて曰く、獨逸政府は、佛蘭西軍がムーズ・デヴェー・ナミュール線(Meuse-Givet-Namur)に進軍し來るべき確實なる情報に接したるを以て彌々以て中立侵害の止むを得ざるに至りたりと。されどこは全然虚偽に外ならず。佛蘭西と英國とは白耳義の中立にして他國の侵害する所とならざる限り、之を尊重せんとするものたるを告示したりしなり。是に於てブリュッセルにては即時(二日より三日に互る間)國王を議長として閣議は開催せられ、茲にて次の如くに壯快にして凜然たる對獨回答の決議を見るに至りしなり。曰く、『如何なる作戦上の關係あるにもせよ、法の蹂躪は之を許容するに由なし。政府は能ふ限りの手段を以て、その權利に對する一切の侵害を排する事を決したり』と。此の回答は三日朝、白國外相ダヴィニオン(Daignon)より獨逸政府に交附せられたり。其中に曰く、『白耳義政府にして若し彼に送達せられたる此提議を承認するが如き事あらんか、彼は其歐洲に對する義務を裏切ると共に、國民の名譽を犠牲に供するに至るべし。政府は白耳義が八十年來、文明國間に於て占め來りたる役目の何たるを意識す。中立の侵害に依るに非らざれば、白耳義の獨立を維持すること能はずとは、政府の信じ能はざる所なり』と。次いで白耳義政府は此崇高なる決議を各國の外交代表者に告示したり。

然るに獨逸政府は之を以て足れりとせずして、八月三日更に佛蘭西に對して宣戦したり。その理由とする所は、佛蘭西を以て獨逸に對して禍心を懷きたるのみならず、敵對的の行動(飛行其他)を執り

たりと云ふにありしかど、獨逸は之に關して何等の證據をも提示すること能はず、漫然、無根の事實を口にして、突如其自ら以て勝算ありとしたるの佛蘭西を攻撃し、全世界の尊重する所たりし白耳義の中立を侵犯したり。其口實とする所に曰く、白耳義の中立は、異日、佛蘭西の野心を誘致するに至るの悞れありと。

かくて八月二日を以てロンウイ(Longwy)附近に現れ居たる獨逸軍は、直に二日より三日の夜に互りて佛蘭西の國土に殺到し、同時に其別軍はゲンメリッヒ(Gemmerich)より白耳義の國境を侵したれば、佛蘭西政府は急ぎ白耳義に向つて五箇軍團の援兵を派遣せんことを申出でたるに、アルベール王は直に之に承引を與ふることなく、改めて一八三九年の條約に調印せる列國に之を訴へたり。四日朝、最初の砲聲の國境に響き互るや、若年の王はブリュッセル市民歡呼の裡に下院に臨御し、國民の前に飽く迄も國家の獨立を擁護すべきを誓ひて曰く、「此危急存亡の秋に當り、吾人は二つの徳を必須なりとす。曰く、沈着にして毅然たるの勇氣。曰く、全白耳義國民の結束一致是れなり。朕は我等の將來に信頼す。自ら防禦するの國家は、あらゆる者の尊敬する所となるべく、決して滅亡するが如きこと之あらざるなり」と。

既に前日、英國は國防上英國の海軍に信頼すべきを佛蘭西に告げたるが、久しく英國の一信條となる白耳義の中立にして侵害せらるゝの確實となりたらん以上、彼は今は大陸に於て佛蘭西に援助を致すの止むを得ざるに至れり。八月四日、英國の最後通牒を伯林政府に送達するの任を受けたる英國大使ゴッセンは、英國の態度に關し、獨逸宰相ベートマン・ホルツァヒに有名なる説明を試み、倫敦政府の最早一刻も猶豫すること能はず、斷然、佛蘭西と聯合せざるべからざる所以を明らかにしたり。此記憶すべき會見の際に於けるほどに、獨逸人の獸性の力強く暴露せられたることはなかりき。ゴッセンの本國政府に對する報告に曰く、「余は獨逸宰相が甚だしく激昂せるを見たり。彼は二十分間に亙る、駁撃演説を試みたり。其の末節に曰く、「英國皇帝陛下の政府が執れる政策は、最後の點に於て恐るべきものあり。戰時に於て屢々毫も顧みられざる中立なる唯だ此の一語、一片の紙片たるに過ぎざる此のもの、爲に、英國は、只管その味方たらん事を望める同一血族の國民と開戦するに至りたり。……此點に於ける余が一切の努力は、此最後の恐るべき方針の爲に空しく水泡に歸したり。……余の政權を掌握してよりこの方、余の遵奉する所たりし政策は、空中畫樓たるに過ぎずなれり。……貴下の爲せる所は余の了解に苦しむ所なり。貴下は一人の人間が二人の敵に對して生命を防護しつゝある時に當りて、更に背後より之に打叩を與へたるなり」と。……斯くして彼(獨逸宰相)は實に英國を以て、今後一切の恐るべき事件に對して責任を帯ぶべきものなりと考へたり。余はよりて斷々として彼が此の宣言に抗議して且、云へり、「貴下自身及びフォン・ヤーゴー氏が、軍路上白耳義を通過し、同國の中立を侵害することの獨逸の死活問題たるを余に説かんと欲すると同一程度に於て、余は英國が其の

嚴肅なる約束を遵守する事の英國の名譽に取つて(貴下の用語に従へば)死活の問題なりと斷ぜんと欲す。其所謂約束とは白國の敵襲を受けたる場合に於て、出來得る限り其中立を防護せんとすることはなり。若し此嚴肅なる約束にして遵守せらるゝことなからんか、誰か又今後に於て英國に信を置くものあらんや」と。宰相は答へて曰く、「然らば即ち其の約束を遵守するの代價を何とかする。英國政府は此事に思ひ及びたりや。」余は能ふ限り明瞭に答へたり、結果に關する恐怖は嚴肅なる約束を破棄するの理由とせらるべきものにあらざると。」

獨逸人の精神には道念は全然その姿を隠したるなり。ペートマン・ホルウェヒは、其ゴッセンに與へたる言を以て、尙且、之を論證するに足らずとするものゝ如く、同日、更に帝國議會に於て次の如くに説けり。「是れ實に青史上に於て永久に忘るべからざるの事に屬す。我等の軍隊はルクセンブルグに侵入せり。而して恐らくは既に白耳義にも侵入したるならん。こは萬國公法に反するものなり。されど我等は遲滯すること能はざるなり。我等はルクセンブルグ及び白耳義の理由ある抗議を蹂躪するの止むを得ざるに至れり。我等は必要に迫られたり。而して必要の前には法なきなり。若し我等と同じく威嚇を受くる者あらんか、彼の思念し得べきは唯だ一事のみ。そは即ち如何なる代價を投ずるに至らんとも、百方之を脱出せんこと是れなり。」

議會は熱狂して此言を迎へ、佛國社會黨の率直に飽くまでも信を置きたりし獨逸の社會黨すらも、

尙且、今や頑強に國家主義を唱道し、其久しく滿悅するものゝ如かりし人道主義的夢想を拋棄し、獨逸國民は擧つて宗教的の讚歎もてカイゼルの周圍に腐集したり。而して又露國を以て戰を回避すべしとし、英國を以て之に参加するが如き事なからんとし、佛蘭西の無力なるべきを誤想したりしカイゼルは、今や父祖の神靈に祈願を罩めざるを得ざるに至れり。蓋し帝は自ら神の代表者を以て任じ、傲然として戦争の止むを得ざるものなるを主張したるなり。一九一四年八月、帝の議會に於ける勅語に曰く、「我等を左右するものは征服慾にあらず。我等を鼓動するものは、神が我等に與へ給へる日向の場所をば、我等及び我等の後世子孫の爲に保持せんとすなる確乎不拔の意志なり。朕の政府、就中朕の宰相が、最後までも極端なる決斷を回避すべく努力したる事は、諸君に提示せらるべき書類に由りて諸君の明かに認めらるゝ所たるべし。我等は防禦の止むを得ざるに至りて、茲に清き良心と潔白なる手とを以て劍を抜くに至れるなり。」

されど、事實は中歐列國が何等の挑戰をも受くることなかりしに、自ら塞爾比、露西亞及び佛蘭西に攻撃を加へたるなり。白耳義に侵入したるなり。英國は神聖なる條約を死守すべく、終に戦渦に巻き込まるゝには至りたるなり。而して更に其他の列國も亦、聽て武器を執るの止むを得ざるに至らんとす。見よ獨逸皇帝なる一誇大妄想者が塊塞の葛藤に關聯して己の野望を充足せんとしたるが爲に、幾百萬の生靈相屠戮し、全歐洲をして碧血杵を漂はすの慘劇を演ぜしめんとはしたるなり。

第九章 諸同盟系統

第一節 伊太利の局外中立 (一九一四—一九一六)

余は大戦の尙未だ其終熄を告げざる一九一六年八月を以て、此最後の章を書き始めたものなれば、今に於て其終局の何たるを検證するに由なく、將た其將來齎さるべき結果の如何を正確に豫知すること能はざるなり。従て余は茲には開戦以來、最初争ひの相手たりし二箇の國家團體が或は其の味方の新參により又或は其脱退により、如何に變遷するに至りたるかをば、簡單に説明するに止めんとす。余は諸君をして一層によく此點を了解せしめんが爲に、各國の此長き戦争に於て得たる成敗の跡を詳述せんと欲す。

一方に於て獨逸、奧地利及び伊太利を一團とせる三國同盟あり、他の一方には佛蘭西、露西亞及び英吉利を一團とし、之に加ふるに白耳義を以てしたる三國協商あり。前者は一億五千三百萬の人口を有したるに、後者の人口は二億六千二百萬を越えたり。されど三國同盟なるものも開戦の匆々に於て既に安全なるものに非ざりしを知らざるべからず。是れ實に伊太利が之を脱退したるが爲にて、同國は正式に三國協商と結ばん事を期して、一九一四年八月を以て中歐列國を援助せん事を拒絶したるなり。羅馬政府は、彼が一八八二年を以て獨逸同盟に加入したるの擧を以て愚劣の政策なりとなし、之を

悔ゆるもの既に年ありき。是れ彼が其政策を變更したる事實に徴するも明白なり。彼は一八九六年及び一八九七年以降、佛蘭西・經濟上に於て和解したり。後一九〇〇年及び一九〇二年に至りて二箇の條約を佛蘭西と結び、之に依りて兩國交々其の地中海に於ける利害に關して協定する所ありき、佛國は伊國のトリポリ政策に妨碍を加へざるべきを約束したる代りに、伊國はモロッコに關する佛蘭西の意圖に妨碍を加ふる事なかるべきを約したり。一九〇四年四月八日に於ける英佛協商も、亦伊太利の賛成する所たりき。次いで伊太利のアルヘシラス會議に於ける態度(一九〇六年)亦、明白に佛蘭西の政策に好意を表するものなりき。此後一九一二年十二月に以て三國同盟の改訂を見るに際して、伊太利は敢て確實に該同盟を脱退するには至らざりしが、最近に至りて彼は漸次、其貴重なる古き政治的傳統の上より常に相乖離せる奧匈國と己の運命を共にしたるを遺憾とするに至りたり。暫し鎮靜したりし彼が未回收地回收運動(Territorialism)は漸く勢を得て、是れまでよりも一層に熾烈となり、ガリバルディ(Garibaldi)の當時に於けると同じく、トリエスト(Trieste)フリウル(Frioul)及びティロール(Tyrol)の伊太利人居住地方は、當然伊國の領する所たらざるべからずと敦囑きたり。奧地利政府の塞爾比を侵し、又豫て伊太利の垂涎する所たるアドリア海の東海岸を蠶食せんとするに及びて、奧國の政策の獨り該地方に於ける伊國のそれと衝突するに至りたるのみならず、他の一方に於ては何程か羅馬政府のトリポリ政策にも妨碍を加ふるには至りき。斯くて一九一三年八月、中歐列國の塞爾比攻撃を策し、三國同

盟を利用して伊太利を己の味方に引き入れんとするや、伊太利は全然守勢的の性質を有するに過ぎざる該同盟に之を適用すること能はずとし、正式に獨逸と分離して彼等に從はん事を拒絶したり。次いで埃地利は彼の保護の下にあるなるウイヘルム・フォン・ウイード (Wilhelm de Wied) 公を擁立して、アルバニア公となせり。ウイード公は普魯西軍隊所屬の一士官たり、一九一四年四月を以てド・ラツツァに至り、不安を極めたる新公位に即きたるも、幾くもなくして退去せざるを得ざるに至りたりしが、伊太利は埃地利の此の政策に對して、心痛と不快とを禁ずる能はざりき。されば一九一四年七月、埃地利の塞爾比に最後通牒を交附し、愈々大戦争の勃發を見るに至るや、世人は早くも、伊太利の前年同様に彼の同盟國に同することなかるべきを豫想したりしが、果せるかな、伊太利は又もや三國同盟の全然守勢的の同盟たるに過ぎざるを主張して、八月三日、中立を宣言したるなり。是れ實に彼が翌年を以て英佛露の三國協商に參加するに至るべき新なる形勢を豫告したるものたりしを想ふも、必ずしも無謀にはあらざるなり。維納政府が暴虎馘河の冒險を敢てせるを見たる伊太利は、此の際空しく手を拱いて爲す所なきは何等獲得する所なき所以なれば、寧ろ其の渴望せる領土を之が現在の所有者より奪取すべく努力する所なかるべからずとし、彼の所謂未回収地回収運動を成就し、トリエストは固より、尙進んではアルバニア並に小亞細亞の一部をも征服するの好機正に到れりとし、従つて冥々裡に三國協商に接近したり。彼の即時に三國協商に加入せん事を宣言するに至らざりしは、思ふに是れ當時伊太利

の武備未だ完からず、之が準備の爲め尙數ヶ月を要したりが故に外ならざりしなり。

伊太利の脱退は固より、中歐兩帝國の大に憤懣する所なりしかば、伊太利の喜んで兵を進むるの意志なきを見たるの彼等は、寧ろ強力に依り強ひて彼が參戰を促すの手段に出で、宣戰の布告せられたる後、有力なる埃地利軍を伊太利半島に進めて、ミラノ (Milan) を奪取し、伊國をして無理強ひにアルプ山を起えてリオン (Lyon) に向はんとする獨逸の佛國征伐軍に參加するに至らしめんことを思ひたりき。思ふに獨逸の北佛攻撃の第一計畫にしてマルヌ戰に敗北して、エーヌ (Aisne) に退き、白耳義までも後退するに至らざりしならば、彼が此戰略は、夫れ或は實現を見たるやも知るべからざりしも、此後リオン方面に對する牽制運動は、最も實行不可能となりたり。斯の如くにして伊太利の中立は妨碍を受くるに至らず、獨逸の兩國は今唯だ外交上の政策に依りて、再び伊太利を彼等の仲間に取り入るより外に途なきに至りき。

第二節 獨逸及び其戰爭方法

獨逸の兩國は、開戦匆匆の如くにして其貴重なる同盟國を失ひたるが、彼等の亂暴にも條約を無視したる爲め、全歐洲否全世界に互りて不利益なる印象を生ぜしめ、彼等の外交上並に軍事上に於ける方略を以てしては、直に新なる同盟者を得るに由なきの様なりき。我等は常に平和を欲したるもの

なるに、敵國は我等をして開戦の止むなきに至らしめたりとは、ニコラス二世及びサゾノフの宣言する所にして、世人皆此言に信を置きたりしかど、ウイルヘルム二世、彼が左右の臣僚並に御用記者の言は全然信用を以て待たれざりき。八、九月に於ける獨逸軍の白耳義國內に於ける暴行の數々は、悲しむべき結果を世界の公論に及ぼしたり。獨逸軍は單に條約を無視して白耳義に侵入したるを以て満足せず、一切の人道を蹂躪してルーヴァン(Louvain)を焼き、婦女子を銃殺し、掠奪を行ひ、到る處に於て暴行を働きたり。既に獨軍の侵入する所となりし佛蘭西の地方も亦同斷にして、レンヌ(Rennes)の寺院、アルラスの市廳は、何れも獨軍の砲火の爲に破壊せられ、或は焼却せられたり。侵入軍は其巴里に殺到するに當り、先づ同市を扇面形に分割し、而して各扇面形にして獨軍に抵抗するか若くは其申出でたる條件に従ふ事を躊躇したらん場合には、容赦なく次々と之を破壊するの手段を定めたり。戦争法には何等の拘束もなしと稱せる獨逸のツェッペリン飛行船及び飛行機は、英國の防備なき都市に爆弾を投下して、到る處、死者を生ぜしめ、同國を荒廢し歩きたり。獨逸帝國議員エルツベルゲル(Ertzbischof)は記して曰く、「戦争は殘酷にして強暴なる機關たらざるべからず。こは成るべく無慈悲ならざるべからず。是れ「最も偉大なる人道」の原則なり。人若し、倫敦全市を破壊する方法を見出すことを得ば、こは唯一人の獨逸人の血を戰場に流さんよりも一層に人道に適するものたるべし。……吾人に取りては如何なる手段も善良なり。吾人にして彈丸の雨を英國の領土に降らすの秘訣を有すとせんか、何故に之

を利用せざるか。英國及び其同盟國の吾人と呼んで野蠻人と稱すること寧ろ幸なれ。獨逸人は此等の嫌忌すべき行を敢てして、出來得る限り其侵略せる地方を併合するの結果を得ん事を欲し、八月二日に於て白耳義の一部分をも併合するの意志なしと言明したる獨逸政府も、今や之を以て帝國の領土たらしめざるべからず」と。ロカール・アンツァイゲル紙は曰く、「白耳義は吾人の屠りたる獲物の一片として吾人のものとなりたるなれば、こは獨逸に併合せられざるべからざるものなり。吾人は斯かる廢物に對して獨逸帝國に附屬するの名譽を與ふる事を欣びとするものにあらず。吾人の白耳義を利用する事を得るは不信なるアルピオンの鼻下に擬せられたる拳としてののみ」と。特に軍人は腹藏なく其思ふ所を披瀝し、クラウゼウィッツ(Clausewitz)將軍は曰く、「再生の獨逸は、將來西方の帝國の中心たるに至らん。……吾人は普魯西に隣接せる地方を併合すべく、丁抹、和蘭、白耳義、フランシユ・コンテ(Franche Comté)瑞西の北部、リヴォニア(Livonie)更に又トリエスト及びヴェネチアを併せ、最後にソンム(Somme)よりロアル(Loire)に至るガリアの舊地方を併合すべし。……戦争とは敵を抑壓して、吾人の意志を貫徹せんが爲の暴行なり。……斯の如きの暴行を行使するに當りては、何等の制限だも是れなし。……凡て何人にてても自ら力ありと思ふ者は、敵にして彼と同一の行動に出でざらんか、何等願慮するを須ひず、流血尙且、其の惜む所に非ずして早晚最上權を獲得すべきものなり。……徵發の權利は、土地が涸盡し、窮乏し、荒廢し果つるに及びて始めて熄むべきものなり。……戦争には強力なる唯一

の手段の存するのみ。其の他何ものも之あらず。……世人の聲を大にして擁護せんとする萬國公法の如きは、戦争の目的及び權利に對して僅かなる制限を置く事を得るのみ。否殆んど何等の制限をも課すること能はざるものなり」と。前陸軍大臣ブロンズアルト・フォン・シエルンドルフ (Bronszart do Schellendorf) の説はクラウゼウイツに比し一層に強硬なり。曰く「戦争の事實を書せんが爲には血を以てせざるべからず。將來の戦争は殘虐なるべし。獨佛間に於ては唯だ決死の決闘あるのみ」と。而して彼も亦、併合論者なりき。ハルトマン將軍 (Hartmann) も亦、此等の論者と同じく論じて曰く、「軍事行動の絶對的自由は戦勝に於て缺くべからざる條件なり。純軍事的行動よりする時は、戦時國際公法に依りて此の種の行動に束縛を及ぼさんとする一切の試みの否認せられざるを得ざるの理由は茲に在り。吾人は萬國公法によりて軍事行動を拘束し、之を麻痺せしむるが如き事なからんやう注意せざるべからず。現時の戦争が、過去に於けるよりも一層に亂暴に又、一層に一般的なる暴行を何等の容赦なしに行ふものたるを知らざる者は空想者のみ」と。ベルンハルディ將軍は、是等の思想を哲學的に叙述して云へり。「戦争は進歩の手段なり。人間生活の調整者なり。文明の缺くべからざる要素なり。創造の力なり。……戦争を挑むべからず、戦はん事を求むべからずと云ふは誤謬のみ。……道徳の禍機に瀕せるが如き場合に於て、此の難問を解決するは外交の事なり」と。フォン・デル・ゴルト將軍は云へり。「何よりも第一に必要な事は、敵よりして勝利の希望を奪ふことなり」と。デイトフルト

(Dittfurth) は曰く、「世人は我等を蠻人扱にせり。是れ誤りのみ。吾人は蠻人にはあらざるも、嚙て蠻人となり得べきものなり。其の時に至らば吾人は吾人の敵に向つて次の如くに叫ぶ權利を有すべし。これ諸君の欲する所なりき。……吾人は之を是正すべきの必要なし。之が爲に辯解を試みるの必要なし」と。ウィルヘルム二世の公然斯の如き暴言を吐くに至らざりしは勿論なるも、されど帝は飽くまでも獨逸の暴行の敵國の挑發に因るものたるを固執し、合衆國大統領に寄せたる電報に於ても、自耳義に於ける獨逸軍の暴行の敵の挑發に因るものなる旨を訴へて曰く、「(ダム・ダム彈を使用せり。非戦闘員たる市民は殘虐なる行爲を働けり。少女及び僧侶は負傷者の眼を抉り、或は之を殺したり。醫者に攻撃を加へたり等)。恐るべき各種の暴行は之が爲め萬止むを得ずして突發したるものにて、是れ又斷腸の念に堪へざる所なり」と云へり。獨逸宰相の(一九一四年九月二日) ユナイテッド・プレス (United Press) 及びアソシエテッド・プレス (Associated Press) (米國) に宛てたる通信も、亦之と同一趣意を述べたるものなりけるが、獨逸の舊教牧師、神學者、監督(其中にはエスイタ教徒もあり)等も亦之に同じ、ルーヴェンの暴行に對してすら勵聲之を難詰する事能はざりし新法王ベネディクト十五世 (Benedit) に非難を加ふること能はざりき。最後に獨逸諸大學の九十三名の教授連は宣言書を發布して、獨逸の責なりとせられたる犯行を否認し、破廉恥にも責任を斯かる暴行の犠牲に供せられたる輩に轉嫁して、此等の輩の挑戦に對しては返報を與へざるを得ざりしなりと云ひたり。

第三節 露國に於ける中歐兩帝國の計略

獨逸は戦争の起原に關して虚説を流布し、萬國公法の侵犯を否定し、却て責任を此等の暴行の犠牲となれる輩に嫁して以て輿論を轉向せしめ、之をば我が味方に引き入れん事を努めたるのみならず、同時に、敵國內に騷擾と反亂とを發せしめ、之によつて敵の勢を殺ぎ、自ら之に乗ずるの餘地を得べく執拗なりしこと殆ど想像も及ばざる所なりき。彼は最初奧地利と共に主として這般の陰謀を露國に對して運らし、其革命黨を煽動し、以てツァール政府を顛覆せしめんとし、特に其社會黨を引て我が手に入れんと企らみたりしが、此試みは不幸失敗に歸したりき。露國の社會民主黨の常に多數を擁して容易に其勢力を失喪するに至らざりしは事實なるが、されど彼は佛蘭西の社會主義の風に耽溺しつゝありたる虚妄の思想に陥らざるだけの智慮までも失ひ了りたるにはあらず、彼が獨逸の同僚の信賴するに足らず、政治上竝に經濟上に於ける露國の真正の敵の獨逸そのものにして、こは他く迄も打破せざるべからざる所に屬するを了得したれば、差當り皇帝と其行動を共にし、偏へに之が爲に奉仕することをも求むる外、他意なかりき。ゲオルグ・ブレハノフ (Georges Plekhanow) は當時「戦争に就て」と題する小冊子中に於て述べて曰く、『現時の状態に於ては、獨逸帝國主義の敗北は、革命運動を獨逸國內に擴延せしめ、且又、露國に於ける帝權に打撃を與ふるに大に效果あるべく、又之と同時に獨逸社會民主黨中

の右黨の敗北を意味する事となるべし。果して然らば獨逸の大敗は、全世界に於ける革命的社會主義に取り寧ろ頗る望ましき所に屬するなからんや」と。

露國に革命を起さんてふ中歐列國の陰謀は、デュネーグの『社會民主黨』雜誌上に掲げられたるベトログラード(一九一四年の戦争勃發後、露國の首府は獨逸式の舊名を廢したり)の社會民主黨に屬する一労働者の書翰中に明なり。但し其計畫は全く失敗に歸したるなり。

- (一) 君府逃竄の露西亞の社會民主黨員は、奧地利側の運動者の勸説したりし所謂ウクライナ (Ukraine) (解放の企畫なるものに參加する事を拒絶したり(一九一四年九月)。
- (二) デュネーグに逃亡せるゲオルギアの社會民主黨員は、奧地利側の運動者が、彼等をして露國に反抗する運動を起さしむべく、運動費を提供したるに多く之を喜ばざりき。
- (三) 奧地利、特にチロール及びレンベルグ (Lemberg) に於て、多數露西亞人の逮捕を見るに至りたりしも、その中革命黨と名指されたる輩は直に釋放せられたり。
- (四) 瑞西より高加索の一革命黨員を維納に呼び寄せ、之を使喚して露國內に反亂せしめんことを企らみたりしも、該革命黨員は一切の提供を拒絶して瑞西共和國に歸りたり(一九一四年十一月)。
- (五) ウクライナの一社會民主黨員の書信によれば、奧地利政府が露西亞の亡命者をして其本國に於ける運動に奔走せしむべく、莫大の金額を散布せる事實を知るべし。

(六) 獨逸の某なる一大尉はデューネーヴに於て露西亞の社會黨首領等を使喚し、之をして露國の内地と聯絡を通ぜしめん事を企畫したりしに、首領等は憤然として之を拒絶したり。

是等の陰謀は、露西亞帝國の難然たる諸民族を煽動せんとする獨逸の遠大なる計畫に出でたるものにして、即ち波蘭人、アルメニア人、猶太人、レット人及びエストニア人、芬蘭人、ウクライナ人等れば、彼等が怨嗟の對象たるツァール政府より分離せしめんとしたるものなりしに、此等の諸民族は何れも此誘惑に致されずして、相變らず彼等の政府に忠實なりき。百年以上の永き露國に隸屬したりしに援助を期待したる所なりき。一九一四年八月ウルヘルム二世の彼等の爲に發したる奇異なる宣言は、能く這間の消息を示すものなり。其内容下の如し。『波蘭人よ、諸君は一夜聖山(Sividy Gory)なる僧庵の鐘の、何人も其手を此綱に觸れたることなきに、自ら鳴り始めたるを記憶するならん。當時敬虔なる人々は、此奇蹟を以て一大事件の完成を正確に豫告せるものとしたりしが、實に此事件こそ露國を打破し、波蘭に於ける一切の神聖なる事物を再興し、最も文化ある此國民を獨逸と結合せしむる事を決せるものなれ。朕は不思議なる夢を見たり。一大危難の迫る所となりて聖母は朕に命するに聖屋を救濟せんことを以てしたり。聖母は涙を以て朕を眺めたり。朕は彼女の意志を遂行したり。噫、波蘭國民よ、冀くは諸君の仲介に依りて此事の實現せらるゝに至らん事を。諸君の同胞及び救濟者の間に

臨まん如く、須く我が獨逸兵士の闘に出陣せよ。波蘭國民よ、朕に味方する者の大なる報償を享受すべく、朕に反對する者の死滅を遂ぐべきを忘るゝこと勿れ。神と聖母とは朕と共に在り。聖母は波蘭を助くべく、自ら其劍を抜きたるなり。』

波蘭よりポーゼン(Posen)を割取し、斯くして彼が法律の下に歸服したる此地方に於て、常に頗る峻嚴なる權力を行使し來りたるは獨逸のものなりければ、其元首の試みたる此種の誘惑は、多く波蘭農民を動かすに足らざるものゝ如く、彼等は却て露軍總司令官ニコラス太公の一九一四年八月を以て彼等に與へたる宣言を迎へたり。其中に曰く、

『波蘭國民よ、諸君の父祖の神聖なる希望の實現せらるべき時は來れり。波蘭の國の粉碎せられてより既に茲に百五十年に及ぶも、彼の精神は尙未だ死せざるなり。思ふに此精神たる波蘭人民の復活して、大露西亞の同胞と和解し得べき日の來れかしてふ希望の中に活くるものなり。露國の軍隊は斯かる和解の吉報を諸君に齎し、波蘭國民を分割せる國境をして消滅せしめ、波蘭國民を擧げて悉く露國皇帝の治下に統合せんとす。斯くて波蘭は復活し、その宗教、その言語、その地方行政に於て自由を得るに至らん。露國の諸君に期する所は唯一事のみ。歴史的に諸君と聯繫する所ある諸民族の權利に對して、等しく尊敬を拂ふに至らん事はれなり。我が大露西亞は胸襟を開き友愛の手を伸べて、諸君を迎へんとす。露國は、グリーンウォルデン(Grünwalden)に於て敵を撃破したる劍の未だ錆びざるを

信す。今や露西亞の軍隊は太平洋の岸より北海に至るまで進軍しつゝあり。諸君が新なる生活の北光
は將に現れんとしつゝあり。見よ此北光の眞只中に於て受難と復活との象徴たる十字の記號の明煌々
として輝けるを。』

此宣言はカイゼルのそれよりも芝居氣に乏しきも、尙仔細に之を観察すれば、豫め今後に出演せんと
する一幕の準備を怠らざるものにて、此點に於て波蘭の愛國者に十分なる満足を與ふること能はざり
しなり。ニコラス二世は嘗てアレキサンドル一世の爲したりし如くに、カタリナ女帝、フリードリヒ
二世並にマリア・テレーサ(Marie Thérèse)の十八世紀に於て行ひたりし罪過を償はんとしたるものなる
も、されど帝の所謂補償は、主として奥地利及び普魯西より其の舊波蘭領を奪取し、よりに波蘭を露西
亞の治下に屬せしめんとするにありたり。ニコラス太公の宣言は、此一體せる波蘭に復するに其往時
の獨立を以てせんと云ふにあらず、又其失喪したる政治的自由を回復せんと云ふにもあらずして、唯
だ之に與ふるに、信教、言語及び地方行政の自由を以てせん事を約束したるに過ぎず。又該誓約にはニ
コラス二世の署名なかりき。ツァールは後に至りて之を破棄するの心組にてはあざざりしか。この後程
なく、ペトログラード政府の説明する所に據れば、該宣言はリトヴァニアにもルテニア(即ち波蘭第一
回の分割によりて露國の得たる西部諸縣)にも、將た一九一二年を以て波蘭より除外せられたるヘルム
(Chełm)縣にも及ばざるものなりとの事なりき。露軍のガリチア(Galicie)を侵して(一九一四年—一九

一五年)殆ど其の全土を征服するや、露國は之を分割して其の一部を併合せんと欲し、斯の如くにして
波蘭の解放を實現すべく何等施設する所あらず。一九一四年八月九日に於ける奥國政府の宣言も、亦
之に言及する所あざざりければ、波蘭は斯かる曖昧なる言説を疑惑するの狀なき能はず。彼が交戰國
の何れにも味方せずして自身の安全を圖り、一九一五年、獨軍の攻勢に出でて露軍を撃破し、ツァル
ンを奪取するに際しても、幾度となく分割の憂目に遭ひたる此民族の結束してツァール政府を援助する
に至らざりし所以、敢て之を了解するに苦まざるなり。

斯くて兎も角も露國を解體せしめ、彼をして結局戦争繼續を不可能ならしめんとしたる中歐列國の
陰謀の全く失敗に終りたるは事實にして、爾來露國に於ける諸民族は、露國に對し何等離反の運動を
も試みるが如きことなく、所謂露西亞そのものは一體として露帝の周圍に結束し、皇帝も亦その戦争
爆發の以前に於て何人も不可能なりと思惟せし諸改革案を採用し、獨逸人及び獨逸系露人の陰謀の一
九一四年に於て頻々として行政並に陸軍高級司令部に行はれて、或は敵の便宜を圖り、又或は單獨講
和説を流布せんとしたりしかど何れも效果なく、露國政府は同盟國と全く不離の關係を結ぶに至りた
り。開戦勿々、佛蘭西、英國及び露西亞の倫敦條約を締結して(一九一四年九月四日)、皆その同盟に
膠着し、敵國と何等の談判をも開始せず、將た單獨講和を結ぶが如き事なかるべきを約したるは、實
に此事實を證明するものなりき。

第四節 英國、日本及び葡萄牙

露國をして萎縮せしめ、若くは其同盟國より之を離反せしめんとして謀遂に成らざりし獨逸は、英國の強靱なる抵抗を撃碎せん事を企て、これ亦失敗し、ツェッペリン飛行船は無防備の都市を爆撃すべく英國海岸に襲來したるも、合衆王國民の剛建なる愛國心を傷ふに由なかりき。英國は今や其久しきに互る強制兵役嫌忌病より癒えて、一九一五年を以て遂に強制兵役制を採用し、將に獨逸軍に遜らざる陸軍を編成するを得んとしたり。獨逸の陰謀によりて煽發せられたる同盟罷工は幾くもなくして終熄し、伯林を策源地とせる愛蘭土の暴動も、一九一四年に於ては格別重大なる形勢を招致するに至らず、翌年末、始めて反亂の勃發を見しかど、是れ亦一時の現象たるに止まりて、ケースメント(Casement)の縛に就きて刑せられてよりは一の昔語りとして記憶に止めらるゝに過ぎざるものとなれり。英領印度を擾亂せんとしたる獨逸人の企らみも其功を奏せずして、英國政府は却て忠誠奉公の至情に於て毫も加奈陀人のそれに劣る所なき兵士を印度に募集する事を得、プール人に對する獨逸人の反亂煽動は初め何程かの成功を見たるも、此の第二のトランスヴァール戦争は直に鎮壓せられ、英國はそれのみならず、新に有力なる同盟國を遠陬の地域に得て、その力によりて獨逸を痛撃することを得たり。此遠隔なる同盟國とは日本即ち是なり。日本は、一九〇五年八月十二日の條約に依りて英國と同盟

し、更に一九〇七年及び一九一〇年の條約を以て露國に接近したるが、一八九七年以降、膠州灣に占據したる獨逸人を隣國とするに堪へず、獨逸が山東の支配者となり、從て其勢力を支那に張り、特に一九一二年の革命この方、支那の積衰に乗じて益々跳梁せんとするに忍びざりければ、歐洲大戰の爆發するや、容易に英國の申出でたる舉兵の懇願に應じ、一九一四年八月二十三日を以て獨逸に宣戦し、直に艦隊を派遣して兵を山東に送派し、驚くべき戦績を擧げて年の改まらざるに全然獨逸の勢力を支那より一掃し了りたり。爾來日本は歐洲方面に戦争を持続せる三國協商との關係を斷つことなく、其産業上の活動に由りて、露國に其缺乏せる砲兵材料及び軍需品を供給し、以て露國をして一九一六年に至りて前年に於ける敗戦の屈辱を雪ぐ事を得しめたり。英國の斡旋によりてペトログラード及び東京の兩政府は、一九一六年七月三日を以て條約を締結して益々密接なる關係を結び、之によりて滿洲に於ける確執を根絶することを得たり。

日英同盟と相並びて英國は更に最近に至り獨逸に對抗する英葡同盟を締結したれば、獨逸の彼と同じく資力の豊富なる英國に對して懐ける敵意の次第に高じて、大戰の勃發この方、之を目するに其第一に目ざす所の大敵を以てするに至りし事は、之を了解するに難からざるなり。葡萄牙は一九一〇年十月五日の革命を以て王國を變じて共和國となし、經濟上並に政治上に於て常に英國に依頼したるが、こは實に一九〇三年のメスウェン(Methven)條約この方、英國の保護の下にありしなり。彼が阿弗利加

に有せし大なる植民地は夙に獨逸の野心の目的物となり、伯林政府は十九世紀末の二十五ヶ年間に於て銳意、南アフリカに於ける其の新建の帝國を擴張すべく、極力葡萄牙の植民地を奪取せんとし、特に英國と共に此等の領土を分割せん事を策しつゝありしなり。斯かれば英國は好餌を提して、リスボン政府を大戦争の味方に引き入れ、彼をして獨逸政府の歐洲の事に忙殺せられて海外を顧るの邊なきに乘じ、獨逸西南アフリカ及び東部アフリカに染手せしめんとしたり。蓋し此等の獨領は葡國領土と其境を接するものなればなり。英葡同盟は斯の如くにして成立したり。

第五節 戦時に於ける土耳其

されど獨逸は決して敵の彼に對して新なる味方を作り出すべく腐心し、着々として其効果を收めつつあるの間に空しく袖手傍觀するが如きものにはあらざりき。假令豫期せる所なりしとは云へ、伊太利の脱退は彼の大に失望する所なりしが、彼は是に於てか直に伊太利に代るべき一國を三國同盟に加ふることを得たり。是れ實に彼の夙に其の系統に加ふべく忘ることなかりし土耳其そのものにして、獨逸は輒近に於て之を己の被護國に指數し、出來得る限り其の資源をば利用せんことを欲したるなりき。青年土耳其黨は、アブド・ウル・ハミッドと同じく、獨逸の勢力に迎合したりしかば、獨逸は其の自ら建設する所たりしバグダッド鐵道に依りて、長へに小亞細亞を占領し、且又、印度に至るの大道を把

握せんことを欲したり。斯くて獨逸の教官の土耳其の軍隊を訓練すること已に久しく、フォン・デル・ゴルツ元帥は長く此一團の頭梁たりしが、一九一三年十二月、リーマン・フォン・ザンデルス將軍 (Liman von Sanders) は、新なる軍事的使命を帯びて君府に至り、土耳其軍をして何時にても戦争に應じ得べき準備を整へしめれば、機會は茲に到來したり。獨逸との同盟を利用して豫ねて巴爾幹半島に失墜したる其勢力を回復せんことを欲したるの土耳其は、又之によりて一面に於ては露西亞人をアルメニアより驅除し、以て己の勢力を高加索に擴延せんとしたる外に、他の一面に於ては獨逸の援助によりて埃及を回復せんとしたり。スエズ運河を英國より奪ひて、自ら印度への海路を制せんことは獨逸の欲望を啖るに足るものなりければ、彼は頗る此最後の計畫を歓迎したりき。

大戦の初めに當り、自ら戦備未だ完からずとして、少くとも形式上に於て中立を宣言(八月三日)したるの土耳其は、幾くもなくして勃牙利の襲撃に備へん事を名として動員に着手したりしかば、英國は之を恐れ、土耳其をして安んぜしむべく、直に彼が埃及の政局を變更するの意志なく、埃及は常に名義上ケデーグの権力と土耳其朝廷の宗主権との下に在るべきを宣言し、此後數日にして(八月十六日)、佛蘭西及び露西亞も亦英國と同じく、土耳其帝國の獨立と領土保全とを尊重すべきを約せる旨を發表したり。されど獨逸は東方諸國をして夫れく、彼の處置に満足せしむべく陰謀怠りなく、土耳其には其先きに失ふ所の群島を、勃牙利にはマケドニア、羅馬尼にはベッサラビア(是れ露國が一八七八年こ

の方占領せる羅馬尼の領土なりを、又希臘には、その宿昔憧憬の目的物にてありながら三國協商の首肯を得ること能はざる若干列島を回復せんことを期せしめ、尙又之に加ふるにエンヴェル・パシヤをして一方に於てはスエズ及び埃及を、他の一方に於ては高加索を奪還せんことを夢想せしめたり。

斯くて、ゲーベン (Goeben) 及びブレスラウ (Breslau) の兩獨逸軍艦のアルヂェリアなるボーン (Bône) フィリップヴィル (Philippeville) の二港を砲撃したる後、一九一四年八月十日を以てダルダネルスに逃竄し、之を其避難所となすや、三國協商側は抗議を土國政府に致したれば、君府政府は直に曖昧なる態度を取りて之に應じたり。一八四一年七月十三日の海峽條約は、一八五六年三月三十日の巴里條約によりて確保せられ、土耳其自らも亦、一八七一年三月十三日の倫敦條約及び一八七八年七月十五日の伯林條約を以て之に承認を與へたるが、之に依れば此等の獨逸軍艦は二十四時間以内に海峽を退去するか、或は其武装を解除せざるべからざる筈にて、一九〇七年十月十八日の海牙條約も亦、此點を明にしたりしより、英佛露の協商側は、八月十三日を以て土耳其政府に之を要求する所ありしに、土耳其政府は、該軍艦は獨逸より之を購入したるものなりと答へたり。是れ明らかに虚偽にして、此の場合は海戦に關する倫敦宣言(一九〇九年二月二十六日)の適用を要するものなりき。倫敦宣言には曰く、『戦争開始後、船舶を中立國籍に移したる場合に於ては、該移轉にして敵船たる性質より生ずべき結果を免れんが爲め行はれたるものにあらざる事を立證する場合を除くの外之を無効とす。然れども次の場合に於て

は、移轉は無効なりと看做す。(一)移轉にして船舶航行中又は其の封鎖港内に在る間に行はれたる場合。(二)買戻或は返還の條件を有する場合。』

土耳其政府は、獨逸の中立侵犯を悲む事を確言し、該軍艦が君府或はマルモラ海を退去することなかるべきを保證したるも、獨艦乗組員の退艦は之が補充なきを理由として少數づつ行ふだけに止めん事を約束したるのみ。却て英國が最近その造船所に建造しつゝある二隻の土耳其軍艦を徵發したるに苦情を申込みたり。獨逸の二巡洋艦は、ダルダネルスに入りてより、英、佛、伊、希、露の船舶を攻撃し、佛蘭西の郵便船サガリエン (Saghalien) に暴行を加へたるが、土耳其政府も亦、八月十五日を以て英人リンバス (Limpos) 提督の職を解き、十九日より二十一日に互り海峽の入口に多數の水雷を布設して之を警備し、スミルナ (Smyrne) に於ては英佛の國民にして土人の虐待する所となれるあり、佛蘭西領事は之に抗議せしも顧みられざりき。

八月二十二日、英國外相サー・エドワード・グレイは宣言して曰く、『土耳其にてゲーベン及びブレスラウの獨逸士官並に乗組員を退去せしめ、英國船舶の海峽を退去する事を許すあらんか、倫敦政府は喜んで其有する領事裁判權を放棄し、更めてオットマン帝國の領土保全並に獨立を保證すべし』と。然るにそれにも拘らず、若干の獨逸士官及び六百名の水兵は、大砲及び彈藥を携へ、羅馬尼を經由して君府に到着したれば、英國は之に抗議せしに、最初全く關知せざるを裝ひたる土耳其の宰相は(八月二

十七日)、次いで該二艦の決して黒海に入らざるべきを約し、又更めて土耳其の中立を維持すべきを陳べたりしが、されど獨逸の土耳其を己の味方に引き入るべく努力しつゝありたるの事實を隠蔽せざりき。其後幾くもなくして、獨艦は其乗組員をして艦を撤せしむるところか、却て獨逸兵の増援を得つたあること、土耳其軍隊の獨逸船によりて君府に輸送せられつゝあること明白となり、リーマン・ファン・ザンデルスは土耳其軍の總司令官に任じたり。然も斯かる事情のありしに拘らず、土耳其總理大臣は常に自國の中立を聲明したり(九月一日)。

時に土耳其は、シャルロア(Charleroi)の戦報に接し、且、マルヌ戦役に關する獨逸の虚報に誤まられて佛蘭西の敗北を信じ、今にして協商側を敵とするも不可なきを思ひて、歐洲列國のオットマン帝國に有する片務的の領事裁判權をば、十月一日以降廢棄すべきを豫告したり(九月九日)。是れタラート・ペー(Tahat-Pey)の言ふ所に據れば、『法學者は破産し、且法律も已に死を遂げたる』が故になり。然るに此の決議に抗議を提したる英國及び露國は、土耳其にして獨逸士官及び乗組員の件に關し、英露に満足を與ふるに至らんには、領事裁判權の問題に關しては敢て讓歩する所あるべきを宣言したるに(九月十日)、十月一日以降、土耳其政府は土耳其の輸入關稅を増率し、未だ特定せられざる貨物に入市稅を賦課し、次いでアフガニスタン、印度、波斯及び埃及に於て軍事行動を開始すべき準備を爲したり。土耳其宰相は之をば否認したれど、一方に於ては獨逸の土耳其を己の味方に引き入れんとしつゝある

事實を承認したるが(九月二十四日—二十五日)、既にしてリーマン・ファン・ザンデルスの命令の下に土耳其軍隊は公然動員せられ、而して九月末を以てデーベン及びブレスラウは今や土耳其艦隊司令長官に任じたる獨逸提督ゾウヒョン(Souelion)の下に黒海に出勤したり。

十月一日を以て領事裁判權は廢棄せられて、協商列國はオットマン帝國に於ける一切の特權を失ひたり。土耳其政府は豫め此等諸國の合意を経る事なくして諸海港を塞ぎ、佛蘭西の情報の東方に到達すべき途を杜ち、終にダルダネルスを閉鎖して小麦の出入を絶ち、尙又リバン(Liban)の特權を廢止して之が保證に任ぜる佛蘭西の權利を削減せんことを決したり。

獨逸は重砲並に彈藥と共に引續き獨逸の軍隊及び士官を土耳其に派遣し、かくて獨逸人は今やダルダネルスを支配し、ボスフォールの防備を固め、多額の軍用金を土耳其政府に送與し、土耳其の新聞紙を買收し、エンヴェル・パシア、タラート・ペー及び其他の土耳其諸大臣は、皆獨逸大使の許に會議し、斯の如くにして埃及及び高加索を攻撃し、露國をして其西方戦線の防備を手薄ならしめんとするの準備は成りたり。但し土耳其は勃牙利及び羅馬尼亞は固より、十月の末を以て中歐列國及び協商側列國の同意を得て、アルバニアのアルギロカストロ(Agryrokastro)及びプレミチ(Premitchi)を占領したる希臘をも誘致すること能はざりき。

獨逸は、土耳其を引き入るゝの最早此上猶豫すべきにあらざるを思ひ、十月二十九日、デーベン、ブ

レスラウ及び土耳其軍艦ハミディエー(Hamidieh)は黒海に出動して突如、露國のオデッサ(Odessa)テオドシア(Theodosia)及びノヴォロシスク(Novorossiisk)に砲撃を加へたれば、協商列國の忍耐の緒は切れ果て、露佛英の諸大使は該暴行に對して無用の抗議を試みたる後、君府を引上げ(十月三十一日)、翌日三國は土耳其に對して宣戦したり。

青年土耳其黨(自由思想家の觸れ込みなりし)の政府は、此の戦争を以て神聖戦争なりと宣言したるが、されどオットマン帝國の回教徒の眞面目に之を受取る者なかりき。同政府は次で高加索及びスエズ運河進撃の計畫を運らしたるが(十一月)、然もこは、何れも忽にして失敗に歸したり(一九一四年十二月一—一九一五年二月)

第六節 如何にして伊太利は三國同盟を脱離

するに至りたるか

獨逸は後に至りて土耳其との同盟に失望したるも、當時に於ては大に之に重きを置きたりしが、協商列國は此の獨土同盟に對抗し、新に伊太利をして中立を放棄して協商側に投ずるに至らしめたれば、其の之によりて得べき利益の一層に大なるものありき。

伊國の八月三日を以て中立を宣言するや、獨逸の新聞紙は、其所謂伊太利の背信なるものを痛撃し

たりしも、伯林政府は、伊太利の早晚己と提携するに至らんとす期待を放棄せず。羅馬駐在獨逸大使フォン・フロトウ(Florow)は之が爲め最も盡瘁する所ありたりしも、十二月に至るも尙之が成功を見るに至らざりければ、ウイヘルム・ストラッセルの外務省は病氣の故を以てフロトウの任を解き、之に代ふるに、前宰相ビューロー公を以てする事としたり。公はクイリナル(Quirinal)廷に於て久しく獨逸大使たりし閱歴あり、其天性の明敏と細心との此任に適すべきは勿論の事なるも、搦て加へて彼は伊太利の名門と婚を結びたれば、伊太利國內に於て特殊の勢力を有したりしなり。

されどサランドラ、デオリッティ等の伊太利諸大臣は決して事を苟もせざりしかば、彼等を動かさんが爲には公明と正大とを以てするの外なかりしに、彼等の到底曖昧なる約束を以て満足せざるべく、伊太利に於ける未回収地回収運動の猖獗なる、彼にして現實的の明瞭確實なる讓許を塊地利に得るに至らざらん限り、一步も退かざるものたること既に明かとはなりたり。獨逸たるもの果して此等の土地を彼の同盟國より割取することを得べきか。

伊太利の輿論の佛蘭西に好意を寄すること既に年あり、従て三國同盟の不人氣なること今日の如くなるはなかりき。一九一四年十二月十六日、サランドラは八月三日の宣言を否認するところか、下院に於て更に下の如くに明言したり。「世人或は吾人を以て適當の商議を行ひたる後にあらざれば、中立を宣言すべきにあらずと云ふ。されど吾人にして吾人の中立を値切るが如きことあらんか、是れ豈に申

立を辱むるものたらざらんや。國家の運命を引受くるが如き非常重大の秋に際しては、我政府たるもの良心によつて自由の行動を執らんと欲するものなり」と。幾くもなくして(十二月二十三日)、羅馬政府は、地方の亂民より多数の伊太利人を保護せんことを口實として、アドリア海のヴァロナ(Vallona)を占領したるが、是れ實にウイード公退去後のアルバニアを監視し、時機によりては之より奥地利を驅除するを得んが爲めなりき。之と同時にデオリッティは、一九一三年八月九日に於ける奥地利政府の塞爾比攻撃の勧誘を暴露し、伊太利が三國同盟の守勢的性質に鑑みて此要求に應ずること能はざりし旨を説明したるが、彼は蓋し之と同一理由の下に一九一四年八月初に於ける奥匈國の同一勧誘を拒絶せざるを得ざりしなりき。デオリッティ曰く、三國同盟の第七條には豫備的通告の要を規定するに、中歐列國は之を伊太利に與へざりき。是れ伊太利の彼等の勧誘を拒絶せざるを得ざりし所以なりと。

伊太利諸大臣の言説は、ビューロー公をして彼の爲さんとする事業の結局、徒勞に屬すべきを知らしめたらん。然も彼は尙絶望せずして新聞雜誌の力を求め、自己の主張を貫くべく特別にヴィッタ・イタリアナ(Vitta Italiana)を創刊し、買収、誘惑、阿媚、爲さるる所なかりき。彼は奥地利は恐らく讓歩すべしと云ひ、アルバニアに於ける土耳其の無關係なるを装ひ、サランドラとデオリッティとの反目を利用して議會を動かさんことを試みたるのみならず、尙羅馬法皇廷に對して佛蘭西を誹謗し、特に一九〇四年以來、佛蘭西の法皇廷と外交上の關係を絶てるに乗じてワチカノ廷に跋扈したり。

されど伊太利國民は尙彼に信頼するには至らざりき。彼等は奥地利のみならず、獨逸其ものすらも伊國のヴァロナの占領に慊らずして、ツァイト(Zeit)紙の如き、他日伊太利國民より此地を拉し去るべきを公言したりければ、多くの新聞、就中一九一五年一月七日のポポロ(Popolo)紙の如きは『羅馬政府は、奥地利と開戦の用意あり。サランドラ・ツンニノ内閣は、全力を擧げて之を斷行せんとしつゝあるものなり』と言へり。中歐列國の勃牙利に對して一億五千萬フランの貸與をなせし事も、伊太利に不良なる結果を及ぼし、羅馬と意氣相投合する所ありし羅馬尼は、之によりて中歐列國の威嚇を感じたり。八月の初め獨逸及び奥地利が、電光石火の勢を以て巴里の進撃を成就したる曉、鋒先を伊太利に轉じ、之に迫るにアルプを超えてリオンを攻撃せんことを以てするの腹案なりし事も、又伊太利人の知る所たりしが、中歐列國の容易に此謀略の放棄を肯んずるに至らんとは世人の確保し得ざる所たりしなり。是に於てかビューロー公は、伊太利の場合に依りては奥地利の一國に向ひ攻撃を試みる事あるべきを認めたり。條約に關してはビスマルクの傳統を遵守せしビューロー公は、飽く迄も紙片宗に固執するものなりければ、必要の前には法なきを以て、羅馬政府にして自ら望ありと思惟したらん場合に於て、其疇昔の同盟國をも攻撃することあるべきを期したり。彼れ曰く、獨逸は唯夫れ之を其の爲すがまゝに放任せんのみと。

されど彼は斯かる破綻に至らんよりも寧ろ商議を行ひ、伊太利をして奥地利の讓歩すべきを期待せ

しめ、以て之を慰撫せんことを欲したるが、されど彼の望み通りに戦勝を博し得たる奥地利の讓與を肯するに至らんとは、如何にしてか考へ得べきぞ。奥國の之を肯んぜざりしは正に其所なりしなり。因りてビュローは、伊太利にして奥地利より何物をも取得する能はずとすとも、彼は佛蘭西によりて之が賠償を獲得し得べきを説きたり。伊太利たるもの、何ぞ夫れチュニス、コルシカ(Corsica)ニース(Nice)及びサヴヰヤ(Savoie)を獲得する方法なしと言はんやとは彼の説なりき。されど伊太利人の斯の如きの誑言を眞に受けんことを思ふは餘りに兒戯に類せしなり。

唯だ茲に確實なるは、ビュローが其辯舌の力に依りて遂にデオリッティを動かし、デオリッティをして彼が斷々乎として中立を支持すべきを宣言せしめ、且、伊太利の社會黨をも獨逸の味方に取り入れたる事なりき。二月に於ては、彼は伊太利が參戰する事なくして何ものかを獲得し得べきを信じたるもの如く、此を議員ペンノ(Penna)に洩らしたりしかど、協商列國のダルダネルスの攻撃を開始するに及び形勢は切迫したり(一九一五年二月)。獨逸は伊太利の協商列國に投するに至らん事を妨止すべく、何とかして奥地利を動かして少くとも何ほどの讓許を約するに至らしめんと欲せしも、最初之を拒絶したる維納政府は、漠然と『將來』に於て僅少なる讓許をなさんことを約したるに止まり、然も其所謂讓許と云へるは、イソンゾ(Isongo)の西方なるトレント(Trentin)の一部なる僅少の地域に過ぎず、トリエストに關して何等讓歩する所なく、其上、アドリア海諸島の所有權を争ひ、又、ヴァロナの撤兵を

要求したり(一九一五年三月)。四月十四日に至り、ビュロー公は伊太利にして若し中欧列國と其歩調を共にして、ユーゴ・スラヴ民族に當り、飽くまで三國同盟を繼續するの決心たらんには、トレント、アドリア海岸、クアルネロ(Quarnero)灣、ダルマチア群島、ダルマチア、ザラ(Zara)スブラト(Spalato)セベニコ(Sebenico)の海岸地帯を伊太利に與ふべきを説きたりしも、該提議も何等の效を奏するに至らざりければ、彼は茲に至つて公然之を威嚇して曰く、然らば獨逸は奥地利と聯合して伊太利を攻撃せんと欲す、獨逸は差當り三十萬の餘分なる軍隊を有すと。されど彼が此態度の變化は、偶々伊太利國民をして却て其憤激を助長せしめたるに過ぎざりき。

五月五日、ジェノア(Genoes)附近なるクアルト(Quarto)に於て盛大なる祭典行はれぬ。これ實に一八六〇年に於ける兩シチリア征服に参加せしガリバルディ及びミルレ(Mille)一族の記念碑の除幕式なりき。恰も其前日(五月四日)を以て、サランドラは伊太利の名に於て三國同盟條約を破棄すべきを宣言し、之を奥國の代表者たるマッヒオ(Macchio)竝にビュローに通告したりしが、クアルトに行はれたる其の翌日の祭典には、國王及び大臣の出席を見ざりしかど、愛國詩人ガブリエル・ダンヌンチオ(Gabriele D'Annunzio)は大喝采の裡に迎へられ、群集は中立論者に對する大示威運動を試み、中には之に暴行を加ふるものすらあり、之が爲め温厚のサランドラは辭表を提出するに至れり。國王は新内閣を組織すべく憂心忡々たりしが、伊太利の輿論はかの君府に於けるが如くに獨逸をして羅馬に其勢力を振張せ

しむるを許さずとし、チオリッティ反對の示威運動を行ひ、國民を擧げてサランドラ内閣の留任を要望し、バルチライ(Burzilai)を首領とせる共和黨も、國家の體面を叫び、『國王萬歲』を唱和せり。

ビュロー及び獨逸は一切の重荷をフランツ・ヨーゼフ皇帝の肩上に課し、皇帝を脅し、單獨伊太利に對向せしめんとしたりしかば、皇帝は一時單獨講和を以て獨逸を威嚇し、結局その讓許すべき勘定を定めて其よレンティノ方面に於ける提供を増加し、但し差當りては之を實行せず、戦争の終結を待ちて讓與に取り懸るべき事とし、イソソゾ、トリエスト、クルゾラル諸島(Crizolares)に關しては何等約する所なかりき。されど、伊太利の要求する所は、全トレンティノ、東部フリウル、トリエストの獨立、カーボ・ディストリア(Capo d'Istria)ティラーナ(Tirana)ヴァロナ占領の持續及びアルバニアに於ける完全なる自由行動等にあり。羅馬の人士は獨逸の暴行と不誠實とを見て更に之に信を置かず、唯その詭計に陥らん事を惧れたり。かくてサランドラは再び首相の椅子に就きて、此度は白耳義の獨立を恢復せん事を要求したるに、獨逸は之に耳を傾けざりき。ダンヌンチオは一場の痛烈なる演説を試み、次の語を以て之を結びたり。曰く、『汚れなき羅馬よ、萬歲、純潔偉大なる伊太利よ、萬歲』と。斯ければチオリッティの中立維持の爲に畫策する所あり、又ウィルヘルム二世自らも、ヴィクトル・エンマヌエルの母后を動かして王を我が説に靡かせんものと奔走する所ありしに拘らず、大勢は次第に協商列國に傾き、サランドラは五月二十日の議會に於て此の方針に據る其政策を説明し、且、彼の國王と全然其見を一に

するものなるを述べて大喝采を博したり。二十萬人より成れる示威運動者は一齊に叫びて言へり、『佛蘭西萬歲、伊太利萬歲、國王萬歲、戦争萬歲』と。

斯かる好戰的示威運動を見たるベートマン・ホルウヰヒは、之に對して奧地利の申出でたる讓歩の頗る大なるものあるを陳べ、又奧國外相ブリアン(Burian)も、伊太利の七月二十三日後に於ては敢て奧國の塞爾比に對する最後通牒に抗議せざりし事、伊太利の中立の代償として要求する所の法外に大なる事を揚言したるに、サランドラは一篇の回章を以て之に答へ、該回章中に於て彼は又繰り返して三國同盟の本來守勢的性質を有するものなる事、奧國が豫備的協商を行はずして高壓的に出でたる手段の強暴なる事、塞爾比の獨立を維持するの必須なる事、七月二十三日の最後通牒及び宣戰の萬國公法を蹂躪するものなる事を明にし、尙一九一四年十二月以後の談判に言及して、奧地利の提議の不満足にして且因循なりし事、伊太利が其正當なる要求を明言するの必要ありし事、而して維納政府の回答の十分なりし事を述べたり。彼は伊太利國民に對する奧國の態度の其の當を得ずして、一九一一年以來伊太利攻撃の準備を爲しつゝありたるを訴へ、伊太利の三國同盟條約を破棄するに至れるは、此等の事由に因るものにして、維納政府の其の後十分なる讓歩を爲さざりしは、伊太利をして今や大決心を以て當日(一九一四年五月二十四日)以後、奧國に對し宣戰を布告するに至らしめたるなりと言へり。

中歐兩帝國を代表したるビュロー及びマッピオは直に羅馬を退去し、獨逸及び奧地利の新聞紙は其

に伊太利に對して激烈なる悲憤の情を雨注して、伊太利國民は好惡なり、不信實なり、買收せられたるものなりと言ひ、オイゲン(Eugene)太公は又ヴィクトル・エンマヌエルの政府の行ひは卑劣なりと叫びたるが、サランドラは其後幾くもなくして、カピトル(Capitole)に於て爲せる演說中に、更めて彼の態度の妥當なるを主張し(六月二日)、中歐列國政府の不道徳を鳴らし、伊太利の此等の二國と提携すること能はざるものなるを高調したり。彼れ曰く、『憤懣の勃發は伊太利の全國を震撼したり。それは常に一般國民の間に於てのみならず、最も教養ある階級の間にも於て、最も崇高なる心情の中に於て、國家の威信の何ものたるかを知れる者の心に於て、國家の榮光の爲に喜んで血を流さんとする總ての青年の心に於て、一大震動を惹起したるなり。』

第七節 勃牙利再度の背信

伊太利をして參戰の決意を固めしめたる今一つの理由は、土耳其政府の態度にてありき。蓋し新に中歐列國の同盟に参加せし土耳其の宣言したる神聖戦争は、トリポリに於てアラビヤ人の反亂を喚起すべき虞ありたればなり。斯くて羅馬政府の代りに三國同盟に加入したる君府政府は、獨逸の扶助金に依頼し、獨逸士官の指揮せる軍隊を以て英軍の進出をエウフラトの溪谷に阻止し、アルメニアに於て露軍に對抗し、早くもスエズ運河の攻撃を試みたるが、然も尙未だ之に侵入すること能はざりき。中

歐列國の土耳其の加入に期待せし所は之れのみならずして、一九一五年二月、英佛軍のダルダネルス攻撃を開始するや、中歐兩帝國は之を撃退すべき策を講じ、且、巴爾幹半島に於て之が牽制運動を試みて英佛軍を苦めんとしたり。是れ蓋し開戦の當初彼等の此方面に於ける努力の著しき効果を奏するに至らざりければなり。塞爾比軍は其準備の不完全にして、且、一九一二年及び一九一三年戦役の創痕未だ癒えざるにも拘らず、一九一四年八月、見事に獨逸軍の攻撃を撃退し、之をして再びドリナ(Drina)及びサウ(Sava)河を渡りて退却せざるに得ざるに至らしめ、尙も進んでボスニアのサライェヴォを侵すに至りたり。此後第二次の總攻撃あり、數ヶ月の間能く敵を喰ひ止めたるポトニック(Potulnik)將軍の軍は、終に退いてベルグラードを敵手に委するの止むなきに至りたりしも(十二月二日)、幾くもなくして塞爾比軍は再び其勢力を盛り返し、ルドニク(Roudnik)の山地に敵を抑止して、首都を奪還し(十二月十五日)、莫大の戦利品と多數の俘虜とを得たり。

是に於てか、中歐列國は巴爾幹列國の間に新なる同盟を結成せしめ、之をして中歐列國に加擔して塞爾比軍を撃破し、之をして再び起つ能はざるに至らしめんことを欲したり。獨逸が此際、引て以て己の用をなさしむるに足るべしとしたるの國は二つありき。

其の一は勃牙利なり。勃牙利は一九一三年六月末の無謀の行動によりて國歩甚しく艱難に赴き、四面楚歌の中に陥りたり。マケドニアの一部を勃牙利より奪取したるの塞爾比は、別して勃牙利の怨み

とする所なりければ、國王フェルディナンドは小心翼翼たる政治家なりしかど、此地を回復すべく進んで戦争に参加せんとしたり。尤も奥匈國は先に一九〇四年及び一九一三年に於て勃牙利の急を赴援せざりし事實ありたるより、フェルディナンドは斯かる狡猾なる態度を執りたる奥匈國に信を置かざりしかど、己の身邊を顧れば、羅馬尼と希臘との彼を窺察し威嚇しつゝあるありければ、勃牙利の輿論は結局中歐列國と事を共にせんよりも、寧ろ協商列國に投合するに如かずとなしたり。然る所以の理由は、英佛の如き強大なる海軍國の勃牙利に取りて最も恐るべきものなりといふこと、更に又從來屢々勃牙利の爲に盡瘁する所ありたる露國の最近に至りて勃牙利に竭す事の尠少ならざりしを忘るべからずと云ふことにありき。従て一九一四年に於て自ら中立を宣言したるソフィア政府は、爾後之を維持するものゝ如くに思はれたりき。

中歐列國の次に己の味方となさん事を試みたる巴爾幹の一國は、希臘なりき。希臘王コンスタンティンはウイルヘルム二世と義兄弟たり。王妃ソフィア(Sophia)は言ふまでもなく無類の親獨黨にてありしなり。然るに獨逸政府は一九一三年の危機に際しても、又其後に於ても徒に兩端を觀望して雅典、ソフィア及び君府政府の間を彷徨するのみなりしより、希臘國民をして伯林政府に對する信用を失墜するに至らしめたり。然るに之に反して希臘の解放及び獨立に關して助力する所少からざりし佛國は、既に百年以來、希臘國民と親睦なる關係を保持し來りたり。されば、大戦争勃發の當時政權の衝に當りつ

つありしヴェネゼロスは、協商側の爲めに盡力したるが、希臘は既に一九一三年六月三日の條約に依り塞爾比と同盟し、嘗に勃牙利に對してのみならず、何れの第三國に對しても互に相援助すべきを約束し、本條約は同年八月を以て再新せられ、更に十年間延長せらるゝ事となりたれば、一九一四年七月及び八月に於ては、當然其效力を有したりしなり。奥塞の開戦となるや、雅典政府は、初め該條約に忠ならんとするものゝ如かりしも、戦争の範圍益々膨脹して終に歐洲の大戦亂を實現するに至りたるを以て、雅典政府は直に條約の義務を脱し、勃牙利の希臘の同盟國たる塞爾比を攻撃するの日までには參戰する事なかるべきを聲明し、其後幾くもなくして伯林政府の希臘に懲懲するに、中歐列國に加盟して塞爾比の背面を攻撃すべきを以てするや、ヴェネゼロスは憤然として此破廉恥なる提議を峻拒し、希臘は之を要するに中立を守りたりしも、其政府の佛蘭西及び佛蘭西の友邦に同情を注ぎたりし事として、幾くもなくして國王コンスタンティンと疎隔するに至り、一九一五年三月、ヴェネゼロスは遂に其職を免せられ、ヴェネゼロス最良の下院は解散を命ぜられて、グーナリス(Gounaris)新に内閣を組織し、前内閣の明かに協商側に左袒するの傾向ありしに對して、飽く迄も中立維持を主張し、其内閣の意を迎ふるの議員を狩り集むべく、總選舉に於て最も非立憲的なる行動を敢てしたりしが、然るに其結果は却て彼の期待を裏切りて、一九一五年六月十三日の投票は、又々ヴェネゼロス派の勝利に歸し、ヴェネゼロスは再び政權を握りて彼が曩日の政策を繼續したり。

當時の巴爾幹半島には、交戦の二大同盟系統に相應すべき甚しく相違せる二箇の外交的潮流の行はれつゝあるあり、英、佛、露、伊の諸國は巴爾幹聯盟を再造して、土耳其及び君府を征服せん事を欲したるも、最近に於て激烈なる戦争を交へたる許りなる巴爾幹の列國は、互に執拗なる憤怒を懷きつゝあり、之をして上述英佛露伊の計畫を收受するに至らしめん事は至難なりき。即ち塞、希及び羅をして勃牙利に其割取せし領土を還附せしめざるべからざりしかど、是れ實に困難の業にてありしなり。之に反し中歐列國は、己の利益上よりして極力斯の如き聯盟の形成せられんとするを妨碍し、君府を保存せん事を欲したり。されど之が爲には勃牙利と同盟し、勃牙利をして塞爾比攻撃に参加せしめ、斯くて飽く迄も塞勃兩國の接近を阻止するの要ありき。

佛蘭西政府は、巴爾幹同盟をして成立せしめ得べきを信じければ、彼が此のプログラムを實現すべく全力を傾注し、一時は其成功も近きにあるを思はしめたるほどなりき。即ち八月及び九月に至り塞爾比は、そのボスニア、クロアチア、スラヴニア(Slavonia)等に於て大に得る所あるべきを期して、ヴァルダル河及び中部並に西部マケドニアに於ける大なる犠牲をも尙且忍ばんとし、希臘は、カヴァラ(Cavalla)を讓與せんとするの意向を示し、サラニカをば埃尙軍の之を占領するを妨ぐべく之を協商軍の爲に開放し、その代りに他日イオニア(Ionia)地方の土耳其領土を割取して之が代償となさんことを望み、羅馬尼は又ドブルヂャの一部を勃牙利に返還し、ブコヴィナ(Bukovina)及びトランシルヴァニア

に於て領土を擴大せんことを欲したり。

されど此間に於て獨逸の外交は決して惰眠を貪りたるにあらず、彼等は極力フェルディナンドを己の軌道に引き入るべく、遂に土耳其をしてマリアツァ鐵道を同國に還附せしめ(一九一五年七月二十二日)、伯林に於て募集すべき新公債を之に提供し、更に獨逸及び埃尙國に於て有力なる援軍を派すべきを約して、之をして塞爾比の攻撃を敢行せしむるに至りたり。フェルディナンドは、智、餘りありて慮の尙到らざるあり、斯の如くにして全く獨逸外交の樂籠中のものとはなるに至りたるなり。彼は第一に假令、塞爾比の彼の占領する所となりたらんとしても、こは、他日維納政府に併合せらるべきものにして、同政府は決して塞爾比の放棄を肯んずるものにあらざる事に氣附かざりき。第二に彼の企畫にして若し空しく失敗に歸せんか、是れ彼に取つて回復すべからざるの亡滅を意味するものたりしを忘れたり。九、十月の頃、彼の大動員を行ふや、希臘は又之と同一程度の動員を行ひたり。

雅典に於てはヴェニゼロスは益々英佛露の同盟に傾きて、彼が此方策に基ける諸宣言は、議會に於て大多數の賛成を得たるに(十月四日)、伯林政府の教唆する所となれるコンスタンティン王は、之に妥如たる能はず、屢々干渉を試み、ヴェニゼロスをして又もや辭職の止むなきに至らしめ、再び議會を解散して、中立維持黨たるザイミス・グーナリス(Zaimis-Gounaris)内閣を組織したり(十月五日―七日)。是に於てか、佛蘭西は一刻もサラニカの占領を遅延すること能はざるを見て、サライユ(Sarajevo)將

軍の軍をして同港の上陸を敢行せしめ、同港を軍隊の集合地點として、之によりて勃牙利軍を威嚇し、且、側面より巴爾幹半島を占領せしめんとしたり。聯合軍は此際彼が希臘の中立を侵すの意志なき旨を宣言し、唯、希臘に代つて其ベルグラードに對する責務を果たさんとするものなりとしたり。然るに勃牙利軍は、今や蹶然として獨逸軍と南北相呼應して、十月八日再び塞爾比の攻撃を開始し、希臘及び羅馬尼の中立を買ふべく、中歐列國の勸告に従ひてカヴァラを放棄すべく、又ブカレスト政府の領有に係るドブルヂャ地方をも棄權すべきを聲明したり。されど、サロニカに於ける佛蘭西軍の戦備未だ整はざりければ、塞爾比は新手の殺到に衝り得べくもあらず、忽にして潰敗の憂目を見るに至れり。

是に於てか、佛國外相デルカッセは、巴爾幹事件に失望して辭表を提出し(十月十三日)、獨逸軍は露軍の軍需品の缺乏せるに乗じて、一九一五年の春、攻勢を執りてヴァルソツに迫り、又リヴォニア(Livonie)に進撃し、而して又英佛軍は、ダルダネルスの攻撃を放擲するの止むなきに至りしが(一九一五年十一月)、獨逸及び埃尙軍の援助する所たりし勃牙利軍は、此間二閱月ならずして(一九一五年十月—十二月)塞爾比の一圓を占領し、塞爾比は黒山國と同じく敵手に落ち、ベートル、ニコラスの兩君主は伊太利に逃れ、轉じて佛蘭西に亡命し、有力なる現役兵を有せし塞爾比軍も、マケドニアの西南を通過して退却し、希臘が獨逸に威嚇せられて塞軍に避難所を與ふる事を拒絶したるより、アルバニアを経て海路コルフに至り(十二月)、此處にて協商側より糧食の補給を受けたりき。實に當時に於ける協商軍

は未だ以て塞軍の潰滅を濟ふの力なかりしなり。

塞爾比軍の其國土より驅除せらるゝや、希臘政府は英佛軍をしてサロニカを撤退せしめん事を欲したり。サロニカに於ける英佛軍は、露西亞及び伊太利の増援軍を得て其勢力大に加はり、今や一大軍勢として攻勢に出づることを得るに至りたれば、國王コンスタンティンは英佛の多少威嚇的なる望に應ずる如きを装ひつゝ、彼等の最早何等憂悞するを須ひず、希臘の飽く迄も中立を脱する事なかるべきを斷言したり。然るに希臘の敵たる勃牙利軍の希臘の國境に向ひ、何等の抵抗をも受けずして若干の希臘陣地を占領したるに拘らず、希臘政府の頗る平然たるものありければ(一九一六年)、聯合四國は希臘政府に最後通牒を發して、其態度の變更を求め、ピレウス(Piræus)港を砲撃すべきを以て之を威嚇しつゝ、スクルーデイス(Skouloudis)内閣を辭職せしめ、且軍隊の復員を行はしめ(一九一六年六月二十一日)、コンスタンティンは已むなく其運命に服したり。斯くして約束を反古にし、其同盟國を見棄て、中立を宣言したる希臘は、不面目にも自ら其中立を維持する力なき爲め、列國は希臘を制し、希臘に代り中立支持の任に従ふ事となり、一九一六年八月に至りては、サライユ軍はコルフより來りて之に加はれる塞軍の増援を得て、今や勃牙利軍に對し攻勢に轉ずるの力を得たり。若し此攻撃にして其成功を奏するに至らんか、希臘國民たるもの果して如何なる態度に出でんとするか。彼等は遂に彼等が自らの以て其味方なりとする西歐列國の同盟者たらんと欲するものなるか。

巴爾幹半島には此の外向曖昧なる態度を持せる一國あり、彼は現在の所依然として兩端を觀望しつゝあれども、其の去就にして一度決せらるゝに至らんか、優に敵味方の勢力の均衡を一變することを得べし。是れ即ち羅馬尼なり。羅馬尼は明らかに協商國側に同情を有したりしかど、ホーヘンツォルレルン家の出たる其國王は、コンスタンティンよりも一層に伯林政府の肩を持つものなり。羅馬尼は一八八四年の條約を以て維納政府と結合したるも、埃地利、露西亞竝に勃牙利の利益を殺ぎて彼が領土を回收せんことを望みたるを以て、一九一四年八月三日早くも中立を宣言し、後、希臘と同じく同盟軍及び協商軍の何れにも秋波を送りたるが、一九一五年の末、勃牙利の塞爾比征服を完うするに及び、勝ち誇りたるソフィア政府の更に進んでドブルヂャを羅馬尼より奪回するに至るべきやを懸念したり。次いで、豫ねて羅馬尼をしてトランシルヴァニア及びブコヴィナに於ける幾分の領土割讓を期待せしめたりし中歐列國は、彼等が前日の約束を忘れたるが如くなるに及びて、協商側に加擔せんとする羅馬尼の意志は明となり、ブラタイアノ(Brutiaria)内閣は、土耳其を援助すべく獨逸の羅馬尼の領土を通過して軍需品を輸送する事を禁じたるが、既にしてブルシロフ(Bronszilow)將軍の率ゐる露軍のブコヴィナ及びガリチアに於て大に埃匈軍を破るや、羅馬尼國民は露兵の直にモルダヴィアの境を超えて羅馬尼を援け得べきを思ふに至れり。彼等は此援助を得て日本、葡萄牙及び伊太利國民と同じく、中歐列國の敵とならんとするものなるか。是れ決して不可能事にあらず、多分實現せられ得べき事に屬するも、

されど此點に關して斷言せんこと、時機尙早きの嫌なき能はざるなり。

唯だ吾人の此外交史上に於て確實なるは、約一億五千六百萬の人口を有する獨逸、埃匈國、土耳其及び勃牙利に對抗して、約八億三千萬以上の人口を有する佛蘭西、英國、露西亞、白耳義、伊太利、日本、葡萄牙の諸國の聯合して起てる事なり。後者の國家團體が前者の國家團體の有する所に比して殆ど無盡藏と言ふべき豫備人員を有する事なり。中歐同盟の假令間接にもせよ、大英帝國に何等の危害をも與へ得ざる事なり。中歐同盟軍の二ヶ年この方、ムーズ、イーゼル(Yser)及びソンムに於て佛、白、英軍の阻止する所となりたる事なり。波蘭及びリトヴァニア(Lithuania)に於て退却の餘儀なきに至りたりし露軍のブコヴィナ及びガリチアに攻勢を採りて勝利を博したる事なり。而して又、此の聯合に加入したる國家の一として戦勝を博するにあらずんば、斷じて其武器を棄つるを背んぜざること是れなり。

結 論

余の企てたる伯林公會以後の歐洲外交史は其終結を告ぐるに至りたるも、余の已に筆を其勃發に染め來れる歐洲大戰は尙酣なれば、之に關する確實なる結論を下すに由なし。大小の列國をして参加するに至らしめたる此大なる決闘は、果して如何なる結果をか齎すべき。而も其結果たる果して決定的若くは永續的のものたり得べきか。吾人は未だ此二問題に答ふること能はざるなり。吾人の今に於て

爲し得る事は他なし、兩交戦團體の武力及び資力、竝に彼等の過去に於て已に試みたる而して其今後に於て發揮するを得べき努力と比較して、若干の臆測を其間に試み、尠くとも最も多くの、而して又最も偉大なる成功の機會の協商側、即ち英、佛、伊及び其他の聯合國側に屬すべきを推斷せんことは是のみ。思ふに將來、否、近き將來に於て吾人の言の眞偽は自ら明かなるを得んなり。

其の主張する綱領よりするも、其の方略手段に於ても、其の道徳上の主義に於ても全然相反對せる二種の政道は相搏噬して歐洲の天地を己のものとなさんと争ひつゝあるなり。

獨逸及び其從屬國によりて代表せらるゝの政道は、權利を生むものは唯夫れ武力のみ、而して又武力は權利を變更することを得るものなりてふ原則を以て其基礎となす。是れ實にビスマルク、ウィルヘルム二世及び獨逸皇太子の支持する學說にして、彼等は是れ獨逸の古き善神に對する禮拜なりと稱すとは雖、斯かる僞善的の託言の世を欺くに由なきを奈何にせん。ライン河の彼方なる九十三名の學者は、一九一四年に於ける宣言文に由りて又政府の此政策を支持し、之が使徒たる軍事記者、政論家及び哲學者(或は自稱哲學者)と共に、獨逸の文化とは一に諸科學の進歩に依りて、到る處に獨逸の霸權を樹立するに要する資源と實行方法とを獲得するの手段に外ならずとせり。彼等の見る所を以てすれば獨逸の統一とは、其の所謂優勝の地位を獲得するに足るべき、即ち言を換へて之を言へば、彼が經濟的、軍事的、政治的桎梏の下に歐洲の全人民、否出來得べくんば全世界の人民を壓抑するに足るべき鞏固

なる一の國民と、一の政府とを築造せんが爲に外ならざれば、斯の如くに武装し、又斯の如くに用意したる國民の遵奉すべき法規は、先づ己の利益の何たるを理解し、既に之が理解に到達したらん上には、あらゆる手段を以て、之が爲に盡すに在るなり。即ち彼等に向つては萬國公法とか、神聖なる約束とか乃至條約及び自由とか云ふ如き事の尊重せざるべからざるを云々すべきにあらず。條約なるものは紙片に過ぎざれば、之が己の利とする所たる場合に於ては之に依頼すべきも、其の既に無用の長物たるに至らんには、之を廢棄すること何の差支も是れあらざるなり。彼等をして、壓制せられたる諸民族の運命に同情せしめ、人種、言語、宗教、風俗の傳統的類似を宗として改革を行はんとす意向に憐憫の情を起さしめんとするとも、そは無効なり。百餘年前に於て三國の分割する所となりたる波蘭の常に獨立の政府を回復せんことを要求するに拘らず、彼等の之を迎ふるや馬耳東風にして、以爲く、チェヒ民族は長へにハブスブルグ家の桎梏を忍ぶを以て當然とす。ユーゴ・スラヴ族所屬の各民族の塊地利人及びマチャール人の虐制に懊惱して祖國の改造せられざるべからざるを訴ふるも、將た佛蘭西より割かれたるアルサス、丁抹より割かれたるシュレスウィヒの彼等の悲運に流涕滂沱たるも、是れ皆止むを得ざる所なりと。是等の憐れむべき人民の、其の力微にして能く爲すなきを悲歎するも、毫も之を意に介する事なくして、戰勝によりて彼等を奴隸と爲し、之をして隸屬的地位に陥らしめたり。然も、其の所謂戰争たる、唯だ勝利を得べく必要なる程度に於てのみ非行を敢てすなる誠實寛仁

なる戦争にはあらずして、暴戾爲さざる所なく、主義として常に被侵略國を荒掠し、其寺院を破壊し、村落を焼き、防備なき都市を砲撃し、婦人小兒を銃殺し、空中若くは水中よりして無辜の人民を殺戮すなる野蠻の戦争たるなり。彼等は曰く、『戦争は唯其の殘虐にして血腥きを加ふるに従つて一層人道的たるに至るべし。何となれば、戦争にして悲惨ならんか、そは又之をして短期に終局するを得しむる所以のものたるべければなり』と。従つて彼等は斯の如き暴行を防止すべく人道的の會議を催して、新法律を制定するの事に努力する所なく、自ら此種の法律に同意を表しながら、戦端の一度開始せらるゝ、率先して之を無視し、之を侵犯するを憚らざるなり。

此奇怪なる文化に對立する政道こそは、實に拉丁文明に發祥するものにして、これぞ佛蘭西、伊太利及び英吉利の遵奉する所たり。而して露國を以て世界に於ける其の保護者と仰ぐ高等なるスラヴ民族亦、之に來り加はれるなり。此政道は、國家に於ては獨立の權利、國家内に於ては各個人の自由の權利を以て論争の餘地なきものとし、一度び結ばれたる約束、特に弱者と共に結ばれたる約束を嚴守し、食言を以て惡むべきの汚辱なりとし、獨逸軍の侵す所となりたる憐れむべき白耳義の爲に讐を報いんことを以て榮譽なりとするものなり。彼は波蘭、ポヘミア、塞爾比の獨立を願ひ、總て條約を以て侵すべからざるものなりとし、己が權利の擁護上、萬止むなきに際會しては、戦争尙其の辭する所にはあらずと雖、然も之をして人道の要求に適合せしめん事を努め、微力にして力及ばざりしとはいへ、

軍備を縮少し、紛争をして稀少ならしめん事に盡瘁したり。ブリュッセルに於て奴隸廢止を決し、海牙に於て戦争方法の緩和策を定めたるは彼なり。彼は此等の法にして一度び制定せらるゝに至らんか、亦之を否認するが如きことなく、力を人道の爲に盡さんとするの徒に讚歎と感謝とを惜まず。エムス(Ems)電報の偽造者たるビスマルクと、彼に適はしき後繼者たるウィルヘルム惡帝とに對する憎惡と輕侮とを禁ぜざるなり。

碧血杵を漂はし、屍の山を以て覆はるゝに至れる歐洲に於て、勝利を制するもの夫れ此の兩政道中の何れなるぞ。是れ今後に於て自ら明かとなるべし。

歐洲最近外交史終

索引

(ア)

アークト(Agde, の懸鐘)……………三九七
 アイダ・モル(Aigues Mortes)の伊
 太利人殺害事件……………一九六
 愛國協會或は愛國團(La Ligue des
 patriotes)……………一〇六、一〇七
 愛蘭士問題……………一〇三、一〇四
 (大戦と—)……………一〇六
 (と獨逸)……………一〇七
 アイヴォリ海岸(La Côte d'Ivoire)……………一〇
 アガヤール(に於ける獨逸の利益)……………一〇
 アグリアルディ(Agliardi)……………一〇一
 アスタイス(とコンヒュー鼓にモロッコ
 問題)……………一〇二
 アダムウア(Adamoua, どの保護條約)
 ………………一〇一
 (獨逸の—管理)……………一〇二
 アトバラ(Albania)……………一〇六
 雅典……………一〇六
 アドリア海(Adriatique)……………一〇六
 (と塞國)……………一〇七
 アドリアノール(Adriano)……………一〇七
 (土國の—回復)……………一〇七
 アドナ(Adona, の敗北)……………一〇七
 アントー(Hinotaux)……………一〇七

索引

の否認)……………二〇
 アフガニスタン(Afghanistan)……………二〇
 (と露國の協定)……………二〇
 アフリカ加入同盟會(African-Bond)……………二〇
 アフリカ植民地(に關する英獨間の條
 約)……………二〇
 阿弗利加總督……………二〇
 アビシニア(Abyssinia)……………二〇
 アブド・ヘル・アズ(Abd-el-Aziz)
 ………………二〇
 (と一般決議書)……………二〇
 (と替王)……………二〇
 (のアルヘシラス會議に於ける
 提案)……………二〇
 (の英佛ハ使節派遣)……………二〇
 (の借款)……………二〇
 (の佛國教官解僱)……………二〇
 アブド・ワレ・ハンニド(Abd-ul-Hamid)
 ………………二〇
 (其の對アルメニア人策)……………二〇
 (とアルメニア問題)……………二〇
 (とクレテ島民に對する法規)
 ………………二〇
 (の民黨煽動)……………二〇
 (の憲法恢復承認)……………二〇
 (の排佛熱煽動)……………二〇
 アホニー(Ahoney)……………二〇
 アミナ(Amina, 土帝の寵姫)……………二〇

アラビ・ベイ(Arabi-bey)……………二〇
 アラビ・パシナ(Arabi-pasha)……………二〇
 アルマ(Alma)……………二〇
 アルサス・ロレンヌ(Alsace Lorraine)
 ………………二〇
 (の旅券制度)……………二〇
 アルシアールナ(Archdeacon)……………二〇
 アルザール條約(Convention d'Alger)……………二〇
 アルザール(Alger)防衛會
 員)……………二〇
 アルゼリア(Algérie)……………二〇
 (の境界問題)……………二〇
 (とチニス上番の—團入)……………二〇
 アルヘシラス會議(Conférence d'Algiers)
 ………………二〇
 (と英西)……………二〇
 (と國立銀行問題)……………二〇
 (と伊太利)……………二〇
 (と獨逸の野心)……………二〇
 (とモロッコの態度)……………二〇
 (と葡、白、埃)……………二〇
 (と西班牙)……………二〇
 (と佛蘭西の利權)……………二〇
 (と米國)……………二〇
 (と列國の去就)……………二〇
 (と露西亞)……………二〇
 (に於ける塊地利の提案)……………二〇
 (に於ける海港分布問題)……………二〇
 (に於ける警察問題)

(の支那に於ける利権擴張)……………三九〇
 (の對支要求)……………三九一
 (の佛國との接近)……………三九二
 エストニア人(Esthoniens)……………三九三
 エチオピア(Ethiopia)……………三九四
 エチオピア帝國……………三九五
 埃及(Egypt)……………三九六
 (混合民法の變更)……………三九七
 (獨帝の一變遷)……………三九八
 (獨土の一攻撃決議)……………三九九
 (に於ける英佛確執の端緒)……………四〇〇
 (に關する英佛の確執)……………四〇一
 (と英佛協商)……………四〇二
 (佛國の一放棄)……………四〇三
 埃及問題(に關する列國會議)……………四〇四
 埃及領蘇丹(Soudan Egyptien)……………四〇五
 (のコンチー國との租與)……………四〇六
 エドワード七世(Edward VII.)……………四〇七
 (の親佛)……………四〇八
 (の訪佛)……………四〇九
 エノス・ミアイム線(Enos-Midia)……………四一〇
 ……四一一
 エミルネー(Eminneh)……………四一二
 エピロス(Epires)……………四一三
 エリザベト(Elisabeth, 白國王妃)……………四一四
 エリトリヤ帝國(Tempire d'Erythrie)……………四一五
 ……四一六
 エルツベルグ(Erzberger, 獨逸議員)……………四一七
 (の倫敦破壞主張)……………四一八

エル・ハッザユイ(Ei-Hadjoui, モロッコ委員)……………四一九
 エルベット(Herbette, 佛國大使)……………四二〇
 エルツベルグ(Erzberger, のアルメニア人の虐殺)……………四二一
 エル・モグリ(Ei-Mokri, の巴里簡派)……………四二二
 ……四二三
 エルヴェー(Herve)……………四二四
 エルンロート(Benoit)……………四二五
 エンヌメル三世(V. Emmanuel III. の親佛)……………四二六
 (の訪佛)……………四二七
 エンヴェル・ペー(Enver Bey, 獨逸)……………四二八
 (と獨帝)……………四二九
 エンヴェル・パシヤ(Enver pachia)……………四三〇
 (大戰と)……………四三一
 (土國陰謀團首魁たる)……………四三二
 エックレルト(Eskert, 獨逸モロッコ課長)……………四三三
 エッサッド・パシヤ(Essad-pachia)……………四三四

埃貨非買同盟(土國の一)……………四三五
 埃甸國(新聞紙の對英開戦主張)……………四三六
 (對英最後通牒)……………四三七
 (對英最後通牒の嚴酷)……………四三八
 (對英最後通牒の内容)……………四三九
 (の總動員)……………四四〇
 (の對英最後通牒と獨逸)……………四四一

(の對英策と伊太利)……………四四二
 (の南方兵力集中)……………四四三
 埃塞葛藤……………四四四
 (と獨逸の決意)……………四四五
 (と露英佛伊の斡旋)……………四四六
 (と露佛)……………四四七
 黃書(一再録の秘密通信)……………四四八
 (一中のモルトケの意見)……………四四九
 大山軍……………四五〇
 鴨綠江木村會社……………四五一
 オイゲン大公(Eugen)……………四五二
 奧將軍……………四五三
 オグリダ湖(Ochrida)……………四五四
 オスマン・マイグヤ(Osman-Bigma)……………四五五
 ……四五六
 オテッサ(Otes)……………四五七
 (獨土軍艦の一砲撃)……………四五八
 オブルチェフ(Obruchef, 露國參謀次長)……………四五九
 ……五六〇
 オボック(Obock)……………五六一
 オムドゥルヤン(Oudermann)……………五六二
 オラン(Oran)……………五六三
 オランイ河共和國(La République de l'Orange)……………五六四
 (トランスヴァールとの共働を宣言す)……………五六五
 オルロフ(Oriof)……………五六六
 オンベール(Humbert, の露國艦隊歓迎)……………五六七

【カ】

カイマ(Kama)……………三九七
 海員罷工(佛國の一)……………三九八
 海南島(の不割讓)……………三九九
 「解放」(Osvojudenie)……………四〇〇
 カイヨー(Callaux, 一九一一年十一月條約に關する條約に關し)……………四〇一
 (の辭職)……………四〇二
 (一九一一年十一月の條約に關する辯明)……………四〇三
 (内閣の成立)……………四〇四
 (の佛國植民地集中説)……………四〇五
 カイロー(Cairo)……………四〇六
 (英國の一進軍)……………四〇七
 カイロー(Cairo, 伊國首相)……………四〇八
 (の獨逸行)……………四〇九
 カウフマン(Kaufmann)……………四一〇
 カウルバールス(Kaulbars)……………四一一
 革命黨(土耳其の一)と政府の改革……………四一二
 カサブランカ(Casablanca)……………四一三
 ……四一四
 (佛國の一砲撃と獨逸)……………四一五
 カサブランカの司令權問題……………四一六
 カサブランカ一セッタット線(Casablanca-Settat)……………四一七
 カサブランカ事件(と埃甸國)……………四一八
 (獨佛の妥協)……………四一九

カステルラーム(Castellane)……………四二〇
 カゼリオ(Caserio, のカルノー暗殺と佛伊關係)……………四二一
 カザレー(C. Cazale)……………四二二
 カトコフ(Kalkoff)……………四二三
 加特力教宣教師(支那に於ける)……………四二四
 カナ(Kana)……………四二五
 カルトーム(Khartoum)……………四二六
 樺太……………四二七
 (日本の一占領)……………四二八
 (日本の一南半領有)……………四二九
 カバルノ(D. Caballero)……………四三〇
 カブール(Caboul)……………四三一
 カプリノヴィッチ(Caprinovitch)……………四三二
 (の所謂陰謀)……………四三三
 カプリヴィ(Capriivi)……………四三四
 (とクロノスマットに於ける交驛)……………四三五
 ……四三六
 (と獨逸新陸軍法案)……………四三七
 カムチャッカ(Kamchatka)……………四三八
 カムチャッカ號(露國軍艦)……………四三九
 カメルーン(Cameroun)……………四四〇
 (獨領)……………四四一
 カラゲオルゲヴィッチ(Peter Karageorgewitch, と露佛)……………四四二
 カラヴェヨフ(Karveïoff)……………四四三
 カルカソンヌ(Carcassonne, の騒動)……………四四四
 ……四四五
 カルトウーム(Kartoum)……………四四六

カルノー(Sadi Carnot)……………四四七
 (と露佛の接近)……………四四八
 カルノツキー(Kalnocky)……………四四九
 カレル(Carel, 羅馬尼亞)……………四五〇
 カヴァルラ(Cavalla)……………四五一
 監察官(アルヘシラス會議に於ける)……………四五二
 問題……………四五三
 カンタゲーヌ(Cantagène)……………四五四
 カンチー(Candé, の虐殺)……………四五五
 (の新政府)……………四五六
 カンボン(P. Cambon)……………四五七
 (とフエズ遠征)……………四五八
 (伯林を去る)……………四五九
 (モロッコ問題に關し獨逸との折衝)……………四六〇
 (の獨白兩元首會見談の報告)……………四六一
 カッサラ(Kassala)……………四六二
 カッサル・サイヤ條約(Le Traité de Kissar-Cail, の調印)……………四六三
 カッシニー(Casini條約)……………四六四

(キ)

キール(Kiel)……………四六五
 キアムル・パシヤ(Kiamil-Pachia)……………四六六
 吉林……………四六七
 キリヤネ(Kilimane)……………四六八

キルグ・キリソフ (Kirik-Kilisse) 五七
 キルシムリヤマ (Kirsimljia) 四七
 キルナイカ (Kyrnakique) 五〇、五二、五七
 キツチナー (Kitchener) 五三
 * (と獨逸の不安) 五五、五六
 * (とテルワイム政府) 二八
 * (の阿弗利加遠征) 二六
 * (の阿弗利加に於ける勝利) 二九

(ケ)

カリーカ (Konka) 一〇〇
 カールセル (Conrel, 佛国外交官, ビエ
 ーローとの會見) 二六
 カールスレー (Conber) 二六
 カールラント (Courland, の暴徒訴訟事
 件) 三九
 カティンシユフ (Kontincheff, 勃將) 三三
 カンノウ (Kounanowo) 五三
 カツオマラツカ族 (Koutzovakages) 五一
 カム・カン (Koun-Kak, 伊國の一攻撃) 五九
 カムンゾーロス (Commundours) 一〇
 クラウゼウマン (Clausewitz, の戦争論)
 二七
 クラス (Class, 全獨協會々頭) 二七
 クラストウオ (Kraslowo) 二七
 クラボトキン (Krapokine) 二九
 クリスボー (Crispi) 二七、二九
 * (の辭職) 二七

栗野公使 二四
 * (の露國への提議) 二四
 カルミーニ (Khrumins) 二四
 カルド人 (Kurdas) 二六
 * (のアルメニア人虐殺) 二七
 クレテー島 (Crete) 二七
 * (希臘の一取得) 二七
 * (新議會組織) 二七
 * (親希運動) 二七
 * (島民の希望と列國) 二七
 * (島民の土帝への上書) 二七
 * (島民の暴動) 二七
 * (と列國の調停) 二七
 * (の國民議會の希臘歸屬宣言) 二七
 * (に關する列國の態度) 二七
 * (の革命議會の議員を雅典に送
 らんとす) 二七
 * (の暴動) 二七
 クレメメント (Kleinmet) 二七
 クレマンソー (Clemenceau) 二七
 * (一九一一年十一月條約に關し、
 對セルビア問題) 二七
 * (と埃及問題) 二七
 * (とカサブランカ事件) 二七
 * (と南佛の紛擾) 二七
 * (とモロッコ問題) 二七

カ (のフエリー内閣攻撃) 一〇
 * (の内閣組織) 一〇
 黒木軍 一〇
 クロストキン (Krotopakine) 一〇
 * (の離職) 一〇
 * (の敗退) 一〇
 クロンスタット (Kronstadt) 一〇
 * (の海軍暴動) 一〇
 クロニエ (Kronje, フーネの將軍) 一〇
 君府 (Constantinople) 一〇
 クリューゲン (Kriger) 一〇
 * (獨帝の爲の乾杯演説) 一〇
 * (の護歩) 一〇
 クリューゲル (Krieger) 一〇
 クリムコ (Cruppi, とカメルン・ロマチ
 一鐵道) 一〇

(ケ)

經營顧問會 (モロッコ獨立銀行の) 一〇
 ケイスメント (Casement) 一〇
 ケープ・コロニー (Cape colony) 一〇
 ケープ政府 一〇
 ケルニムン・ツァイトウク (Kölnische
 Zeitung, の對佛挑戰の記事) 一〇
 拳匪 一〇
 * (事件に於ける日本軍) 一〇
 * (の暴動) 一〇
 * (一事件の結末) 一〇

カッテレル (Katerer, の暗殺) 二九

(コ)

高加索 二九
 * (土軍の一攻撃の失敗) 二九
 * (獨土の一攻撃決議) 二九
 獨業組合 (L'Union des mines フロントの)
 二九
 獨業會議 (フランス・サマールの) 二九
 コーマン (D. Cochin) 二九
 廣州灣 (佛國の一租借) 二九
 康有爲 (の改革) 二九
 國際協會 (Association internationale pour
 l'exploration et la civilization de
 l'Afrique centrale) 二九
 國際會議 (勃國問題に關する一と其の
 中止) 二九
 * (モロッコ問題に關する一の提
 唱) 二九
 國際管理委員 二九
 國際捕獲審檢所 (la cour internationale
 des prises) 二九
 國民同盟會 (l'Ethnie Hebraica とナ
 レーラの暴動) 二九
 墨龍江 二九
 獨立銀行 (モロッコ) 二九
 * (モロッコ一の設立) 二九
 コウツァン (Kokovsov) 二九

コトマ (Kotonou) 二九
 コナクリ (Konakry) 二九
 コンボロト (Konopicht) 二九
 コルシカ (Corse) 二九
 コルドマン (Kordofan) 二九
 コルフ島 (Corfu) 二九
 小村外相 (の露政府との折衝)
 二九
 コチヤネ (Kotchané) 二九
 コンゴ (Congo) 二九
 * (白領の一財政援助) 二九
 * (獨逸への割讓) 二九
 * (獨逸の佛國所有權侵害) 二九
 * (獨逸の一領有の魂膽) 二九
 * (に於ける獨佛論争と佛國の優
 柔政策) 二九
 * (白領一) 二九
 * (白領一と獨逸の野心) 二九
 * (佛領一) 二九
 * (佛領一と獨逸の野心) 二九
 * (の設立と英葡の接近) 二九
 * (伯林會議最終議定書と一)
 二九
 コンゴ一河 二九
 コンゴ一共同經營問題 二九
 コンゴ一上流研究會 (Comité d'étude du
 Haut Congo) 二九
 コンゴ一問題 (一九一一年十一月の條
 約) 二九

コ (其の解決と對カイヨー内閣非
 難) 一〇
 * (獨逸の護歩) 一〇
 コンスタン (Constans, 佛國內相) 一〇
 コンスタン (E. de Constant, 獨佛議員會
 議長) 一〇
 コンスタンチン (Constantin, 希臘王) 一〇
 * (と獨逸) 一〇
 * (の即位) 一〇
 コントラ (Conrad) 一〇
 黑旗軍 (Les Pavillon Noirs) 一〇
 コソソワ一戰役 (Kosovo) 一〇
 コット (Cotte, 佛國武官) 一〇
 * (とコンゴ一に於ける獨佛論争)
 一〇

(キ、キ、キ)

キアムル・シマ (内閣の顧問 Kiamil
 Paclia) 一〇
 キーマン (Kihmann, 獨逸公使) 一〇
 キョブネル (Kjopritia) 一〇
 虛無主義 (Nihilisme) 一〇
 虛無黨 (Nihilistes, 露國一の暴行) 一〇
 共和黨 (Des republicains, 伊國一と大戦) 一〇
 協和王 (Dis'ap Hov) 一〇

(ク)

クアトロ(Quatro)の祭典、大示威運動) 六九

(ガ)

ガスマイン(Gasteln) 二六
ガジ・アブ・メッド・ムクタル・パシヤ
(Ghazi-Ahmed-Moukhtar-Pasha)
トリキリ問題) 四三
ガボン(Gabon) 四六、四七
(に關する獨佛論争) 四八
ガボン(Gabon、露國牧師) 三三
ガリエニ(Gallieni、マダガスカル統監) 三七
ガリチア(Galizien) 五三、六〇、六四
(露軍の一侵入) 六四
ガリバー提督(Galiber) 八七
ガリポリ(Gallipoli) 四七
ガレニエ(Francis Garnier) 二〇
ガヴリル・パシヤ(Gavrill Pasha) 二二
ガムベッタの條約(Le traité de Gran-
damack) 六
ガムベマ(Gambie、英佛協商) 三四
ガムベマ(Gambia) 三九、四〇
(と埃及問題) 六六
(の失脚と佛國の退嬰主義) 六〇
(フネロー内閣に代る、其の埃及
政策) 五八

(キ)

ギースル(Giesler)の對塞開戰意見) 五六一
(の對塞最後通牒交附) 五六一
議定書(佛國とモロッコとの間の) 五六一
希塞軍規約) 五六一
希土關係(の緊張) 五三
希土和約) 五三
希勃條約) 五七
希臘(協商國の對一最後通牒と希臘の
屈服) 五九
(大戰と一の中立) 五九
(對土宣戰) 五九
(と國境問題) 五九
(と佛國) 五九
(の主張と英、露、澳、佛) 五九
(の野心) 五九
(聯合軍の一中立維持) 五九
ギネア(Guinea、葡領一と獨逸の野心) 五九
(と英佛協商) 五九
ギョー(Griff, の伯林行) 五九

(ケ)

ケーナリス(Gonnaris)の中立維持) 五九
クラベズ(Gravez) 五九
克蘭ヴァル(Granville)と埃及問題) 五九

(ゲ)

(の埃及政策に關する通牒) 五九
グラッドストーン(Gladstone) 五七
(とニール沿岸の占領) 五七
(埃及の難局に際し列國に援助
を求む) 五七
(の對内及對外策) 五七
(の巴爾幹政策) 五七
グリビンギ(Griffinghi) 五九
グリニン(V. Griffin)の暗殺) 五九
グレイ(J. Grey) 五九
グレイ(E. Grey) 五七、五八、五九
(とアガザールの打撃) 五九
(のリヒノウスキーに對する通
告) 五九
(と平和會議の軍備制限案) 五九
(獨逸の土國逃込に就て對土宣
言) 五九
グレグレイ(Gregory、ダホメー王) 五九
グロスギュラン(Grossurin、佛國官吏) 五九

ゲンメリッハ(Gemmerich) 五九

(ゴ)

ゴブレット(R. Goblet) 三三、三四、三四
ゴルト(v.d. Goltz、土耳其軍隊教官) 六二
(土耳其國派) 六二
(の戰爭論) 六二
ゴレチコフ(Gortchakoff) 六九
ゴルドン將軍(Gordon) 七九、八〇、七九
ゴラム(Golam) 七九
ゴレンキネン(Forenkine) 七九
ゴンドリアン(V. T. v. Gondrian) 七九
第二次萬國平和會議(假議長) 七九
ゴschen) 七九
(英國の態度を獨逸宰相に
説明す) 七九

(サ)

再擔保條約(Contre-assurance) 一八
サイエ・ハット(Said Halim) 三三
サガリエン號(Saghalien、佛國郵便船) 三三
サソノフ(Sazonoff) 五九
(の境國への談判提議) 五九
サライユ(Sarailly)の攻勢) 五九
(のサラニカ上陸) 五九
サウ(Sau) 五九
サライユヤウ(Sarajewo) 五九

(德國皇儲の一到着) 五七
サランドラ(Salandra、伊國の中立辯明) 五七
(三國同盟破壞の宣言) 五七
(のカピトルに於ける演説) 五七
(の辭職) 五七
(の白國獨立の恢復要求) 五七
(の對アリアン回答、三國同盟破
棄、對澳宣戰の聲明) 五七
サランドラ・ソニンノ内閣(Salandra-
Bonino) 五七
サルリアン(Sarrien) 五七
(内閣の無為) 五七
サロニカ(Salonique) 五七
(の對三國同盟の聲明) 五七
(英國遺囑) 五七
(佛軍の一上陸) 五七
サハラ(Sahara) 五七
山海關) 五七
三角形地域) 五七
サヴォルニヤン・ヌ・ブラッヂ(Savorgnan
de Brazza) 五七
サヴォイ(Savoie) 五七
サンガ(Sangha) 五七
參議院(Le Conseil de l'Empire) 五七
サンタルヌ(L. v. Sanders、土軍總司令
官となる) 五七
(の土耳其行) 五七
三國協商(Triple entente) 五七
三國同盟(Triple alliance) 五七

(一九一二年に於ける其の更改)
(と露佛) 五七
(と佛伊の接近) 五七
(と伊太利) 五七
(の再新) 五七
三國同盟對三國協商) 五七
山東) 五七
山東占領(獨逸) 五七
サント・ローレン(Saint-Anlaire、佛國公
使) 五七
サン・タイヌ(Bathelémy Saint-
Hilaire) 五七
サン・ルネ・ド・イマンヌエー(Saint-
René-Traillandier) 五七
(とモロッコ問題) 五七
(の辯明) 五七
(のモロッコ改革案提示) 五七
サンジャク(Sanjak、と塞國) 五七
サッサン(Sassour) 五七

(シ)

シーモア(Seymour、英國提督) 五七
シエール・アリ(Siere-Ali) 五七
シエンキーウ・パチ(Sienkiewicz、カイ
ロー駐劄佛國總領事) 五七
シエドマンニ(Siedleeceの階級殺戮) 五七
シド王(Tu-Dac) 五七

シ・ゲッパス (Si Guebas, と警察問題) 三〇五
 シリストリア (Sihirie) 三〇八
 支那 三〇八
 下の關係 三〇八、三〇九、三〇九
 西伯利鐵道 三〇九
 (の敷設と日本) 三〇九
 シビヤギン (Sibingine) 三〇九

(ス)

蘇丹 (Soudan) 一七五
 (英國の一確保) 一七五、一七六
 スエズ運河 (le Canal de Suez) 一七五
 (土軍の一攻撃の失敗) 一七五、一七六
 スキホルネウアイノ (Skienlawice) 一八三
 (の條約) 一八三
 スカールティス (Skouloudis, の辭職) 一八三
 スカタリ (Sakari) 一八三
 (黒山國の一占領) 一八三
 スコベレフ (Skobeleff) 一八三
 スタンブル (Stamboul) 一八三
 スタンブロン (Stambouloff) 一八三
 スタンリー (Stanley) 一八三
 スン・ストマン (Sung Streng, 佛國の一占領) 一八三
 ストッセル (Stoessel, の降伏) 一八三
 ストリヤン (Stolypine, と議會) 一八三
 (の暗殺) 一八三

(の社會黨員除名) 四〇一
 (の別荘爆破) 三〇八
 ストルム (Stromm) 三〇八
 ストルムエ (Struve) 三〇八
 ストリエトフ (Stolietoff) 三〇八
 ストランスキ (Stransky) 三〇八
 ストルミツマ (Stromitz) 三〇八
 スツアバリ (Sapary, 埃匈國外交官) 三〇八
 スポラデス (Sporades, 伊國の一占領) 三〇八
 スミルナ (Smyrna, に於ける英佛人虐待) 三〇八
 スウエルハイエフ (Serboief, 露國外交官) 三〇八

(セ)

セイ (Say) 一七五
 西太后 一七五
 (の立退) 一七五
 青年土耳其黨 (Jeunes Turcs) 一七五
 (のクーレチ島) 一七五
 (の獨立) 一七五
 (の君府革命) 一七五
 (の性質) 一七五
 セル・ローン (Ceil Rhode) 一七五
 (の活動) 一七五
 (の辭職) 一七五
 (の武力革命企畫) 一七五

セバストポール (Sebastopol, の陸軍暴動) 三〇八
 セルギー太公 (Serbie) 三〇八
 塞爾比 (エーレンタールへの覺書交附) 三〇八
 (埃匈國への回答) 三〇八
 (大戰に於ける一の擡敢) 三〇八
 (對獨逸軍進退) 三〇八
 (と國境問題) 三〇八
 (と黒山國) 三〇八
 セルウ (Serbes, シェーンとの會見) 三〇八
 (の辭職) 三〇八
 (一九一一年十一月條約に關し) 三〇八
 (の辭職) 三〇八
 セント・ヤン (Saint John) 三〇八
 センチニヒ (Catinie) 三〇八

(リ)

曾紀澤 三〇八
 ソールズベリ (Salisbury) 三〇八
 (とアルメニア人虐殺) 三〇八
 (と英國植民政策) 三〇八
 (とチエニス問題) 三〇八
 (のアルメニア人問題に關する提言と列國) 三〇八
 (の内閣組織) 三〇八
 ソコト (Sokoto) 三〇八

ソフィヤ (Sofia) 三〇八
 ソボレフ (Soboleff) 三〇八
 ソルム (Solom, 伊國の一占領) 三〇八
 ソロウイエフ (Soloviev) 三〇八
 紅河 三〇八
 ソムム (Somme) 三〇八

(ナン・シ・ソ・ソ)

シャリヤ (Charj) 三〇八
 シャール・ダブ (Char-Dab) 三〇八
 シャイマン (Scheidemann) 三〇八
 社會革命黨 (Social-révolutionnaires, 露國の一) 三〇八
 社會政策 (獨逸の) に関する萬國會議の提唱 三〇八
 社會黨 (と獨逸の國家主義) 三〇八
 (佛國一の平和宣傳) 三〇八
 「社會民主黨」(Social-democrate, ヤコネイヤ發行) 三〇八
 社會民主黨 (露國の一) 三〇八
 (露國の一と獨逸) 三〇八
 社會問題萬國會議の決議 三〇八
 (伯林に於ける一の開催) 三〇八
 暹羅 (と英佛協商) 三〇八
 (と英佛の關係) 三〇八
 (と佛蘭西) 三〇八
 シャルボンニエール (Charbonnier, の暗殺) 三〇八
 シャルム (Francis Charnes) 三〇八

シャルネロフ (Charneroff) 三〇八
 シャロン (Chalon) 三〇八
 シャウイア (Chawia) 三〇八
 舟山列島 三〇八
 シムラ (Chumra) 三〇八
 シユライネ (Schreiner) 三〇八
 シユルスカ (Sleswig) 三〇八
 シユルツェル (Schutzler, ヘルドン將軍の副官) 三〇八
 シェーン (v. Schoen, ロンギー問題に關し) 三〇八
 (とカサブランカ事件) 三〇八
 (のアガザール打撃聲明) 三〇八
 (露國の沈靜を佛國に求む) 三〇八
 (のヴァイアニコとの會見) 三〇八
 シェニコ (Schelke, 露國外交官) 三〇八
 シェルラー (Cherni) 三〇八
 シェラルダ (Chernia) 三〇八
 シェリコ (Cheriky) 三〇八
 シェリフ・パシ (Cherif-pacha, の埃及内閣組織) 三〇八
 シェルナンダフ (H. v. Schellendorf) 三〇八
 (の戰爭論) 三〇八
 シェアストーン (Shegstone) 三〇八
 ショー (Shaw, ヲダガスカ島英人宣教師) 三〇八
 植民政策 (に於ける獨逸の接近) 三〇八

(サ)

ザイニス・グーナリス内閣 (Zaitnis-Goumaris, の組織) 三〇八
 ザスリーチ (Zasulich) 三〇八
 ザグレブ (Zagreb, の事件) 三〇八
 ザンコフ (Zankoff) 三〇八
 ザンコフ (Zankoff) 三〇八
 ザンシスル王 三〇八
 (とパリニセル會議の決議) 三〇八

(セ)

セムラー (Semler, 獨逸議員) 三〇八

(ジ)

十月黨 (les Octoberistes) 三〇八
 順化條約 三〇八

(タ)

太治 三〇八
 (の占領) 三〇八

大戦(に於ける二種の政道)……………六四一
 (と波蘭、アルメニア、猶太、レフト、
 エストニア、分蘭、ウクライナ人)……六三二
 大連灣……………三九一
 (日本に歸屬す)……………三五三
 臺灣島(の割讓)……………三六
 高平……………三五〇
 タマターウ(Tamataw) 佛海軍の一占
 領……………三三三
 タバー(Tabah)……………四六八
 タビール(von Taly, ミトロウイツァ駐在
 使領事)……………五三六
 タザニラ(Tadjanrah)……………一六
 タラー・ベエー(Talat Bey)……………四三三
 (クレテ島の併合に就て)……………四三三
 (領事裁判權廢止に就て)……………四三三
 タルルータン(Taroudant)……………四九六
 多島海(Malchipel, 希臘の一取得)……………五五三
 (希臘の一要求と伊國)……………五五三
 「タン」(Le Temps)……………三七九
 タンガニーカ(Tanganyika)……………一三
 端郡王……………二九四
 タンゴジツナ(T'eva Tankosich)……………五八五
 タンザール(Tanger)……………三三三
 (佛經の一派遣)……………三九二
 タンザウラー(Tadjanrah)……………一四二
 タンテンマンン(Tantenbach)……………三三
 (とアムルヘミラス會議)……………一八

(とモロッコ問題)……………三三
 (のアブド・エル・アジズ籠絡)……………三三
 (の英佛の難問遊)……………三三
 (のモロッコ國立銀行に關する
 主張)……………三三
 (子)
 チガノヴァイツチ(Mihai Ciogovitch)……………五八五
 齊々哈爾……………五八五
 地方議會(Le Zemstvo, とニコラス二
 世)……………三三
 (の請願)……………三三
 千島……………三三
 チヌツァ(Tsina)……………三三
 (とサライエヴォ事件)……………三三
 (と埃國皇儲の暗殺)……………三三
 西藏(と英露の協定)……………三三
 チロール(Tyrol)……………三三
 (ツ)
 「ツロクンフト」(Zakunft)……………三三
 通商條約(露獨)……………三三
 (テ)
 テウフイック・パミア(Tewfik-Pacha)……………三三

テオドシア(Theodora, 獨上軍艦の一
 砲撃)……………三三
 鐵嶺……………三三
 テニエト・エル・サツシ(Teniet el
 Zenn)……………三三
 テル・エル・ケビール(T-el-Kadir, 二
 於ける英軍の勝利)……………三三
 テンシフト(Tensift)……………三三
 天津……………三三
 天津條約……………三三
 テッサリア(Tessalia, 希軍の一集中)……………三三
 (ト)
 統一及進歩委員(Le Comité Union et
 Progress, 青年土耳其黨の一)……………三三
 (の權力喪失)……………三三
 東郷艦隊……………三三
 トーヨーランド(Togoland)……………三三
 東清鐵道……………三三
 トウルトウカイ(Turkai)……………三三
 トスキ(Toski)……………三三
 土地制度改良期成同盟會(Land
 League)……………三三
 トブルツク(Tobrouk)……………三三
 トマッサン(Thomasin)……………三三
 トラキア(Thrace)……………三三
 トランスウヴァール(Transval, オランダ
 國と結ぶ)……………三三

(と英國の争議)……………三三
 (とオランダ國との條約)……………三三
 (の仲裁々判要求)……………三三
 (の英軍進發)……………三三
 トリエステ(Trieste)……………三三
 トリカー(Tricou)……………三三
 トリポリ(Tripoli)……………三三
 (伊國の一に關する列國への通
 告)……………三三
 (伊太利の一要求)……………三三
 (と佛伊)……………三三
 トリポリ戦争(と獨逸)……………三三
 トリポリ問題(伊國の對土最後通牒)……………三三
 (と伊國新聞紙)……………三三
 (と英國)……………三三
 (と埃國)……………三三
 (と埃國政府)……………三三
 (と獨逸)……………三三
 (と獨逸)……………三三
 トルキスタン(Turkestan)……………三三
 トルキスタン鐵道……………三三
 土耳其(英露の一に對する保證)……………三三
 (歐洲列國の對土提議)……………三三
 (希臘に對するポイコツト)……………三三
 (對塞勃宣戰)……………三三
 (對一露佛英の宣戰)……………三三
 (大戰開始後に於ける獨逸の對
 一露策)……………三三
 (大戰と一の野心)……………三三

(と伊國の參戰)……………三三
 (と獨逸)……………三三
 (の總動員)……………三三
 (の領事裁判權と英露)……………三三
 (の領事裁判權廢止)……………三三
 (の領事裁判權廢棄豫告)……………三三
 土勃條約……………三三
 トルニエリ(Tornelli)……………三三
 トレキフ(Trepov)……………三三
 トレント(Trente)……………三三
 トロシヤツ(Trochak)……………三三
 東京事件……………三三
 (「チャ、チュ、チエチ」)
 チャル・ダギー(Tchar-Daghi)……………三三
 チャンド湖(Chand)……………三三
 (佛國の一航行權確保)……………三三
 中央亞細亞(に於ける英露)……………三三
 仲裁司法裁判所(In cour de Justice
 arbitrale, の設立)……………三三
 中支大鐵道……………三三
 チュニス(Tunis)……………三三
 (に關する佛伊の協定)……………三三
 チュニス事件(と伊及獨佛の接近)……………三三
 チェリアビンヌク(Tcheliabinsk)……………三三
 チェンヌーレン(Neville Chamberlain)
 ……三三
 (とトランスウヴァール問題)……………三三

(の在トランスウヴァール英人の
 請願提出)……………三三
 チェツビ(Talicis)……………三三
 朝鮮(と日露)……………三三
 (日本の保護國となる)……………三三
 チョルル(Tchorlou)……………三三
 (チ)
 タイギー(Phibo, 王)……………三三
 タイラール(Tirard)……………三三
 タイロール(Tyrol)……………三三
 タイノワヤ(Tinovo)……………三三
 テイルビツン(Tripitz, のコンボト隨
 行)……………三三
 (ツァ、ツィ、ツェ)
 「ツァイト」(Zeit)……………三三
 ツァンメルマン(Zimmermann, 電報)
 「問題に就て」……………三三
 ツェライツチ(B. Zerstich, の暴行)
 ツェムスリオン式飛行船(のリュネボウ
 着陸)……………三三
 (の英國陸軍)……………三三
 (タ)

★ (の效果)……………二五三
★ (の再開)……………二六四
★ ドンゴラ(Dongola)……………二八八
★ ドンホヌヌヤマツ(H. v. Donnersmarck,
とモロッコ問題)……………三三二—三三
★ ドンドロン(Doudoukoff)……………三三三—三三
★ (の勃牙利政策)……………三三三—三三
★ トッガー・マンナ(Doggar-Mani, 事件)……………三三三
★ トンシエリ(Donchery, 獨逸斥候の一徒
入)……………三五六
★ ドッド(Dodds, のペンタゴン討伐)……………三三〇

〔チネ、チネ、チ〕

★ (のサルリアン内閣攻撃)……………三五三
★ (の政府の植民政策攻撃)……………三三二—三
★ (の佛國モロッコ政策非難)……………三六一
★ ギャルゲ(George, 希王第二王子, クレバー
千島遠征)……………三三六—三三六
★ ギャルゲ(George, 希臘王)……………三三六—三三六
★ ギョンナール(Jonart)……………三三六—三三六
★ ギョッフル(Joffre, の露國差遣)……………三五六

〔ディ、ディ〕

★ (ナ)……………二八四
★ 「ナライオナール・ツァイトゥング」
(National Zeitung)……………三六六
★ ナショナル・アフリカン・カムパニー
(National African Co.)……………三八七
★ ナザルベック(Nazarbet)……………三八七
★ ナシム・シマ(の暗殺)……………三八七
★ ナブ・スィ(Nabi-bey)……………三八七
★ ナポレオン三世(Napoleon III.)……………三八七
★ ナヤカラマツ(Namsqaland)……………三八七
★ ナミュール(Namur, 守備兵増加)……………三八七
★ ナルケルマツ(Narbonne, の示威運動)……………三八七
★ ナロードナ・オケトラナ(Naradna Otkrama
塞國の結社)……………三八七
★ 南阿共和国……………三八七
★ 南阿共和国(の永久同盟)……………三八七
★ 南阿戦争……………三八七
★ 南阿同盟會(South-African League)……………三八七
★ ナント(Nante, の坑夫及職工の騒擾)……………三八七
★ ナンシー事件(Nancy)……………三八七
★ 南部カメルーン會社(In compagnie
du Sud-Cameroun)……………三八七

〔ニ〕

ニス(Nice)……………三六六

ニール河(Nil)……………三三、三六九
ニアツ(Niaz)……………三五四
★ (土國陸謀國の首魁としての)……………三六八
ニアツ湖(Nyassa)……………三六三、三六四
ニキフオロフ(Nikiforoff, 勃將)……………三五三
ニコラヌ港(龍巖浦)……………三三〇
ニコラス大公(Grand-duc Nicolas, の宣
言と波蘭人)……………三三三—三
ニコラス二世(Nicolas II.)……………三三三—三
★ (伊王との會見)……………三五五
★ (新選挙法發布)……………三〇一
★ (第二次平和會議主唱)……………三〇五
★ (の即位と露對獨佛)……………三三〇
★ (の佛國訪問)……………三六一
★ (の平和主義回章)……………三二四
★ (の對朝鮮及支那政策)……………三六九
★ (の對勃王勸説と勃王の回答)
……………三五八—九
ニコラス(Nicolas, 黑山王, 其家歴)……………三三八
ニコルソン(Nicolson, 露國外交官)
……………三三三
「二世界評論」(Revue des deux
Mondes)……………三三三
日英同盟條約の改訂と日露戦争……………三五一
日露戦争(の露國に於ける反動)……………三三〇
★ (兩國外交關係の斷絶)……………三三二
日露條約(一九一六年)……………三二七
ニヤエリ河(Niger)……………三六、三〇、三二
★ (伯林會議最終議定書と)……………三二

ニヤエリ河(と英佛協商)……………三〇〇
ニヤエリ河(と獨逸の對支活動)……………三〇七
日本(と獨逸の對支活動)……………三〇七
★ (の協商國援助)……………三〇七
★ (の發展)……………三〇七
★ (の對獨宣戰、膠州灣占領)……………三〇七
★ (の日清戦争後陸海軍の發達)……………三〇七
★ (の三高地(の占領))……………三〇七
日清戦争……………三〇七
★ (と英國)……………三〇七

〔ヌ〕

★ (ノ)……………三〇七
ヌバル・パシム(Nubar-Pasha)……………三〇七
ヌゴ(Nyoko)……………三〇七
ヌゴ・サンガ會社(In société française
du Nyoko-Sangha)……………三〇七
ネルチンスタク(Nertchinsk, に於ける囚
人虐待)……………三〇七
ネグリタ(Negrita, に於ける希勃衝突)……………三〇七
ネリドフ(Nelidow, 第二次萬國平和會
議々長)……………三〇七

〔ハ〕

ハート(Hart, 英人支那總稅
務司)……………三〇七
ハーディング(Harding)……………三〇七
ハイアブラント(Heydebrand, 獨逸中
央黨首領)……………三〇七
ハインリッヒ(Heinrich, ワイルヘルム二
世弟)……………三〇七

ハウスマン(J. Haussmann)……………二〇六
 ハスケウイ(Has-Kewi, 一郊外のブル
 メニア人虐殺)……………二〇六
 ハミディエ(Hamidies)……………二〇六
 ハミディエ師(Hamidieh, 土師)……………二〇六
 ハリム(Halim)……………二〇六
 ハル(Hull, 漁船の撃沈)……………二〇六
 ハルトマン(Hartmann)……………二〇六
 ハルトマン(の戦争論)……………二〇六
 ハルデー(Haldane, の陸軍改革案)……………二〇六
 ハメラマ(Harrar)……………二〇六
 ハメラマ(の三國協商批評)……………二〇六
 ハメラ条約(Pacte de Halden)……………二〇六
 ハンケ(V. Hanke, 獨逸軍事會議會
 長)……………二〇六
 ハンセン(J. Hanson, 佛國大使館名譽
 参事官)……………二〇六
 反動黨(露國の)……………二〇六
 漢堡(Hamburg)……………二〇六

〔J〕

東ルメリヤ(La Roumelie orientale)……………二〇六
 (の獨立宣言)……………二〇六
 (露國の政策)……………二〇六
 ヒルミ・シマ(Hilmi pach, とサイル
 ハレム二世)……………二〇六
 ヒンズマンク(Hindshak)……………二〇六

〔F〕

フーヤニール(Fongères, 靴工の同盟
 罷工)……………二〇六
 フーリニエー(Fournier)……………二〇六
 (露艦隊失態審査會議長としての)……………二〇六
 福音同盟(Alliance évangélique)……………二〇六
 博備……………二〇六
 フジナト(Fusinato)……………二〇六
 佛安條約……………二〇六
 佛伊通商條約(の再興運動)……………二〇六
 佛西密約……………二〇六
 フランクフルト條約(Traité de
 Francfort)……………二〇六
 佛蘭西(アガチール)打撃と對獨輿論強
 硬)……………二〇六
 (其のモロッコ政策の不徹底)……………二〇六
 (とアルジェリア及モロッコ)……………二〇六
 (と露國の滿洲撤兵不履行)……………二〇六
 (とモロッコ正王及借王)……………二〇六
 (の支那に於ける利権擴張)……………二〇六
 (の平和主義)……………二〇六
 (モロッコ問題に關し獨帝の親
 書に對する回答)……………二〇六
 (モロッコ問題に關し對英、
 伊、西)……………二〇六
 (陸軍の増備)……………二〇六
 佛蘭西銀行團……………二〇六

(とモロッコの借款)……………二〇六
 佛蘭西外國聯隊(の獨逸)……………二〇六
 佛蘭西赤道佛利加會社(Compagnie
 française de l'Afrique équatoriale)……………二〇六
 フランマンヨフ(Franz Joseph, 奧國
 皇帝)……………二〇六
 フリドリッヒ三世(Friedrich III, の
 人物と其の施政方針)……………二〇六
 フリバル(Friol)……………二〇六
 フリドマン(Frydman, の「余若し皇帝
 たらば」)……………二〇六
 フーラン(Fouras)……………二〇六
 フレーデリックス(Friedericks)……………二〇六
 フレシネー(Freyinet)……………二〇六
 (と宗教團體)……………二〇六
 (と佛國陸軍)……………二〇六
 (と露佛協商)……………二〇六
 (内閣の政綱)……………二〇六
 (内閣の辭職)……………二〇六
 (の埃及問題に關する提案)……………二〇六
 (の内閣組織)……………二〇六
 (陸軍大臣としての)……………二〇六
 フロトワ(Flotowの對伊奔走及辭職)
 ……二〇六
 フロベニウス(Frobenius)……………二〇六
 フロクテー(Floquet)……………二〇六
 (とアレキサンドル二世)……………二〇六

〔I〕

ヘー(Hay, の列國協同章)……………二〇六
 ヘーリマン(Hoeingan)……………二〇六
 ヘーラン島(Heligoland, 獨逸の
 取得)……………二〇六
 ヘルシマン(Herselmann, 露國
 知事)……………二〇六
 ヘルツェグヴィナ(Herzegovina)……………二〇六
 ヘルズルト(Herbert, ユニベルクの息)
 ……二〇六
 ヘルム島(Chalm)……………二〇六
 ヘルツェンメルン(Hoetzendorf, のカロ
 ル訪問)……………二〇六

〔ホ〕

奉天(一北京鐵道)……………二〇六
 奉天戰役……………二〇六
 ホーフェイネ(Hofmeyr)……………二〇六
 ホーヘンローエ(H. v. Hohenlohe, の
 露國行)……………二〇六
 ホーヴァ族(Hovas)……………二〇六
 (の尊大)……………二〇六
 ホスキール(Hoskier, 丁抹資本家)……………二〇六

〔ファ、フィ、フ、フエ、フオ〕

ファレーンディン・メイ(Fahredine-bey)
 ……二〇六
 ファハワアルロ人(Fahavallas, の反抗)……………二〇六
 ファツセル(Vassil)……………二〇六
 ファショダ(Fachoda)……………二〇六
 ファリエール(Fallières)……………二〇六
 ファワイエール(Favier)……………二〇六
 ファイグエ(Figuié)……………二〇六
 ファイチエフ(Fitchef, 勃將)……………二〇六
 ファイバール(Philibert, 佛國提督)……………二〇六
 ファイリップス(Phillips, ヨンネネス
 ルカ商業會議所會頭)……………二〇六
 フィリップパウル(Philippeville)……………二〇六
 フィリッポポリ(Philippopolis)……………二〇六
 フィリッポポリ事件……………二〇六
 芬蘭(Finland, の復讐要求)……………二〇六
 フェニアン主義(fenianisme)……………二〇六
 フェズ(Fez)……………二〇六
 (土民の包圍)……………二〇六
 フェズ遠征(とアルヘシラス決議)……………二〇六
 (と西班牙)……………二〇六
 フェリー(A. Ferry)……………二〇六
 (とチュニス事件)……………二〇六
 (チュニス遠征の目的を議會に
 發表す)……………二〇六
 (の對支要求)……………二〇六
 (の内閣の方針)……………二〇六
 フェルディナンド・フォン・サクス・コプ
 ルク(F. v. Saxe-Coburg)……………二〇六

〔ハ〕

(塞國との接近)……………二〇六
 (と獨逸)……………二〇六
 (と英露埃伊)……………二〇六
 (と露埃)……………二〇六
 (の獨立宣言)……………二〇六
 (の不明)……………二〇六
 (勃國公としての宣言)……………二〇六
 (列國の承認を得)……………二〇六
 (と露國朝廷)……………二〇六
 (第二次巴爾幹戰の失敗に就て
 其の陸軍に告ぐ)……………二〇六
 フェルディナント(F. Ferdinand,
 奧國皇儲)……………二〇六
 (と獨逸新聞紙)……………二〇六
 (とウィルヘルム二世)……………二〇六
 (の結婚)……………二〇六
 (夫妻の暗殺)……………二〇六
 (のボツダム行)……………二〇六
 フェルレル(Ferrul, の禁錮)……………二〇六
 フェール(F. Fauré)……………二〇六
 (の露國訪問)……………二〇六
 フォルストネル(V. Fostoner, の暴言)……………二〇六
 フォルザエメル(Forgenois, のクルー
 ル族征服)……………二〇六
 フォンテール(Fondère, のセムラーと
 の會商)……………二〇六

バーナーディストン(Bernadiston, 白國
 參謀總長との會見)……………五七
 バール・メル・ガザル(Bahr-el-Ghazal) ……一〇一
 バ・アーメッド(Ba-Amed)……………一〇五
 北黎の埋伏……………七七
 バギルミ(Baghirni, 佛國の一取得)……………一〇八
 バグダッド鐵道……………四〇
 * (と獨逸の野心)……………六二八
 バラティエリ(Barratieri)……………二七
 巴爾幹同盟(と獨逸)……………五八
 * (佛國の一畫策)……………三六
 巴爾幹半島(獨逸の對一政策)……………二二
 * (と露、獨、埃)……………三
 バルナライ(Barnali, 伊國共和黨首領)……………三〇
 バルナック(Balnick)……………五〇、五二
 バルト海地方(Les provinces baltiques,
 の賊民蜂起)……………三三
 バルトリーニ(Bartolini)……………三三
 バルトロメオ(Bartolomeo)……………三三
 バルトウー(Bartou)……………三三
 バルンア(Baroun)……………一七
 バロン(Baron, 獨逸斥候の一侵入)……………五九
 バロツエ族(Barotzes)……………三三、三六
 萬國議院平和同盟(Union interparle-
 mentaire)……………四四
 萬國ロムネー協會(Association interna-
 tionale du Congo)……………九四
 萬國平和會議(第一次)の三委員會……………二七六
 * (第一次)の成果……………二八一

第一次—佛國議員の外相宛報
 告書……………二七九—八〇
 * (第二次—と軍備制限)……………四二七
 * (第二次—と強制的仲裁々判)……………四二七
 * (第二次—の四委員會)……………四二七
 * (第二次—のプログラム作製)……………四二七
 * (第三次—開催の希望)……………四二九—三〇
 萬國美術展覽會……………一〇
 盤谷條約……………一〇
 バングエオ湖(Bangweolo)……………一〇
 萬里長城……………一〇

(U)

の(新陸軍法案攻撃)……………一九六
 の(失脚)……………一五七
 の(植民政策)……………一九一
 の(對佛政策)……………二二
 の(對佛政策の緩和)……………六八
 の(對露政策)……………八九—九〇
 (佛蘭西の植民政策聲援)……………七四
 (陸軍法案に關し議會の解散)
 ……三三
 ビンデル(Binder)……………三三

(フ)

フーランヤズム(Boulangisme)の露
 佛接近の阻碍……………一四
 フーランヤエー(Boulanger)……………一四
 の(活動)……………一〇
 (と露佛の接近)……………一六
 の(亡命及び其の勢力の失墜)
 ……一七
 フール軍(のケーア進入)……………一六
 フール人(Boers)……………一四、一五
 (大戰と—)……………一六
 の(自治)……………一〇
 フールヤア(Boulogois)……………一〇
 の(アガヤール事件の起原及
 經過の調査)……………三三
 (とモロッコ問題)……………三六

の(議院に於ける宣言)……………三六
 の(對マダガスカル政策)……………三四
 * (マダガスカル島に關する其の
 對外宣言)……………三三—六
 フーレー(Bourée, の支那との條約)……………七
 フカレスト條約(Les traités de Bucha-
 rest, とアルメニア人)……………三六
 * (と巴爾幹諸國の得失)……………五—四
 フユウイナ(Bukovina)……………三六
 葡葡耕作者(佛國一の罷工)……………三六
 ナメエ河(Benoué)……………一〇〇、一〇一
 * (佛國の一流域取得)……………一〇
 フノア(O. Benoit)……………五二
 フラティアーノ(J. Bratianu, 羅馬尼の
 首相)……………三〇
 フラツサヴィル(Brazzaville)……………三六
 フリマンディシ(Brindisi)……………三三
 フリアン(Briand, とロムネーに於け
 る獨佛論争)……………三三—三
 * (の對伊揚言)……………三三
 フリエール・ド・リール(Briège de l'Isle)
 ……一〇一
 フリフソン(Brison)……………一〇
 * (マダガスカル島遠征に關する—
 の苦心)……………一〇
 フリツヤス(Bridges, と白國參謀總長と
 の會見)……………三三
 勃牙利(諸將の對土戰争調書)……………三三
 (と埃塞)……………三三

(と國境問題)……………三九
 (と露國)……………三三
 の(塞希攻撃)……………三〇
 の(獨立宣言)……………三三
 の(中立宣言)……………三三
 物塞條約……………三七
 物塞の接近、及同盟の條約……………三七
 物塞條約の秘密條項……………三六
 物塞戰爭(と埃國の干渉)……………三三
 (の開始)……………三三
 アルモニー伯國(Bourgogne)……………三六
 アルシロフ(Broussilow)……………三六
 アレアル(Briart, のチユニス征服)……………三六
 アレスラウ號(Breslau, 黒海に入る)……………三三
 (の土國逃入)……………三三
 アローリー(Brogli)……………三三
 アリユセル會議(Bruxelles)……………三三
 アリユセルの會議(對獨回答の決定)……………三三
 文化(大戰と獨逸の—)……………三三
 アンゼン(Bunsen, 對塞埃國最後通牒に
 就て)……………三三
 アッシュ(M. Busch)……………三三

(B)

バーカー・パシヤ(Baker-Pasha)……………三三
 米國平和協會(Société américaine de
 la paix)……………三三
 ベートマン・ホルマン(J. Behmann-
 Holweg)……………三六、三六
 (と英國の海軍制限の提言)……………三六
 (ゴッペンとの會見)……………三六
 (ゴッペンとの折衝)……………三六
 (と一九一一年十一月の條約)……………三六
 (と英獨關係)……………三六
 の(獨逸陸軍増備主張)……………三六
 (の中立侵犯に就て議會の演説)
 ……三六
 ベーネーネ(Bernaert)……………三六
 ベク・ド・カナール(Beck-de-Canard)
 ……三六
 ベチユアナランド(Beachmanland)……………三六
 (英國の一占有)……………三六
 ベイリット(Beyrouth, 伊國の一攻撃)……………三六
 ベジエー(Beziens, の騒動)……………三六
 ベゾランフ(Bezourenoff)……………三六
 ベドウイン人(Belouins, の土軍援助)……………三六
 ベニスナッセン(Beni-Snassen)……………三六
 ベニムタヤ人(Beni-Mtir)……………三六
 ベネテグト十五世(Benedetto, XV.)……………三六
 ベルンツィン(Beluzin)……………三六
 白耳義(其の中立に關し列國への同意)……………三六
 (と一九一一年十一月の條約)……………三六
 (獨逸の—中立侵犯)……………三六
 (陸軍の増加)……………三六
 白耳義王(とアリユセル會議の一般決
 議書)……………三三

ベルギー (Belgium) 四三三
 (の争奪) 四三三
 ベルトロー (Berthelot, 佛国外相) 四三三
 ベルチスタン (Bloutchistan) 一六八
 ベルヒトール (Berthold) 五二二、五九四
 (海陸軍の増加主張) 五六一、三
 (巴爾幹に於ける境國の利益を論ず) 五五五
 「ベルリン號」(Berlin, 獨艦) 四八九
 伯林會議 (Conférence de Berlin, 一八八〇年六月十六日) 三七
 伯林條約 (Traité de Berlin) 四三三
 (とアルメニア人) 四三六
 (と英國) 四三五
 (と境國) 四五
 (と希臘及土耳其) 一〇
 (と獨逸) 二一三
 (と土耳其) 二
 (と露國) 四
 (と露國の對勃政策) 二〇
 (と巴爾幹基督教國) 三
 ベルリン號 (Berlepsch, 普國商工大臣) 一五九
 ベルントル (Bernharti, の戰爭論) 一〇八
 (の「獨逸と次回戰爭」) 五七〇、九
 ベン・スリマン (Ben Sliman) 五九二
 ベン・テハフ (Bendéff) 二二、二六
 ベン・サラヒマ (Bessabiah) 二九

〔ホ〕

澎湖列島 (の割讓) 三六
 ホータ (Boha) 三〇
 ホーン (Bone) 六〇
 ホアアツフル (Boiselle, 佛國參謀次長) 一九四
 ホスニア (Bosnia) 三三
 (住民の境國怨惡) 四三
 ホスニア鐵道 四三
 ホスニア及ヘルツェゴヴィナ (Bosnia-Herzegovina, 境國の二州統治の困難) 四三
 (境國の一買収) 四七、四五
 (と塞國) 四三、二
 (と獨逸) 四九、五〇
 (に關する境國政府の同意) 四三
 (に關する境土密約) 四三
 (一問題と露國) 四〇
 ホスフォルス (Bosphore) 五七
 (の防備) 三三
 (列國の警備艦派遣) 四九
 ホヘミア (Bohemia) 四〇
 ホプリコフ (Babrkov, の暗殺) 三七
 ホリス (Boris, フエルディナンド王子の子) 五六
 ホルメ (Borbon) 一九、二〇、二一
 ホンガ (Hongri) 四六

渤海灣

〔ハ〕

ビュロー (Bulow) 三五、三七、三九、四〇
 (其の伊境國の斡旋) 三八
 (と英佛協商) 三七
 (とモロッコの改革) 三三
 (とボスニア・ヘルツェゴヴィナ問題に就て) 四九
 (と伊境) 三七、三八
 (とモロッコ問題) 三七、三八
 (とモロッコ問題) 三七、三八、三三
 (ザオリアタイ及伊國社會黨を引き入る) 三八
 (の伊國引上) 三二
 (の「汎獨政策論」) 三五
 (の對伊奔走) 三五、一
 (のモロッコ問題に關する同意) 三八

〔ハ〕

パトノートル (J. Patenôtre) 一〇
 パイディカリム (Pardicaris) 三三
 パーネル (Parnell) 三三
 パワロフ (Pawlor, の暗殺) 三六
 パンチエ (Pachitch) 四七、五〇
 (の露都行) 四〇
 ハリエー (G. Perier) 一〇
 (の辭職) 一〇
 (のマダガスカル島に關する宣言) 三九
 ペロックス (Pellox) 三九
 ペス (と英露協商) 四〇
 ペス王 (とブリュッセル會議の決議書) 四〇
 ペス海 (と英露の協定) 四〇
 ペルビニヤン (Pempignan, の騒動) 三九
 ペンザ (Penza—知事の暗殺) 三九
 ペンヂェ (Pendjeh) 一〇
 ペンノ (Panno) 三六

〔ホ〕

ポーゼン (Posen) 六二
 ポーナム (Potsdam) 一〇
 ポーナム條約 (Traité de Potsdam) 一〇
 ポーツマス會議 (に於ける日露の主報) 一〇
 波蘭 (Poland) 一〇
 (の自治要求) 一〇
 ポアンカレ (Poincaré) 一〇
 (の就任と佛國政策の強硬) 一〇
 (の露國行) 一〇
 「ポスト」(Post) 一〇
 ポンタム (Potsdam) 一〇
 (の大會議、佛國攻撃に決す) 一〇

パト (Patand, と巴里電氣工夫同盟罷工) 三六
 パナマ運河社事件 (と露佛同盟) 一〇
 パニツァ (Panizza) 二二、二六
 パルラウイチーニ (Pallavicini, 駐土境國大使) 五七、八
 汎イスラミズム (Panislamisme) 八
 (と境國) 三〇
 「パンチエ號」(Pantier, 獨艦) 四九
 汎獨協會 (Alldeutscher Verband, の主戰論) 三、一五
 (〔ウ〕)
 ピエール提督 (Pierre) 六
 ピション (Pichon, とカサブランカ事件) 四
 (と在支宣教師問題) 三
 (の對獨答辯) 三、四
 (の獨佛會社設立の提議) 四
 ピラータ (Ponce Pilate) 五〇
 ピレウス (Pirée) 一八、一九
 ピント (G. Pinto, 葡國武官) 一八
 (〔フ〕)
 プーン (Ponzi) 九
 プトニツク (Pontnik, 塞國將軍) 五、三
 プラホフ (Prahovo) 四、五

〔ウ〕

プリズレンド (Prizrend) 五三
 プリレンプ (Prilep) 五三
 プリンチプ (Princip, サライエヴォ兒行者) 五七、五八
 プルタリース (Poutales, 獨逸大使) 五九
 プレトリア政府 (Pretoria) 六三
 (英國政府との交戰狀態宣言) 六四
 プレトリア條約 三七
 プレ・サン・ヤエルウエー (Pré-Saint-Gervais, の示威運動) 五〇
 プレンノフ (Pr. Plekhanov, の「戰爭に就て」) 一〇、一一
 プレウエー (Prelive, の暗殺) 三七
 プレウエー (Prelie) 三七
 プレウエーザ (Preveza, 伊國の一砲撃) 五〇
 (の談話) 一一
 プロシヤスカ (Prochaska, プリスレンド駐在境領事) 五三
 (〔ク〕)
 ペートル王 (Peter, 塞王) 四、五、三
 (の蒙塵) 六
 (勃國との接近) 五
 北京漢口鐵道 三
 ハトロバウロフスク (Petrovaulonsk) 三〇
 ハトロアララチ (Petrograd, 聖彼得斯堡の改名) 六、二

(と佛世)……………三〇一
 (一九一一年十一月の條約の經濟的條款)……………五〇七
 (經濟問題に關し獨佛の折衝)……………四九一—八
 (司法上の改革に關し獨佛の折衝)……………四九七
 (と英佛協商)……………三五—九
 (に於ける佛國の利益及權利)……………三三—七
 (と佛蘭西)……………三四—五
 (獨佛の提携)……………五〇八
 (に關する一九〇九年の獨佛條約)……………二二—七
 (の境界問題)……………三三—五
 (の治外法權)……………五〇五
 (の特殊郵便局及學校)……………五〇六
 (排外黨の暴動)……………四三—九
 (の陸軍教官)……………四六—九
 (の領事裁判)……………五〇六
 (佛國の保護權取得)……………五〇七
 (佛國の對プログラム)……………三七一—八
 モロッコ土木會社 (la Société Marocaine des Travaux publics)……………三七一—八
 モロッコ事件の結果)……………三九六
 モロッコ借款(と佛國社會黨)……………三七七
 (第二回—と佛國)……………三七八
 モロッコ問題(一九一一年十一月の解決)……………三〇—八

(とアルヘンラス會議決議)……………
 (と獨佛國交の緊張)……………五〇六、四九八、五〇五
 (に於ける獨佛の協調)……………四九四
 モンガム (Mongoumba)……………四九六、五〇四、五〇九
 黒山國(對土宣戰)……………五〇九
 (列國の—海岸封鎖)……………五〇九
 モントマルロ (Montello, 佛國大使)……………
 モンテイエ (Monte J)……………三〇一、三〇八
 モンスリエ (Montpellier, の騷擾)……………三〇七
 モンロー主義 (Monroe Doctrine)……………三〇一

(M)
 ミユールツテック (l'Accord de Miereteg, とマケドニア)……………四三三
 ミユールベルヒ (Mühlberg, 獨逸外務次官)……………三三九
 ミュンスター伯 (v. Munster)……………三三三
 ミュンヘナ—ノイエスタナリヒ
 テン (Münchener Neueste Nachrichten)……………三三三
 ミンヘン (München)……………五〇〇

(ヤ)
 ヤーゴ (Jagow)……………五七三、五七六、五九八
 (ナンシト事件の陳述)……………五〇八

ヤクア・カン (Yacoub-Khan)……………三三
 山縣……………三三

(ユ)
 エマン提督 (Humann, の湄南河没入)……………三〇三
 ユーゴ—スラヤ (Yugo-Slavie)
 ……三〇三、三〇七、三〇九、三一一、三一三
 エウトロピト條約 (Traité d'Europe)……………三二二
 猶太人(オデッサに於ける—襲撃)……………三九六
 「ユナイテッド・プレス」(United Press)……………三〇六

(ヨ)
 揚子江……………三九三
 ヨーラ (Yola)……………一〇〇、一〇一
 ヨアンネス (Jannes)……………一三九、一四〇
 ヨハネスブルグ (Johannesburg)……………一四〇

(ラ)
 ラーテナウ (Rathenau)……………三九一
 ライオンズ (Lyons)……………三九一
 ライスリ (Raissonri, モロッコの刺殺)……………三九三
 (の降伏)……………三九三
 (の跳梁)……………三九三
 ライツ (Leitz)の英國に對する反駁)……………三九三
 ライツェンスタイン (Reitzenstein)……………三九一

ライニライブリウオニ (Rainiliariwony, マダガスカル島首相)……………三三
 (の佛國提議拒絕)……………三三—二
 「ライヒスアンツァイグ」(Reichsanzeiger)……………三三
 「ライヒスポスト」(Reichs Post, の伊國のトリポリ併合宣言攻撃)……………三三
 ラウニツ (v. der Launitz, の暗殺)……………三三
 ラオン—エターノ (Raon-Étape, の同盟罷工)……………三三
 ラクロフ (M. Lacroix, 佛國植相)……………三三
 ラス—カザル (Ras-Kassar)……………三三
 拉丁文明(大戰と—)……………三三
 ラトコ (Ratko, 勃將)……………三三
 ラドリン (Radolin)……………三三
 (とモロッコ問題)……………三三
 ラドワイツ (Radowitz, とマルニシラ會議)……………三三
 ラデニエツマン (Radjevutz)……………三三
 ラナワノロ (Ranavalo II.)……………三三
 (に對する佛蘭西の強硬)……………三三
 (の追放)……………三三
 ラマルゼン (de Lamarzelle)……………三三
 ラムズドレン (Lamsdorf, の時機運送策)……………三三
 ララーシテ港 (Larache)……………三三
 ラリッサ (Larissa)……………三三
 ラルラ—マツニフ條約……………三三
 Lalla-Magania……………三三

ラローシユ (Laroché, マダガスカル島の統帥)……………三三
 ラウイザエリ (Lavigerie, アルサエリアの監督)……………三三
 ランケン (Lancken, のカメルーン—ンユー鐵道主張)……………三三
 ランクウェルト (Langwerth)……………三三
 ランメルモン (Lambertmont)……………三三

(リ)
 リーブルヴィル (Libreville)……………三三
 リエーザエ (Liegé, 守備兵増加)……………三三
 リカタール (Lizard)……………三三
 リヤン (Lyon)……………三三
 李熙 (朝鮮王)……………三三
 リクアラ (Likhonah)……………三三
 陸軍法(一八九一年七月の佛國—)……………三三
 李鴻章……………三三
 リコナ—メタンヤ (Likona Nkoundja)……………三三
 李楊材……………三三
 リガ (Riga—監獄の亡狀)……………三三
 リトヴァニア (Lituania)……………三三
 リヒノワスキー (Lichnowsky, と獨逸の誤算)……………三三
 リビヤ (Lybia)……………三三
 リボー (Ribot)……………三三
 (と英佛植民地問題)……………三三

(と露佛協商)……………三三
 (のフエリ—内閣攻撃)……………三三
 リム (Lym)……………三三
 リョーテ (Lyautey)……………三三
 (のウツマタ派遣)……………三三
 (の佛國外相及陸相宛報告)……………三三
 リヴィエール中佐 (Rivière)……………三三
 リヴォニア (Livonia, 獨軍の—進撃)……………三三
 リンテキスト (Lindquist, 獨逸植相)……………三三
 リンクス (Limpus, 英國提督)……………三三
 立憲黨 (Les Constitutionelles, 土耳其の—)……………三三
 立憲民主黨 (Cadets, 露國の—)……………三三
 リックリン (Ricklin, アルサス中央黨首領)……………三三

(ル)
 ルドルフ (Radolph, フランツ—ヨセフの長子)……………三三
 ルーヴイヨ (K. Ludwig)……………三三
 ルーベ (Loubet)……………三三
 (の訪英)……………三三
 羅馬尼(大戰に於ける—の態度)……………三三
 (と國境問題)……………三三
 (の希塞左袒)……………三三
 ルーメリア (Loumeria)……………三三
 ルーヴァン (Louvain, の暴行)……………三三
 ルーヴィエー (Louvier)……………三三
 (とモロッコに關する萬國會議)……………三三

.....三六六
 (とモロコシ問題).....三〇、三三、三六、三五
 (のナラヤエー驅逐).....一五
 ルカーヌス(Lucanus).....一五
 ルクセンブルグ(Luxembourg).....五七〇
 (獨逸の侵入).....五九
 (獨逸の一集中).....五九
 ルチニア(Ruthenie).....六四
 ルドニツク(Roudnik).....三三
 ルチニク(Rutschnik).....一
 ルティニ(Rudin).....一七、三六、三四
 (と植民政策).....一八
 ルニョール(Begnault).....三八、三六、三三
 (の激進的要求事項).....四一
 ルブラン(Lelbrun).....五三
 ルレ・ブルガス(Lule-Bourgas).....五一
 ルロア・ベリヤー(Leroy-Beaulieu).....三三
 ルフエツトール(Lefebvre, ロレンヌ議
 員).....五三
 ルサオアル(Revoli).....三七
 (アル・シラス會議と).....三九
 (アル・シラス會議に於ける).....三九
三九
 (一)
 レオ十三世(Leo XIII. と佛伊關係)
二一
 (とビスマルク).....二一

.....二
 (のロシアととの密商).....二
 レオポルト王(Leopold とハンノー國)
二
 (のハンノー領有權取得).....二
 レマド・パツァ(Rachid-pacha).....二
 レテプーレ(Ledbour, 白蘭中立條犯
 に関する一の質問).....二
 レヌー(Lesqes).....二
 レヴァール(Reval, に於ける英露兩元
 首の會見).....二
 レンス(Renis, 一寺院の破壊).....二
 レンシヤウゼン(Benclausen).....二
 レンズベルグ(Lemberg).....二
 レット人(Lettes).....二
二
 (二)
 老開(Lao-Kai).....二
 ロース(Los).....二
 ロザンヌ會議(Conférence de
 Lausanne).....二
 ローズヴェルト(Rosevelt, とブルク
 シラス會議).....二
 (の日露講和斡旋).....二
 ローゼン(Rosen, 露國外交官).....二
 ローゼン(Rosen, 獨逸公使).....二
 ローシニシュペール(Rachschouart).....二
 勞動同盟(Band des travailleurs, 露國の)
二

ローティンナ(Rhodasia, の建設).....二
 ローレンツラ(Lobengula, ファクマ
 族の王).....二
 ローレ(F. Lawr).....二
 ローレンソ・パネタス(Lourenço
 Minguez).....二
 ロアング(Loungo).....二
 ロイス(Renis).....二
 ロイド・ジョージ(Lloyd George).....二
 (の英蘭銀行支配人招待會に
 於ける演説).....二
 ロイヤル・ニサヤ社(Royal Niger
 Co.).....二
 「ロカール・アンナイヤル」(Lokal
 Anzeiger).....二
 (獨逸隊の佛首相出迎を評す).....二
 (白蘭領有主張).....二
 露西亞(軍備の擴張).....二
 (と勃塞).....二
 (獨逸の一革命の陰謀).....二
 (に於ける塞爾比熱).....二
 (に於ける獨逸革命陰謀の失敗)
二
 (の憲法).....二
 (の根本法典).....二
 (の極東略).....二
 (の總選舉と政府の壓制).....二
 (の對日對案).....二
 (の勳員).....二

1951
 1926
 1918
 1936
 69
 昭和10年電報

.....三〇
 (の日本に關する誤算).....三〇
 (の佛國に於ける募債).....一四八
 (佛國よりの小銃購入).....一四八
 (巴爾幹地方の鐵道計畫).....一四八
 (陸海軍の腐敗).....三九
 露國皇太子(の伯林訪問).....二九
 露支銀行.....二九
 ロドスト(Radosto).....五三
 ロマス(Rhinope).....三六
 ロヤエストウエヌスキー(Radjevskicki)
三三
 (の大敗).....三九
 露佛同盟(Alliance franco-russe).....三九
 (と極東).....三九
 (と英對佛).....三九
 (の調印).....三九
 ロバーツ(Roberts).....六五、五九、六九
 ロリス・メリコフ(Loris Melikoff).....三
 倫敦協約(トランスワールに關する).....三八
 倫敦會議(Conférence de Londres,
 八八四年の).....八一
 倫敦會議(一九二一三年)と列國の
 對土提議).....四四
 (の開催と休止).....四四
 倫敦條約(Traité de Londres).....四五
 倫敦條約(Traité de Londres, 一九一
 三年).....四五
 (と勃塞の論争).....五七
 ロンウイ(Langwy).....五九

.....二
 ロマニヤ(Roumanol).....二
 ロン(Loda, の同盟罷業).....二
二
 (リネリ)
 劉永福.....二
 リューテリツク(Lüteritz, 獨逸商人).....二
 リューマク(Litbeck).....二
 リュネヴァル(Lüneville).....二
 遼東半島の割讓及還附).....二
 遼陽.....二
 旅順.....二
 (日本に歸屬す).....二
 (の封鎖).....二
 (露國の一租借).....二
二
 (ウ)
 ウアグイ(Wahut).....二
 ウアルツワ(Vasovie).....二
 (獨逸軍の一擧取と波蘭).....二
 ウアルデルゼー(Waldere, 獨逸元帥)
二
 ウアディングトン(Waddington).....二
 (とチユニス問題).....二
二
 (ウ)
 ウィード(W. v. Wied, アルバニア公

となる).....二
 ウィルヘルミナ(Wilhelmina, の上奏
 文捧呈).....二
 ウィルヘルム一世(Wilhelm I.).....二
 ウィルヘルム二世(Wilhelm II.).....二
 (開戦に際し議會に與へたる勅
 語).....二
 (ロノヒト行).....二
 (宣戰の聲明).....二
 (と英佛協約).....二
 (とカサブランカ事件).....二
 (とクレーテ島問題).....二
 (とトリオリ問題).....二
 (とドライフス事件).....二
 (と南阿戰爭).....二
 (と萬國美術展覽會).....二
 (のクリューゲル宛電報).....二
 (の性質及即位當時の宣言).....二
 (の尊大).....二
 (の對伊苦心).....二
 (の對土畫策).....二
 (の對佛嫌構).....二
 (の對波蘭宣言).....二
 (の對露遊).....二
 (の對露佛宣戰聲明).....二
 (の洋威行).....二
 (の露帝威嚇).....二
 (の對帝への提議).....二

(のモロッコ訪問に關する演説)……………三三〇
 ……三三〇
 (のモロッコ行)……………三三〇
 (のガエチア行)……………三三〇
 (メッソに於ける演説)……………三三〇
 ウィンターホースト(Winterhorst, 獨逸)
 中央總領……………三三〇
 ウィッチ(Witch)……………三三〇

(ウエ)

ウエビキ(Wuehner, のロンキー問題
 に關する提議)……………三三〇
 (の對物非難)……………三三〇
 (の對物要求解決)……………三三〇
 (フエズ遠征に就て)……………三三〇
 (モロッコ問題に關しカンギン
 との折衝)……………三三〇
 ウェルセルンハイム(Welshheimh,
 のモロッコ警察問題に關する提議)
 ……三三〇
 ウィンター(Von Wenner)……………三三〇
 (ケルナー一評)……………三三〇
 ウィンター(Ouelle)……………三三〇
 ウォルフメーネン(Wolf-Meener-
 nich)……………三三〇

(ヴァ)

ヴァーリ(Valey 英人)……………三三〇
 ヴァイヤン(Vallant)……………三三〇
 ヴァゼイユ(Vaellie, 獨逸議員會議に就て)
 ……三三〇
 ヴァンナイ(Vall, 伊國の一攻撃)……………三三〇
 ヴァルダール河(Vardar)……………三三〇
 ヴァルダール(Valdemar)……………三三〇
 ヴァルナ(Varna)……………三三〇
 (伊國の一占領)……………三三〇
 ヴァン(Van, 地方のアルメニア人虐
 殺)……………三三〇
 ヴァンノウスキ(Vannowski, 露國陸
 軍大臣)……………三三〇
 ヴァンソンス(Vasson, のカレドニア島占領)
 ……三三〇

(ヴィ)

ヴィクトリア女皇(Victoria)……………三三〇
 ヴィクトリア(Victoria, フリドリッヒ
 三世后)……………三三〇
 (の巴里訪問)……………三三〇
 (の巴里訪問と諸新聞の論調)
 ……三三〇
 ヴィダー條約(Traité de Vydad)……………三三〇
 ヴィレー(La Mire de Vlier, のイタ
 ガスカル島派遣)……………三三〇
 ヴィヴィアニ(Viviani)……………三三〇
 (の露國行)……………三三〇

(のメイトマン・セルウェヒに對
 する回答)……………三三〇
 「ヴィンタ・イタリナ」(Vita Italiana,
 ビコロの機關)……………三三〇
 ヴルチニア(Vulhiza, に於ける暴
 物衝突)……………三三〇

(ヴ、ヴェ、ヴォ)

ヴェニゼロス(Venizelos)……………三三〇
 (再度の辭職)……………三三〇
 (再び政權を握る)……………三三〇
 (の親協商側)……………三三〇
 ヴォーゼニン(Vorantin, の暗殺)……………三三〇
 ヴォーゲン(Vogel, 獨逸の一集中)……………三三〇
 ヴォロン(Voyron)……………三三〇
 ヴォルガ河(Volga, 一方の百姓一擧)
 ……三三〇
 ヴォルピ(Volpi)……………三三〇

索引終

大正八年九月五日印刷
 大正八年九月八日發行

(正價金參圓五拾錢)



譯者 煙山專太郎
 發行者 荒川信賢
 印刷者 渡邊八太郎
 東京市小石川區青羽町四丁目十一番地
 東京市牛込區櫻町七番地

發行所 早稻田大學出版部
 東京市牛込區
 (總發口産東京一三三三番)

日清印刷株式會社印刷

所 捌 賣

東京神田
東京日本橋
東京京橋
東京東區
大阪東區
名古屋市

東京堂
誠堂
北隆館
東海堂
盛文館
星野文星堂

(其地各他其)

379
2

終